

第一節 応仁の乱前後の大村氏と有馬氏

一 戦国期 大村純治・純伊・純前の系譜

一・はじめに

肥前国彼杵郡大村地方を領した大村氏の出自、その後の系譜については、大村藩成立後に編纂された「大村家記」をはじめとする近世の編纂物で語られることが多かった。天慶の乱(九三九〜九四一)を起こした藤原純友の孫直澄が、祖父純友の罪が許されたことに伴い、朝廷から藤津・彼杵・高来の三郡を賜り、正暦五年(九九四)に伊予大洲から大村に入部したとする。その後近世大村藩の開祖となる大村喜前に至るまで、一九代を数える系譜が組み立てられている。

近世以降に整備されたと思われるこの大村氏の系譜について、早くは太田 亮が大村氏の氏祖は藤津郡古枝大村方を本拠地とする大村直とする異論①を唱えて以来、外山幹夫や満井録郎の平直澄氏祖説②、また河野忠博による鍋島家記録中の大村氏系譜③の発見等により、大村氏の系譜は再検討を迫られている。

本稿では、出自と草創期の大村氏系譜は別項で述べるとして、従来の大村氏系譜では一五代から一七代に数えられる、戦国期の純治・純伊すみこれ・純前すみあきの時代を再検討する。

二 大村純治の時代

大村純治は、郡川河口の寿古の地に好武城を築城した領主として著明である。『大村郷村記』福重村は、大村民部大輔純治は島原半島の有馬氏との合戦が数年に及んだために、郡村福重の要害の地に城を築いた。その城を好武城とい

う。それ以前は代々久原城と大村館に居た。築城年代は不詳と記す。

ここには好武城築城の経緯は記すものの、純治の生きた時代の記述は一切ない。大村純治の時代を記す一つの史料は、「藤原姓大村氏世系譜」であり、文明三年（一四七一）に好武城に没し、郡村竹松に葬ったと記す。更に『大村鄉村記』松原村にも、妙宣寺日衛和尚の記録に純治の没年を文明三年、没年を六五歳とあることを伝える。

両記録を合わせると、日衛記録の没年齢から純治は応永十四年（一四〇七）に生まれ、文明三年に六五歳で没したことになる。したがって大村純治は十五世紀初期から後期に生きた人物とすることができる。

ところで佐賀市嘉瀬町荻野の富泉院には、康暦元年（一三七九）から永徳二年（一三八二）にかけて大村領竹松村黒丸の本来寺で写経された大般若経が所蔵される（4）。この大般若経がなぜ佐賀市内の寺院に所蔵されるかは不明ながら、藤津郡太良町を経て、大正十四年（一九二五）に当院の所蔵となったと伝えられる。いずれにしても当大般若経は大村の地で写経されたものである。その六〇〇巻目の奥書には、次のように記される（写真3-1）。

肥前州彼杵郡松原村八幡宮

奉寄進大般若経一部

于時延徳二年壬子三月十五日 大村民部大輔藤原純治

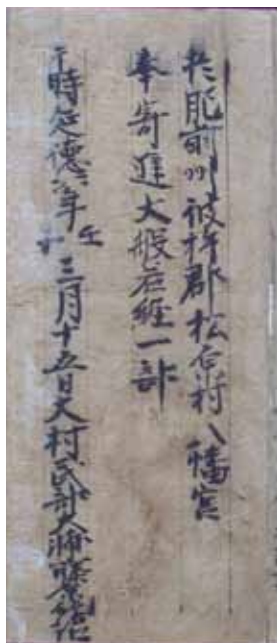


写真3-1 富泉院所蔵大般若経第六〇〇巻奥書（佐賀市 富泉院所蔵）

※全体写真は巻頭に掲載

すなわち、写経が終わった永徳二年より一〇年が経過した延徳四年（一四九二）に、大村民部大輔藤原純治という人物により、彼杵郡松原村の八幡宮に寄進されている。その寄進先の八幡宮とは、現在も大村市松原に鎮座する八幡神社に比定して間違いない。そうすると寄進者の大村民部大輔純治は、大村に

地縁がある人物と考えられ、従来、大村氏一五代と伝えられてきた大村領主大村純治と考えるのが妥当であろう。『新訂 寛政重修諸家譜』ではその官途名を「民部大輔」とし、先の奥書に寄進者名として記される純治の官途名と一致する。とすればこの大般若経は、大村領主・大村純治によって松原八幡宮(松原八幡神社)に寄進されたものであった。その寄進した年は延徳四年三月十五日であった。そうすると、従来言われてきた純治の没年を文明三年とする説と矛盾する。文明三年より二一年後の延徳四年には、純治は生存していたのである。

大村純治の没年を文明三年とする「藤原姓大村氏世系譜」と『大村郷村記』松原村は、いずれも江戸時代の編纂物である。この両記録に対して前掲の大般若経寄進年を記す奥書は、その寄進時に記された同時代史料であり、この記録が史料としての信憑性ははるかに高い。とすれば大村純治の生存時期は、当然、大般若経の奥書に従うべきであり、純治は延徳四年には確実に生存していた。

果たして延徳四年時の大村純治の年齢は何歳ほどであったのか。推測の域を出ないが、純治の嫡男・純伊の没年は、三城城北の出曲輪跡から出土した墓塔によって、大永三年(一五二三)とすることができる。純治が大般若経を寄進した三一年後に純治の嫡男・純伊が没している。この親子の時代性から推測すると、寄進時の純治の年齢はもう晩年の域に入った頃と考えられる。いずれにしても大村純治の時代は、従来の文明三年(一四七一)没を基準に想定されていた時代より、少なくとも二一年は時代が下るのである。

寄進時の純治の立場は、大般若経の最後に「大村民部大輔藤原純治」と官途名をも歴然と記し、依然として大村領主の座にあったことをうかがわせる。

ところで大村純治は、なぜ松原八幡宮にこの大般若経を寄進したのか。

「郷村記」等の近世の記録によると、純治は郡地方を流れる郡川河口近くの寿古の地に好武城を築き、この城を本拠地としたという。その郡地方の松原村に鎮座したのがこの八幡宮であり、文献上での初見は、「楠木合戦注文」に見える正慶二年(一三三三)である(5)。

鎌倉に幕府を開いた源頼朝が武門の守護神として、武神である鶴岡八幡宮を開府地に祀ったように、八幡宮は武神として武門の信仰を集めた。恐らく大村純治も自らの武運長久を祈って、武神である松原八幡宮を選び、大般若経を寄進したものと推測される。

大村純治が郡地方の八幡宮にこの教典を寄進したことは、近世の記録が記すようにやはり純治は好武城を拠点とし、郡地方に本拠地を置いていたことを証明している。

中世の日本を李氏朝鮮側の立場で見た記録として『海東諸国紀』^⑥がある。朝鮮半島に來朝して交易等を求めた日本の諸侯の面々が記される。その顔ぶれは国ごとに記録され「肥前州」からの來朝者として次のような記録が目に見えまる。

源重俊

丁亥年、遣使して來り、舍利の分身を賀す、書に、肥前州太村太守源重俊と稱す。大村に居す。武才を能くす。麾下の兵有り

丁亥の年は日本の年号では応仁元年（一四六七）に当たる。その年に太村太守源重俊という人物が李朝を訪ねている。この記述からこの大村の領主と考えてまず間違いないが、ここに見える「源重俊」という人物を今のところ他の史料に見出せない。ただ、前述のように大村純治の生存が最終的に確認できるのは延徳四年（一四九二）であり、李朝訪朝がその二五年前のこととすれば、大村純治である可能性が極めて高い。

とすれば大村氏は朝鮮半島との交易も行っていた。大村太守に続いてその一、二年後には彼杵庄の藤原清男、肥前州風島津（飯盛町江の浦か）源信吉も朝鮮半島に渡っている。

■三、大村純伊の時代

大村純伊は文明六年（一四七四）の有馬氏との中岳合戦に破れ、大村領から一時敗走した領主として語り継がれてきた。しかし六年後の文明十二年に大村領を奪回したと伝えられる。しかし前項で触れた大般若経の出現によって、

中岳合戦の一八年後の延徳四年（一四九二）にはまだ純伊の父・純治が生存し、大村領主の立場で大般若経を寄進したことがうかがえた。とすればその嫡男・大村純伊の治世も時代も下げて考えねばならないのである。従来、大村純伊は大村家系図によると、長禄三年（一四五九）に生まれ七九歳で天文六年（一五三七）に没したとされてきた。

注目すべきは、三城城北出曲輪跡から出土した墓石には、次のような銘が刻まれている（写真3-2）。

大永三年
癸未

（正面）

中庵

七月十二日 孝子敬白

（左側面）平朝臣前勢州太守純伊

この墓石は「平朝臣前勢州太守純伊」の銘から大村純伊のものと思われる。その没年は大永三年（一五二三）と刻まれている。従来の純伊生没年を記す史料は、近世初頭に編纂された系図・記録であり、同時代史料であるこの墓碑の没年と比較すると、史料としての信憑性は落ちる。この場合、大村純伊の墓碑銘に従い大永三年と訂正すべきであろう。

この墓石の出現によって大村純伊の治世は、大村純治の生存が確認される延徳四年（一四九二）以降、大永三年までの間、推測の域を出ないが、約二〇数年間ほどであったと思われる。そうすれば従来言われてきた文明六年の中岳合戦は、純伊以前のこととなり矛盾を生じるが、この点については第三項の「有馬氏と大村純伊の抗争・中岳合戦」で述べる。

■四、大村純前の時代

大村純前は、「藤原姓大村氏世系譜」によると大村純伊の二男に当たり、官途名は丹後守を名乗る。天文二十年（一五五二）六月十五日に没し、『大村郷村記』福重村に



写真3-2 中庵碑（大村純伊墓碑）（大村市立史料館所蔵）

よると墓所は福重の白水寺跡にあると記す。

大村純前の同時代史料としては、大村市立史料館所蔵の大村純前逆修碑がある。その銘には、「宗珍大禪定門逆修」天文十□□月十五日」と刻まれる⑦。ここに見える「宗珍」は、「大村家譜」巻之二に純前の葬送について「葬于白水寺、号宝山宗珍日空大居士」と見えることから、大村純前の法号である。とすればこの逆修碑から大村純前は、天文十年代に自らの死後の成仏を願った逆修供養を行ったことが分かる。その後天文二十年に没したことになる。

もう一つの同時代史料は、佐賀県伊万里市の本覚寺に所蔵され、大村純前の名前が見える次の大般若経奥書である⑧。第四〇八巻奥書には次のように見える(写真③)。

大永五年乙酉八月吉日

奉尊大般若経一部六百卷軸芒

藤津郡志保他庄賀嶋村 寶州山莊嚴院住侶善谿叟

大檀那平朝臣大村純前武運長久之故也

この大般若経は、欠巻となった分を大永年間と天文六年、七年に写経し、補充している。その欠巻分の補充の意図は、随所に見えるように「大村純前武運長久」を祈ったことであつた。その写経が始まるのは大永五年(一五二五)である(四〇八巻・五五六巻奥書)。

なぜ大永五年に写経を始めたかの点について、川上

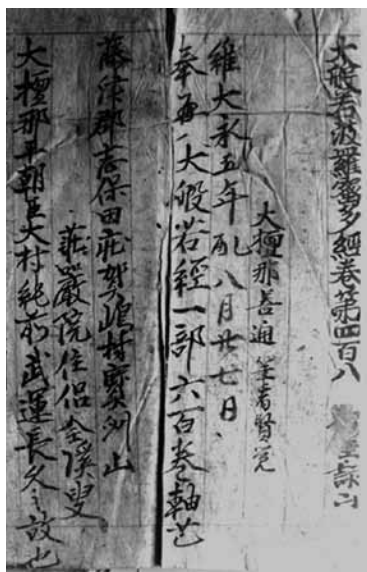


写真3-4 大村純前の名前が見える大般若経四〇八巻奥書

(伊万里市 本覚寺所蔵)



写真3-3 大村純前逆修碑 (大村市立史料館所蔵)

茂治は大村純前の大村家相続年代を天文六年（一五三七）とする従来の説に基づき、それより一二年前の大永五年は大村純前の元服の時期に当たるとして、その元服を期して行われたと推測した⁹⁾。

しかし純前の大村家相続の時期は、前述のように前代の大村純伊の没年が大永三年（一五二三）であるから、この年に大村家を相続したものと思われる。そしてその二年後から大般若経の写経補充が始まっていることから、新領主の跡目相続に伴い、その武運長久を願うての写経であったとすべきであろう。

いずれにしても、大村純前は前掲の大般若経の奥書に見える「大檀那平朝臣大村純前」の署名からも、大永五年には大村家惣領であったことには違いない。この点でも従来の純前相続の時期を天文六年とする説は訂正しなければならない。

前代の純伊の没年を「中庵」碑により大永三年とし、その二年後の大永五年に純前が新領主として登場することは、年代的に矛盾なく整合性がある。

■五、藤原姓・平姓を名乗った三代

前項で触れたように戦国期の前記三代の大村領主については、幸いに各時代ともに同時代史料が残っていた。富泉院大般若経・中庵碑・本覚寺大般若経である。その史料には三領主が名乗った姓がそれぞれ記され、純治は藤原姓、純伊と純前は平姓を用いている。

大村氏は、その始祖を天慶の乱を起こした藤原純友の孫・直澄として、藤原姓を名乗ってきた。大村氏の系図名を「藤原姓大村氏世系譜」と称したのは顕著な例である。この立場に立てば純治が「藤原」を称するのは、何も違和感はない。しかし大村純治の嫡男・純伊は、父親が藤原を名乗ったにもかかわらず「平朝臣」とし、次の純前も同様に平姓を称した。自らの出自を誇示するために藤原・源・平・橘などの姓を称することはよく行われ、家系を考える際にはかなり重要な問題とされている。しかしこの三者の姓は同族でありながら一貫性がない。三者の姓「藤原」「平」は大般若経の奥書、あるいは墓石に記され、その出典の信憑性は極めて高い。この実例から推測すると、この三領主の時期には、

藤原姓大村氏という連綿とした意識が存在したとは考えがたく、各領主が恣意的に用いた節がうかがえる。

『海東諸国紀』に登場する太村太守源重俊は、大村純治の可能性が高いとした。そうなればここでは源姓を名乗っているのである。恐らく李氏朝鮮に対し自ら家系を武門と誇示するために源姓を使ったのであろう。肥前州の多くが源姓で登場する。

そういう中であって、大村純治が藤原姓を自称していることは注目すべきであろう。そこに先祖を藤原純友の孫の直澄とする自覚があったか否か不明としても、近世大村藩での大村氏系図編纂の際に、何を根拠に藤原姓としたのか、その経緯は未だ明らかにされていない。しかし十五世紀末期に純治は明確に「藤原姓」を名乗っていた。このことが近世初頭の十七世紀初期まで伝承・記憶として伝わり、系図編纂に何がしかの影響を与えたのか。いずれにしても、中世期での純治の藤原姓自称と近世大村氏の藤原姓については、関連性があるのか、全くの偶然なのか、今後深めなければならぬ課題であらう。

大村純前の武運長久を祈って藤津鹿島の地で、大般若経欠卷分の写経が行われた点について考えたい。

この写経が始まった大永五年（一五二五）には、大村純前は大村領主として、大上戸川端の大村館に平時の住居を構えていた。その大村に居を構える大村純前の武運を祈り、なぜ鹿島の地で大般若経の写経を行う必要があったのか。大村氏の出自については、従来の藤原直澄の正暦五年下向説に疑問が生じ、佐賀鍋島家記録の中に新たな大村家系図の出現、また天正遣欧使節の一人・原マルチノの家系図と思われる原家系図の出現¹⁰、加えて外山幹夫の研究等により、大村氏は肥前鹿島の大村方を本拠地とする地方豪族であり、鎌倉時代末期から南北朝の初期にかけて、現在の大村市周辺に移動してきた豪族と、その出自が修正されつつある。

そういった意味からこの大般若経の写経は、大村氏の出自を鹿島地方に求める説を補強する史料として極めて重要な役割を果たしている。その出身地として注目されるのが肥前鹿島の大村方である。大村氏に関わる写経がその鹿島で行われた事実は、大村氏が鹿島から大村地方に移住した後も自らの出身地を忘れることなく、この大村純前の時代

に至っても、鹿島地方との深い地縁を保ち続けていたことを物語っている。更には川上茂治の研究によると、荘厳院があった塩田川流域は蒙古合戦の弘安四年（一二八一）以降、軍功のあった藤津大村氏の所領となり、写経が行われた大永五年（一五二五）の時点でも大村氏の領地であったことも十分考えられるという¹¹。

二 有馬氏との関係

■ 一・有馬氏・大村氏の祖は藤原純友か

鳥原半島を領した有馬氏と大村領主大村氏は、戦国時代に度々にわたり合戦を繰り返しながらも、双方の系譜は不思議に藤原純友を先祖とする点で一致している。伊予国の国衙役人であった藤原純友は、東国にあった平将門と時を同じくして承平・天慶の乱（九三五〜九四一）を起こした人物として歴史上に登場する。

「藤原有馬世譜」によると、藤原純友には直澄という子供がおり、純友が東国の平将門と事を謀った際にこの直澄を人質として将門の元へ送った。将門は養子として迎え入れ相馬次郎平直純と名付けた。平将門の乱が鎮圧されると、直澄は常陸国志津郷に潜伏した。直澄の子は諸澄といい、以後永澄・清澄・遠澄・幸澄・経澄と続く。この経澄の時に鎌倉の建長寺の僧侶の計らいにより先祖藤原純友の罪が許され、建保年間（一二一三〜一九）に肥前国に移ることとなり、高来郡口之津村に上陸して、有間村に屋形を構え有間氏と称した。後に有馬氏と改め藤原姓を称したと、このように伝えられる。

更に大村氏との関係にも触れ、経澄の弟忠澄は彼杵郡大村に住み大村氏と名乗ったとも記す。

一方大村領主大村氏は、「藤原姓大村氏世系譜」では藤原純友・諸純・直澄と続き、純友の孫・直澄が朝廷より肥前国の三郡を賜り、正暦五年（九九四）に大村に下向したと記すことは前項で触れた。

有馬氏、大村氏共に藤原純友を祖としながら、純友敗北後の末裔の敗走地、また肥前国への下向時期は異なるものの、潜伏地から鳥原半島及び大村地方に入部して両地の領主となった点では極めて類似している。また純友後の後継

を直澄(直純)・永澄・清澄・遠澄・幸澄と両系譜ともほぼ同一である。ただ両氏草創期の惣領を有馬氏は直澄―諸澄の順にするのに対して、大村氏は諸純―直澄と世代が逆転している。

このような系譜上の若干の異同はあるものの、藤原純友を共に祖とする有馬氏と大村氏とは同族とする郷土的立場での見解があった¹²⁾。

しかし外山幹夫は、『深江家文書』の保(宝)治元年(一二四七)六月五日付の「有間朝澄讓状案」に、朝澄からその子深江入道蓮忍に深江浦地頭職を譲与した旨が知られること、更にその深江浦を「先祖相伝之所領」としていることをもって、有間氏は従来言われてきた藤原純友につながる家系ではなく、本来、島原深江浦の開発領主として成長してきた伝統的領主であることを明らかにした¹³⁾。

一方、大村氏の家系も第一項で触れたように、戦国期の大村純治は藤原姓を称するものの、その後の大村純伊、純前は平姓を名乗り、「藤原姓大村氏世系譜」が記す自家を藤原姓とする自負が、一貫して意識されてはおらず、藤原純友に祖を求める大村氏の系譜も疑問が多い。

とすれば藤原純友に開祖を求めてきた有馬氏と大村氏とは、それぞれに全く別の系譜を保有してきた豪族といえよう。

深江浦の地頭職であった有間氏が戦国大名として発展していく契機となったのは、かつて九州の名門として君臨した少弐氏との連携であった。鎌倉期には筑前・肥前・豊前、後に対馬・壱岐の守護職にあった少弐氏は、山口の大内氏の九州進出に伴い劣勢となり、十五世紀半ばには肥前国に漂泊するほどに衰退した。しかし少弐政資の代に至ると、千葉氏との連携や下松浦地方の制圧によって次第に勢力を盛り返していく。

この機をみた有馬貴純は少弐政資に荷担して下松浦に侵攻して、松浦定を筑前に追いやった。これを賞した少弐政資は有馬貴純に肥前白石・長島の地を与えたと『北肥戦誌』(『九州治亂記』ともいう)などは記す。これが有馬氏興隆の基礎となった。明応三年(一四九四)以降のことである。

■二、有馬氏と大村氏の婚姻・養子

前述のように有馬氏と大村氏は、藤原純友につながる同族ではないことは明白である。しかし戦国期の大村純治、有馬貴純の時代以降、両氏間では盛んに婚姻・養子の縁組みが行われている。双方の系図を示せば次のとおりである。

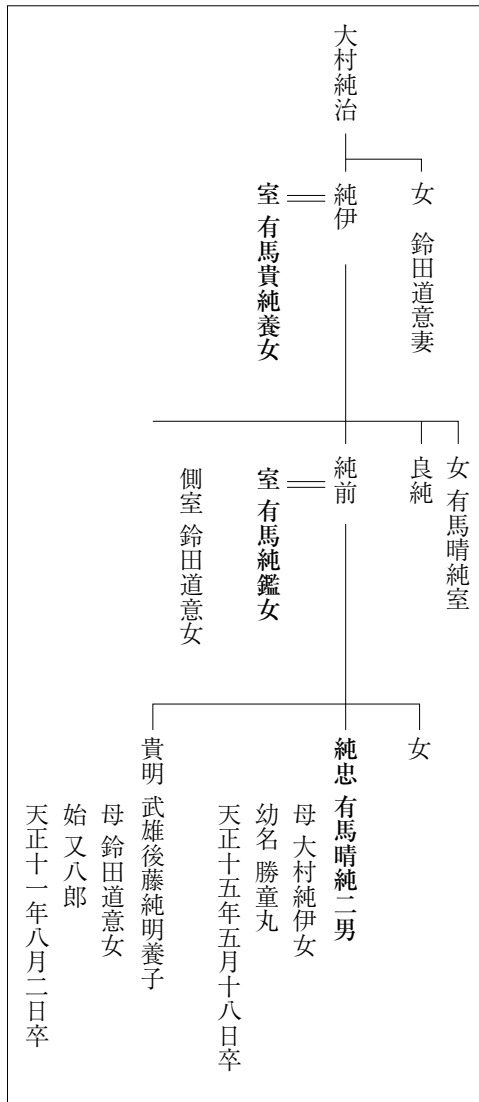


図3-1 大村氏系図(太字は有馬氏勢力)

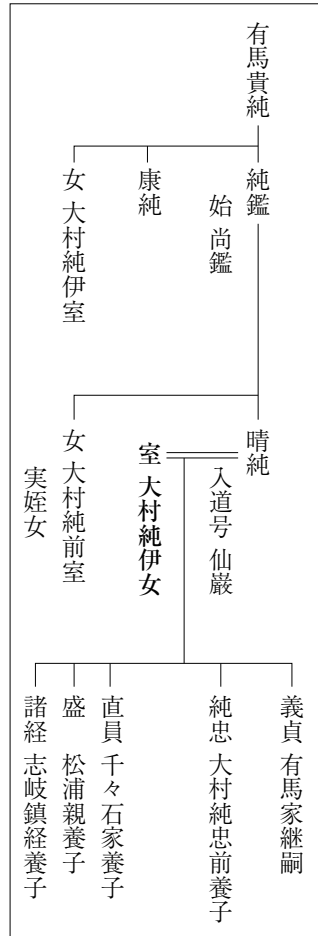


図3-2 有馬氏系図 (太字は大村氏勢力)

まず両家の系図により、大村氏と有馬氏との縁組みを見てみよう。

中岳合戦で有馬氏が敗北し大村領を失った大村純伊の室は、有馬貴純の娘（養女）であった。有馬貴純といえは前述のように有馬氏の勢力を飛躍的に発展させた人物である。その勢力拡大の中に大村氏との中岳合戦が位置付けられる。皮肉にもその侵攻を受けた大村純伊の妻は有馬氏から迎えていた。

純伊の跡を継いだ大村純前の室も有馬純鑑すみあきの娘であった。そして純前の姉が有馬氏に入り有馬晴純の室となっている。大村氏と有馬氏の娘が相互に嫁し、当代の両家惣領の室となっている。

大村純前の代に至ると更に両氏の関係は密となり、大村家には実子の又八郎（貴明）がいたにもかかわらず、有馬晴純の二男・勝童丸（純忠）を養子に迎え跡継ぎとした。実子の又八郎は武雄後藤氏へ養子として出されている。

このように見ていくと、大村純伊・純前・純忠の三代にわたり、一五〇〇年代の約九〇年間は、大村氏の家系には有馬氏の血脈が深く入り込んでいた。有馬氏の家系でいえば純鑑・晴純・義貞の時代に当たる。

この間の有馬氏の勢力を見ると、純鑑の時代は記録が少なく不詳ながら、有馬氏の全盛期は晴純の時代である。『北

肥戦誌』『歴代鎮西要略』『藤原有馬世譜』などによると、晴純の代には肥前国一郡のうち、高来・彼杵・杵島・藤津の四郡を領し、急速に勢力を伸ばしつつあった佐賀の龍造寺氏領との境は牛津川であったという。そこまで領土支配を伸ばしていた。永禄五年（一五六二）当時、有馬氏に帰属する者は五万余騎と記される。その絶頂期の領主・晴純の二男が大村氏に養子として送り出され、後の大村純忠となるのである。

大村純前の後継問題からんで、実子又八郎がいながら、なぜ純忠が跡継ぎとなったのか。その一つには大村氏の家系に、有馬氏の勢力が深く及んだ結果と思われる。『大村郷村記』萱瀬村は、その後継の事情を次のように伝えている。まず大村純前には兄良純がいた。この長男良純は「多病」のために世嗣が叶わず、二男の純前が大村家の跡継ぎとなった。加えて純前は有馬純鑑の娘を室としたので、有馬氏の婿という立場であった。更に有馬純鑑は、大村純前に実子がないことを理由に養子縁組みを忠告し、純鑑の後継・有馬晴純の二男・勝童丸（純忠）を大村氏の養子となすと、当時代の有馬氏との関係をこのように記録する。

ここに見える大村純前、純忠の大村氏継承に当たっては、有馬氏の施策を色濃くうかがうことができよう。大村純前の長兄・良純を多病として排したのは、有馬家から室を入れていた純前を後継とすべく執った方便であろう。

純忠の代に至り有馬氏から実子不在を理由に養子縁組みの忠告があった。実は大村氏に実子がいなかった訳ではない。側室であった鈴田道意の娘と純前との間には、又八郎（後に貴明）という子がいた。その実子を排して有馬氏から勝童丸が養子としておくられてくる。

その事情を、『大村郷村記』萱瀬村は「妾腹の實子貴明ハ、有馬純鑑の計を以て、武雄の領主後藤伯耆守純明の様子と成るなり」と記す。明らかに実子貴明を武雄の後藤氏に養子に出し、入れ替わりに有馬の勝童丸を大村氏の世継ぎとしたのは、有馬氏によって練られた策であった。

この大村氏二代の世継ぎに際しては、有馬氏の影が見え隠れする。外山幹夫はこの有馬氏からの勢力注入があったことをもって、大村氏は有馬氏の傀儡政権と評する¹⁴。

■三 上洛した大村氏と有馬氏

室町幕府の政所代の要職にあった蜷川親俊が記した『親俊日記』¹⁵には、大村純前が上洛し幕府要人と接触した記事が度々登場する。純前の上洛のことは次項で詳しく触れるが、時同じくして有馬氏も京都に上っている。

『親俊日記』と時代を同じくして記された日記に『大館常興日記』¹⁶がある。記録者の大館常興は室町幕府内談衆を務めた人物であった。その天文八年七月三日の条には、九州有馬氏が室町將軍に対して「修理大夫」の官途名と、將軍足利義晴名の一字を拝領したい旨を願ひ出たとある。その詳細については『親俊日記』の同年七月八日の条にも記され、有馬氏からの願ひ状は、「大村民部少輔¹⁷代りとして持参」と記されるように、大村純前が有馬氏に代わって持参している。

その結果は『大館常興日記』の七月二十三日条に、「有馬^{肥前國住人}方へ御字并任官修理大夫儀ニ添御内書両通成し下さるの間、隨身せしめ罷下ると云々」と記される。公方足利義晴の「晴」の一字と修理大夫の官途名受領が許され、その御内書二通は大村純前に託された。

大村純前はこの日をもって京都を後にするが、その御内書を持って国元へ帰還した。この事情から推測すると、有馬氏の惣領自身は上洛していないのである。有馬氏が幕府へ懇願した二件は、終始大村純前が代わって行っている。その「晴」の一字を拝領して名乗ったのが有馬修理大夫晴純である。その妹は大村純前の室となり、純前の姉は有馬晴純の室となっているので、有馬晴純と大村純前は義理の兄弟という関係であった。

この京都での有馬氏の懇願を大村純前が代行したことは、当時の両家の関係がかなり濃密であったことを伝えている。

このような関係にあった大村氏と有馬氏とが、冒頭に触れたように共に藤原純友にその先祖を求めたのは、理解できるように思われる。恐らく両家の親密度が増した戦国末期から、各大名家の系図編纂が進められた江戸時代初期の頃に、双方で藤原純友につながる家系が組み立てられたものと思われる。

三 有馬氏と大村純伊の抗争 中岳合戦

■ 一・中岳合戦の年代

大村純伊の治世中、最大の合戦は有馬氏との中岳合戦であった。「大村家記」「郷村記」などの大村藩記録は、中岳合戦を文明六年（一四七四）のこととし、純伊は有馬氏に敗れて敗走、六年後の文明十二年に大村領を奪回したと伝える。鎌倉時代には高来郡内一部の地頭職に過ぎなかった有馬氏は、戦国初期にはほぼ島原半島を領土化し、有馬貴純の時代には少武政資に従ったことにより藤津郡・杵島郡にも領土を拡大していた。その有馬氏の更なる領土拡大のなかで起こったのが、この中岳合戦であった。

その記述は詳細で同年十二月、肥前高来（島原半島）の領主有馬貴純が、二〇〇〇余の軍勢を率いて萱瀬谷中岳に進行し大村領を攻撃する。大村純伊は二三〇余の自軍に加え、大村大和守純明軍の七〇〇、長岡越前軍の一五〇、庄

左近大夫軍一二〇、鈴田越前軍二〇〇、総勢一四〇〇の軍勢で迎え撃つ。しかし鈴田越前の逆心によって大敗し、野岳坊屋敷に逃れた後、松原八幡社の別当家の手配により松原浜から大村領を脱出する。早岐から折宇瀬村の長覚坊の家に二年、佐々村の左馬介の元へ二年、文明十年からは玄海灘の孤島・加唐島に潜伏する。

純伊は島に潜伏中に、本領回復を祈願して伊勢参宮を行った際、近江逢坂の関で肥前潮見城主渋江公勢の家臣・中村日向守に知己を得たことが契機となり、渋江公勢の援軍を得て、文明十二年（一四八〇）に大村領奪回の念願を果たしたという。

今日、この合戦の敗北・奪回にちなんで大村寿司という戦勝祝いの馳走が振る舞われたと伝えられ、江戸期に編纂された藩政記録には黒丸踊という戦勝記



写真3-5 中岳古戦場跡



写真3-6 大村寿司

念の踊りが始まったと記す。同様に中岳合戦は藩政記録に随所に語り継がれ、「見聞集」二九巻には大村純伊の伊勢参宮を先例として、元和六年（一六二〇）から隔年ごとに藩主の伊勢代参を恒例化する。更に本領を回復した日が、松原八幡社の例祭・八月十五日であったために、純伊は帰領後直ちに参拝したという故事に倣い、藩は寛政十二年（一八〇〇）より当社祭礼に家老の代参を慣例化していく。このように純伊の中岳合戦に関わる一連の事跡は、重大事として江戸期においても強く意識されて、特に藩政儀礼を定める際の規範となっていた。

しかし本節第一項で触れたように、純伊の前代・大村純治の生存年代が、富泉院大般若経の出現によって少なくとも二二年延長され、延徳四年（一四九二）には生存していたことが判明した。中岳合戦を大村藩政記録が伝える文明六年（一四七四）とした場合、この時代は純伊ではなく大村純治の治世となってくる。

そうなると中岳合戦の年代をも根本的に再考する必要がある。先に外山幹夫、豊村豊二の両氏も中岳合戦の年代に疑問を抱いている⁽¹⁸⁾。

殊に豊村は中岳合戦を文明六年とした場合、その合戦に出陣した大村氏家臣二名の参戦時を六歳、あるいは八四歳と算定した。更にもう一人の出陣者が一〇二年後の大村純忠時代の三城七騎籠合戦にも参戦していることをも挙げて、この三名の参戦時年齢の不整合から、中岳合戦は文明六年から時代が下がった後世のこととした⁽¹⁹⁾。

大村純治の時代が下がったことによって、その嫡男・純伊の時代も後世に下げざるを得ない。中岳合戦を大村領外部から見た記録として注目されるのは、「橘姓洪江氏由来」である。同由来書によると大村純伊は本領奪回を祈願して伊勢参宮を行う。その折に縁ができた洪江公勢を中心に宮村能登守、中村公景、有田勝山の援軍を得て、永正四年（一五〇七）に大村領を奪回したと伝えている。

『北肥戦誌』にも注目すべき記事がある。永正四年に大村純治は千葉介・後藤伯耆守の攻撃を受け本領を失い、他郡を徘徊することとなった。しかし長島の洪江公勢の加勢により千葉勢を打ち、本領回復が叶ったと記す。更に『歴代鎮西志』の永正四年の項にも、千葉胤治、胤繁父子との隅口合戦に勝利した大村純治は、大村領に入郡したとの記録がある。

この三記録は、永正四年には周辺勢力に敗北して本領を追われていた大村氏が、自領を奪回するという重大事があったことを共に伝えている。しかしその主役となった大村領主名は記録によって異なり、「橘姓洪江氏由来」は純伊とし、『北肥戦誌』『歴代鎮西志』は純治と記す。豊村豊二はこの領主名の混同から、純治と純伊とは同一人物とする説を提起している²⁰。

なぜこのような違いが生じたのか。大村純治と純伊を混同した記録として、河野忠博が紹介した鍋島文書「諸家系図」に収録された左記の大村氏系図がある²¹。「藤原姓大村氏世系譜」等と大きく異なるのは、大村純治から純前に続き、その間に位置すべき大村純伊が存在しない点である。しかしこう系譜を記しながらも、純治の名前の脇書には「或純伊」と記し、純治が純伊である可能性も示唆する。更に純治の名前はその前代の胤明の脇にも記され、胤明を純治にも想定している。こういった記述から、純治と純伊との時代把握が曖昧であったことが一目瞭然である。

先の永正四年時の大村領主を大村純治とする『北肥戦誌』『歴代鎮西志』は、佐賀藩での編纂記録である。そして左記に示した大村氏系譜も鍋島文書に収録されることから、佐賀藩の許で記された記録である。

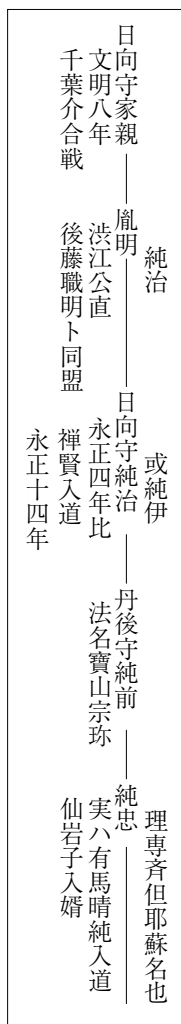


図3-3 鍋島家記録
大村氏系図(抄)

この系図に見える佐賀藩下での大村領主純治・純伊の時代把握の曖昧さが、『北肥戦誌』や『歴代鎮西志』を編纂する際に反映し、純治と純伊を混同する結果となったのではないか。

大村純治は延徳四年（一四九二）の時点までは生存は確認できるものの、本節第一項で述べたように、この大般若経寄進の時点では晩年であったと推測され、永正四年まで純治の治世を引き延ばすことは無理なように思われる。『北肥戦誌』『歴代鎮西志』は純伊とすべきところを純治と誤認したものと思われる。そうすれば中岳合戦に関わる大村領主とその年代は、「橘姓洪江氏由来」が記すように大村純伊であり、本領奪回の年は永正四年であったと思われる。

大村純伊の本領奪回の年を永正四年とした場合、従来の文明十二年（一四八〇）説からすると、年代が二七年下ることになる。大村純治が延徳四年（一四九二）にも生存していたことにより、純治の時代が少なくとも二一年間下がることを指摘した。この年数の後退は、当然、嫡男の純伊の時代にも及んでくる。先に大村純伊の本領回復の時期を永正四年として、従来の説より二七年後と推測した。そうすると、純治時代の後退年数二年ともほぼ近く整合性がある。

ただ純伊の大村奪回を永正四年（一五〇七）とした場合、大村純伊と中岳に対戦した有馬貴純が明応三年（一四九四）に没しているので年代がやや間延びしてくる。更に平川定美は、中岳合戦後に有馬貴純と大村純伊は明応元年（一四九二）に平戸箕坪城を攻撃したことを理由に、中岳合戦は有馬貴純が没する前として、従来の文明六年説を支持する²²。

しかし、純伊と貴純の生きた時代は重なるのであろうか。「藤原有馬世譜」によると、大村純伊の室は有馬貴純の女（養女）、すなわち尚鑑の妹であり、尚鑑の嫡男・有馬晴純の室に大村純伊の女が嫁いでいる。系譜上では純伊と時代が重なるのは有馬尚鑑であり、有馬貴純は大村純伊より一代遡る時代に生きたように思われる。

福田文書のなかに、福田氏が有馬尚鑑の命により大村純伊へ鯉五尾を届けたことに対して、純伊が福田氏に宛てた返礼状が含まれている²³。この文書から見えてくる当代の人間関係からも、大村純伊時代の有馬家惣領は尚鑑であつ

た。現に「橘姓渋江氏由来」も純伊の抗争相手は有馬尚鑑と記している。この尚鑑を中岳合戦の相手とすれば、有馬貴純の没年代に固執する必要はない。

今、大村純伊の本領回復は永正四年と考定した。それに先立つ有馬氏との中岳合戦は、果たして何年だったのか、大村藩諸記録が伝えるように本領回復の六年前であったのか。「橘姓渋江氏由来」は大村純伊が本領回復を祈願して伊勢参宮を行った年を永正元年（一五〇四）と記し、当時の純伊の境遇を「同国松浦ノ内加々良嶋二忍ヒ住ス、此所二年月ヲ送りケルガ」とも伝える。永正元年の時点では純伊は加々良嶋に潜居はしていたが、それがいつからであったかは「此の所に年月を送る」とだけあって、その年数は不明である。しかし表現から推測すると、永正元年をはるかに遡る数年前ではなかったようである。そうすれば加唐島潜伏が確認される永正元年から、伊勢参宮を行ったという永正四年までが四年間、それに永正元年以前の潜伏期間数年を加えると、従来言われてきた敗走期間六年に接近してくる。文明六年（一四七四）とする中岳合戦の年代には疑問があるものの、敗走期間六年は事実を伝えているようにも思

われる。そうすれば中岳合戦は、永正四年（一五〇七）を遡る六年前、すなわち文亀元年（一五〇一）頃ではなかったのかと推測される。

■二、大村純伊潜伏の島・加唐島

前述したように中岳に敗北した大村純伊は、松原浜から早岐村・折戸瀬村・佐々村と松浦郡方面に逃れ、最終的には呼子沖の加唐島に約二年間潜伏したと大村藩政記録はことごとく伝える。

この点について、外山幹夫は大村氏が永正四年に本領を奪回したことは認めつつも、大村藩記録が記す文明六年の中岳合戦は、『北肥戦誌』や『歴代鎮西要略』が記す応永十八年（一四一一）・文

編集上の都合により
掲載できません

図3-4 加唐島位置図

明元年（一四六九）・文明八年の三度にわたる大村氏の千葉氏への敗北を、併せて一回であるかのように過少記述したものとした。

更にその敗走地に加唐島が設定されたことをもって、中岳合戦の一連の記録は、『平家物語』などに記される源頼朝が石橋山合戦に破れ安房国逃亡した事例を基にして、江戸期に創作されたものと中岳合戦・加唐島敗走を全面的に否定する²⁴。

その問題の加唐島は、唐津市呼子の約三・五^{キロ}の沖合に浮かぶ。朝鮮半島の百濟国二五代の武寧王の誕生地との伝承をもつ島である。

この島は外山が述べるように大村純伊の一連の事件とは関係なく、果たして創作のなかで登場した島なのだろうか。加唐島には「大村の殿様墓」と伝えられる墓があった。昭和四十二年（一九六七）の時点で当島に住む竹本友作・大



写真3-7 加唐島から移された大村氏ゆかりの墓碑
(本経寺)

久保 繁・青木徳善の三名が、代々にわたりその墓守を務めてきた事実がある。大村純伊は本領奪回して大村に帰還するから、この殿様墓は大村純伊のものではあり得ない。この墓碑は昭和四十八年（一九七三）に移されて現在は本経寺にある。正面には左記のような被葬者の戒名が刻まれている。

喜雲常栄

昌室妙繁

左側の銘には「室」の字を伴うことから夫婦の墓であろうか。伝承に信を置くとすれば、大村氏縁の者の墓と思われる。

これ以外に同島には大村殿の館跡を古城ふるまといい、海岸に沿った所に要害要害、見晴らしのよい高台たかに立所たつしよという場所があり、二カ所とも大村の殿が名付けたとの伝承が残る。

前述した加唐島に残る大村氏に関わる伝承は、同島に伝わる『加唐島概要』にも納められている。その記録中に「(大村の)殿様より拝領物品藏置したる家ありたるも、十数年前全島火災に罹り焼盡したる由」とあって、十数年前の火災によって大村氏からの拝領品は灰燼かいじんに帰したという。その火災は明治二十一年(一八八八)一月のことであるから、明治三十年代にこの記録は作られている。島に伝わってきた大村氏に関する伝承を改めて文字として残したのである。

大村氏に関係するこのような伝承が同島に伝わることは、無視できない。外山が言うように、江戸初期に大村藩が中岳合戦に関わる一連の事件を記す際、勝手に想定して創作したその島に、このような大村氏に関わる伝承があり得るであろうか。

大村地方から遠く隔たった加唐島に「大村の殿様墓」、その墓守三家、大村氏に関わる古城・要害・立所という地名等が残ることは、大村氏がこの島に何らかの潜伏の痕跡を残していたからであろう。

また『大村郷村記』竹松村に加唐島出身の春駒大夫という舞人が登場し、正月十五日には大村の城に登城して四方固・柱立の新春祝いの舞いを納めることが恒例となっていた。

外山はこの点にも注目し、入江潛の説②5を引用しながら、春駒大夫の新春の舞いを通じて加唐島は瑞祥をもたらす島との認識が藩内に存在したために、この島を敗走地としたのであろうとする②6。

「郷村記」は春駒大夫が舞い終わると、「正月部屋より祝物とらする事、深き因縁有之事なり」とあって、藩より祝い物を授かるが、それには深い因縁があるからだという。その深い因縁とは何なのであろうか。「郷村記」のこの段に詳細に記すように、春駒大夫の出身地・加唐島に、かつて大村領主が数年間潜伏したという因縁を指しているのである。

外山は純伊の物語が創作されたことを示すものとして、大村家に覚一本の別本ともいふべき貴重な『平家物語』が

所蔵されたことを挙げ、この『平家物語』に依拠して作られたのではないかと推測する。しかし大村家が『平家物語』を所蔵したことをもってこう推測するのは、あまりに唐突過ぎる。

■三、中岳合戦の年代を伝える黒丸踊の歌詞

竹松村黒丸地方には、大村純伊の本領回復の祝いとして始まったとの伝承をもつ黒丸踊が伝わる。その歌詞は次のように始まる②。

今年よりしてみ路くとし、金の斗かきこか年舛、白金たはらて米はかる、御所に参りて御門を見れば、白銀御門に黄金の扉、屋ら見事見事

金の計棒と舛で米を詰め、詰めた俵は銀の俵、殿の館に参れば銀の御門に金の扉と、その領土の繁栄を歌う様子は、いかにも領主の帰還を祝う歌詞としてふさわしい内容である。そしてこの歌詞は「今年よりしてみろく年」と始まる。

領主の帰還により、心機一転始まった年が「みろく年」であったという意味が込められている。

この「みろく年」の使用例として、弥勒の出世を願望して使われた私年号の弥勒年がある。久保常晴の研究によると、この私年号の使用範囲は関東地方を中心に長野・山梨・福島で散見され、二五件の使用例の報告がある②⑧。滋賀県の石山寺に納められた順札にも弥勒年が記され、この私年号の使用が遠隔地にも及んでいた。久保によると弥勒元年は永正三年（一五〇六）か翌四年（一五〇七）に当たるといふ。

黒丸踊に歌われる弥勒年が私年号であったとすれば、大村純伊の本領奪回、それに伴う黒丸踊開始時期が弥勒年から始まったと解釈される。先に佐賀側の史料により大村純伊の本領奪回の年を永正四年と推測した。そうすると永正三、四年



写真3-8 黒丸踊



写真3-9 黒丸踊伝承者 法養碑

を弥勒元年とする弥勒年とほぼ時期が一致するのである。大村純伊の本領回復が永正四年であり、その年が私年号という弥勒元年であったために、黒丸踊の歌詞は「今年よりしてみろくとし」と歌い始めたのであろう。

ただ関東地方を中心に使われた弥勒私年号が、なぜ黒丸踊の歌詞の中に登場するのか。黒丸踊を伝えた人物は、『大村郷村記』竹松村には中國浪人の法養と記す。その一方で大村藩「見聞集」では、同じ郡地方に伝わる沖田踊を関東の虚無僧であった法要が伝えた」と記す²⁹。この両名は「法養」と「法要」と用字の違いがあるものの、同一人物と思われ、この人物が沖田踊と共に黒丸踊を伝えた可能性が高い。特にその出身地を「見聞集」が関東の虚無僧としていることは注目すべきである。弥勒年号の主な使用範囲は関東地方であり、その地を出身地とする法要により弥勒の私年号が大村地方に伝わり、黒丸踊の歌詞に歌い込まれたのではなかったのか。

大村純伊の戦勝祝いの黒丸踊の歌詞に弥勒年が登場するのは、大村純伊の本領回復の年が永正四年であったことを補強するものと思われる。

(久田松和則)

註

- (1) 太田 亮『姓氏家系大辞典』第一卷(角川書店 一九七四)
- (2) 外山幹夫『中世九州社会史の研究』(吉川弘文館 一九八六)、満井録郎「西肥前の荘園について―仁和寺領を中心として―」(長崎県立長崎北高等学校校研修部編『長崎北高論叢』一九七〇創刊号 長崎県立長崎北高等学校 一九七二)

- (3) 河野忠博「鍋島文書による大村氏新家系図」(大村史談会編『大村史談』第十三号 大村史談会 一九七七)
- (4) 久田松和則「南北朝末期、大村郡地方での大般若経写経と大村純治」(大村史談会編『大村史談』第六十号 大村史談会 二〇〇九)
- (5) 『楠木台戦注文』に次のようにある。
 (三月)十四日、江串甥上四郎方本庄ノ八幡宮ノ戸帳ヲ申ヲロシテ、旗ニ差上テ、本庄今富大村ヲ馳廻、宮ノ御方ニ参ルベキ由觸廻也
- (6) 申 叔舟・田中健夫訳注『海東諸国記』(岩波文庫) (岩波書店 二〇一〇復刊)
- (7) 宮崎五十騎「宗珍大禪定門逆修の碑銘について」西九州中世史研究の一断面(大村史談会編『大村史談』第二号 大村史談会 一九六六)
- (8) 久田松和則「キリシタン伝来地の神社と信仰」(富松神社再興四〇〇年事業委員会 二〇〇二)
- (9) 川上茂治「賀嶋村の地名を語る」(鹿島史談会報 十五号) (鹿島史談会 一九九四)
- (10) 前掲註(3)
- (11) 前掲註(9)
- (12) 高見米一「大村物語」(大村市郷土研究会 一九五二)
- (13) 外山幹夫「史料で読む長崎県の歴史」(清文堂出版 一九九三)、外山幹夫「肥前有馬一族」(新人物往来社 一九九七)
- (14) 外山幹夫「肥前有馬一族」(新人物往来社 一九九七)
- (15) 竹内理三編『増補 續史料大成』第十二卷(臨川書店 一九九四)
- (16) 竹内理三編『増補 續史料大成』第十五卷(臨川書店 一九七八)
- (17) 大村純前の官途名は「民部大輔」あり、「少輔」とするのは明らかに記録の誤記である。
- (18) 外山幹夫「大村純伊文明六年敗戦記事の虚構性」(外山幹夫「中世九州社会史の研究」 吉川弘文館 一九八六)
- (19) 豊村豊「中岳合戦雑考」(大村史談会編『大村史談』第十八号 大村史談会 一九八六)
- (20) 前掲註(19)
- (21) 前掲註(3)
- (22) 平川定美「佐世保戦国史の研究」(芸文堂 二〇〇六)
- (23) 「付録 福田文書」二〇九「大村純伊書状写」(外山幹夫「中世九州社会史の研究」 吉川弘文館 一九八六)

前掲註(3)

入江 涓「大村純伊に関する伝承考」(大村史談会編『大村史談』第四号 大村史談会 一九六八)

前掲註(2)

藤野 保編『大村郷村記』第二卷(国書刊行会 一九八二)

久保常晴「日本私年号の研究」(吉川弘文館 一九六七)

藤野 保・清水紘一編『天村見聞集』(高科書店 一九九四)には次のように記す。

右沖田之長刀踊は関東之虚無僧法要と申者^{此者天村住居於今村死去す}教えしなり

また『大村郷村記』竹松村は次のように記す。

右法養事、初福重村桑原に偶居し、沖田踊を教へ、其後黒丸村に來り黒丸踊を教へ

終に爰にて相果候由、同所百姓益左衛門屋鋪内に法養の墓とて古墓あり、此由緒を以て、以前は沖田踊、右古墓へ踊候由云傳ふ

参考文献

大村市立史料館寄託 大村家史料「大村家記」

高柳光寿他編『新訂 寛政重修諸家譜』第十二卷(統群書類従完成会 一九六五)

大村市立史料館寄託 大村家史料(請求番号)一〇一一一七「藤原姓大村氏世系譜」

大村市立史料館寄託 大村家史料(請求番号)一〇一一九「大村家譜」巻一

「藤原有馬世譜」(東京大学史料編纂所編『大日本史料』第12編之9 東京大学出版会 一九九五)

馬渡俊継著 高野和人編『北肥戦誌(九州治乱記)』(青潮社 一九九五)

「歴代鎮西要略」(近藤瓶城編『改定 史籍集覧』第十八冊(新加通記類第十) 臨川書店 一九八四復刻)

大塚盛純著 高野和人編『歴代鎮西志』上巻(青潮社 一九九二 復刻版)、同下巻(青潮社 一九九三 復刻版)

大村市立史料館所蔵 史料館史料(請求番号)一〇一一一九「見聞集」二九

大村市立史料館所蔵 史料館史料(請求番号)一一〇一四「橘姓波江氏由来」複写

第二節 幕府要人記録に見る大村純前の上洛

■一・京都の情勢と純前の上洛時期

第一節第二項で触れたように、室町幕府政所代の蜷川親俊の『親俊日記』、同内談衆の大館常興の『大館常興日記』には、天文七年（一五三八）に大村純前が上洛して幕府要人と接触し、蹴鞠や和歌に興じ、有馬氏の官途名受領を仲介するなど、京都での生活ぶりが記される。在京期間は約一年に及んだ。

時の都の状況は室町幕府一二代將軍足利義晴（一五一一～一五〇年）の治世であった。管領細川高国に擁立されて將軍となったが、その生涯は苦難の連続であり、政情不安な都から度々にわたり近江坂本に難を逃れている。

大村純前が在京した天文七、八年当時は、擁立者細川高国を破った細川晴元と和睦して天文三年（一五三四）に都に還っていた。しかし細川氏綱・畠山政国・遊佐長教等と対立し、天文十年には再び坂本に逃れた。したがって將軍義晴の在京時期に大村純前は上洛したのであった。

大村純前の上洛については、外山幹夫^①や水藤 真^②の研究があるが、都での行動をすべて追跡したものではない。両記録によって大村純前の京都での行動を、時系列で追ってみたい。

純前の上洛時期について、『親俊日記』天文七年（一五三八）八月二十八日条に大村太郎左衛門尉が、蜷川親俊の父親道雲に一〇〇疋（銭）を贈ったとあり、これが大村氏在京記録の初例である。「大村家譜」卷之四には天文七年秋上洛とあり、陪従者の一人に大村太郎左衛門純



写真3-10 飛鳥井邸での蹴鞠 蹴られた鞠が空中を飛んでいる
「紙本着色洛中洛外図屏風(歴博甲本)」(国立歴史民俗博物館所蔵)

淳という家臣がいる。進物を持参したのはこの人物であった。純前の父親大村純伊の九男に当たる。すなわち純前の弟である。こういった経緯を見ると、大村純前は天文七年八月二十八日以前には、家臣たちを伴い上洛していたと思われる。

■二 京の暮らしと足利將軍への謁見

九月十三日には、「飛鳥井邸に於いて、大村民部大夫破籠鞠を興行、之を別記す」とある(『親俊日記』)。ここに見える飛鳥井氏は、歌、鞠を家芸とした中流公家であるが、時の当主は飛鳥井雅綱であった。その飛鳥井邸において、大村純前が蹴鞠の会を主催している。興行とあるから見物人を集め、そのなかで蹴鞠が行われたのであろう。

十月二十九日には蜷川親俊と大村純前との昵懇な間柄を示す記録がある(『親俊日記』)。

その日は雪が積もる日であった。親俊が大村純前へ歌を遣わすとあって、

君かすむかたやはいかに神無月

都はまたき今朝の初雪

京の都の初雪を詠んだ歌を純前に贈っている。

これに対して純前も歌を返したというが、その歌は伝わっていない。返歌に添えて面革三枚が蜷川親俊に贈られた。面革は鞣なした広めの革と思われる。歌を遣り取りし、進物を使い届けさせるなど、両者の関係は深かった。

年が明けた天文八年正月二十九日には、蜷川邸に筑紫衆六氏が夕食に呼ばれている。大村民部大夫、同太郎左衛門、同弥十郎、千々石小三郎、南条弥三郎、友成八郎太郎の面々であった。純前は弟に当たる太郎左衛門純淳、甥の弥十郎純重を引き連れ、それに千々石の領主も加わっている。南条弥三郎は「大村館小路割之図」の陣の内に屋敷を構えた「南条屋布」に住まいした者に当たるものと思われる。

六月二十九日には純前は、蜷川親俊の主人であり幕府政所の伊勢貞孝を尋ね、国光と国俊銘の太刀二腰と錢一〇〇疋を贈っている。その二日後の閏六月一日には、今度は伊勢貞孝が純前の許を訪れている。この純前の進物と伊勢氏

の純前訪問は何を意味するのか。『大館常興日記』がその前後の事情を記している。

振り返って同日記六月二十三日には、大村氏が近日の帰国に際して公方(将軍)への挨拶を希望していると、伊勢貞孝を通じて申し入れがあった。その公方(将軍)との対面の場所について、伊勢貞孝は、九州の守護、被官の場合は庭上が相応しいとの意見を添えている。

翌二十四日の記録では、大村氏は被官ではなく有馬氏の甥に当たる一族者であるから、座敷での対面が相当との大館常興の具申が述べられている。

つまり大村氏が守護クラスの人物なのか、その被官なのか、それが公方(将軍)との対面の場所を決定付けたのである。この六月二十三日、二十四日の記事から推測すると、その六、七日後に大村純前と伊勢貞孝が相互に各邸を訪ねたのは、純前からは将軍謁見が決まったことへのお礼、また貞孝よりは謁見の日取り・場所などの伝達、これらのために両者の往来があったものと思われる。この時点で将軍謁見の日は、閏六月三日と決まったように読みとれる。

閏六月三日の将軍謁見はすんなりとはいかなかった。謁見前日の閏六月二日の『大館常興日記』には、大村純前からの進物に対して、将軍よりの下賜品をどうするか論議されている。錢一〇〇〇疋(一〇貫文)ほどの進上ならば下賜品の必要はない、二、三千疋ならば太刀を、五千疋・万疋に至れば「一かどの銘の物」、すなわち名刀を授けるべきだろうと、下話しが進められた様子がかがえる。

いよいよ謁見当日、『親後日記』は次のような内容を記す。

大村民部太輔は、公方様へ御礼の品として国宗銘の御太刀一腰、御馬一疋代の錢、錢一万疋を進上した。御座敷においての対面であった。公方様より御劔を拝領、これに対して大村氏から改めて菊一文字の太刀、御馬が進められ、若公方様にも御馬、太刀を贈った。

謁見に先立ち、その場所を庭か座敷かとの論議があったが、公方との対面の場は座敷が準備されていた。錢一万疋の献上であったから、公方(将軍)からの下賜太刀も名刀であったことだろう。

もう一方の『大館常興日記』にも謁見当日の記事がある。殿中から書状が届いて大村氏に太刀を下す際に、公方様の御前で渡すべきか、別室の「蔭」で渡すべきか、先例ではどうなっているか、大館常興に聞いてきたというのである。常興は二日後の閏六月五日の日記に「御剣これを下さる 御前において云々」と記しているので、將軍御前での太刀拝領であった。

この五日の記事は更に続く。大村純前の進物には足付折敷おしきを添えられていた。五ヶ番無足衆がその折敷を自分たちも欲しいと、内談衆の大館常興に申し出てきたというのである。それどころか二六日後になって公方の側近中そばぢちゆうの側近である左京大夫御局、続けて杉原七郎までもが、この足付折敷が欲しいと言いつ出したとある。

さすがに杉原七郎の言い分は、このようなことは口に出すべきではないとして退けられた。この経緯からすると、純前が進上した足付の折敷は、相当の数に及んだのであろう。

この日の記録には「今夕御輪の事、有春朝臣方へ、御下向は今度大村の進物の内なり云々」とも記される。閏六月二十九日の日柄から「御輪の事」とは、茅の輪をくぐる夏越の祓のことと思われ、有春朝臣方で行われた夏越の祓は大村氏の進物によって賄われた、というのである。その進物が先に記した錢等を意味するのか、文意からすればこの足付折敷とも解釈される。もしそうであるとすれば、進物に贈った足付折敷は先に想像した以上の数となるだろう。

一 地方大名からの進物に幕府役人が集あつてくる。この様子を見ると、当時の幕府の財政事情は極めて困窮していた、その姿がありありと見えてくる。

將軍との謁見が済んで以降、『親俊日記』には大村純前に関する記録が頻繁に登場する。日を追って関係記事を拾ってみたい。

閏六月二十七日 大村純前、幕府政所伊勢貞孝邸を訪ねる。

閏六月二十九日 俊親、大村純前へ瓜一荷を遣わす。

七月三日 有馬太郎御礼申し上げたく、先ず周桂③の案内によって大村純前、伊勢邸を訪ねる。酒の接待あり。

七月五日 周桂、大村純前、俊親を訪ねる。

七月九日 大村純前、有馬氏の官途と「晴」一字拝領の取り成しの御礼として、伊勢貞孝へ錢二〇〇〇疋と太刀を贈る。

七月十日 俊親、大村純前の所へ夕食に向く。

七月十一日 俊親の許へ大村純前より丸鮑・煎海鼠・烏賊の三種が届く。

七月十六日 大村純前、伊勢貞孝へ錢二〇〇〇疋贈る。

七月十八日 大村純前、俊親を訪ねる。酒の接待あり。

七月二十二日 俊親の許へ大村純前より智濫真筆・牛黄(4)一〇〇粒・鶴一つ・ウニ一桶届く。伊勢貞孝より扇

一〇本遣わされ、大村純前の旅宿へ届ける。

足利公方との対面をなした大村純前は、殊に伊勢貞孝、蜷川俊親との交流が親密となった様子がかがえる。

將軍対面から約二ヵ月後に帰国の途に付く。しかしその前にもう一つ大仕事があった。義兄弟の有馬氏が修理大夫の官途と、將軍名「晴」一字の拝領を懇願したのに伴い、その仲介役を務める羽目となった。詳しくは本章第一節中の「有馬氏との関係」で触れた。

純前の仲介の甲斐あって、帰国二〇日前の七月四日に有馬氏の希望に添うかたちで、「修理大夫」と「晴」の一字を賜った(『親俊日記』)。すなわち大村純前の義兄弟の有馬修理大夫晴純の名前はこうして生まれたのである。

同日記はその決定の様子を伝え、有馬氏から足利將軍への御礼の品は、黄金三〇両、朱塗り盆一枚、五〇疋の進物であった。その際に大村氏がその席に立ち合ったことを「大村民部大輔、雑掌として殿中へ祇候なり」と記している(七月八日条)。親俊と大村純前は、歌を交わし合うほどの昵懇の間柄であったが、親俊の大村氏への評価は低かったのであるろうか、「雑掌」と表している。

■三、帰国費用に為替を使う

『親俊日記』の天文八年七月十九日の記録には、大村純前が為替金をめぐって為替業者と行き違いがあったことを

伝えている。この純前の為替使用のことは早く豊田 武によって指摘されたが⑤、ただ為替額の紹介に留まっていた。詳細は次のとおりである。

大村民部大夫は国元において、京の商人五井という者に為替銭七〇〇〇疋を渡し、京都において五〇〇〇疋を請け取った。ところが五井の親類共が言うには、五井は大村氏の国元で三〇〇〇疋を返金したとのこと、そうならば三分ほど過剰に支払っているのです、その分を返して欲しいとの申し立てがあった。これに対して大村民部が言うには、三〇〇〇疋の返金は大村で行われたことであり、それを請け取った在所の者が過剰分を返金すべきであり、承服し難い。こういった内容である。恐らく大村純前は上洛に当たって、京都の商人五井に為替銭七〇〇〇疋（七〇貫）を渡していた。そして京都で五〇〇〇疋受け取ったのである。ところがどうした事か、為替額七〇〇〇疋のうちから三〇〇〇疋が大村で返金されていた。とすれば為替に組んだ額は四〇〇〇疋となり、京都で受け取った五〇〇〇疋は為替額を超過するのである。そこで五井の親類から過払い分の三分ほどを返してくれと迫ってきた。ところが純前は、三〇〇〇疋の返金は在所で行われたことであり、その言い分は在所に言うべきと、突っぱねている。

この問題を通じて、天文年間に京都と地方間で為替の流通があったことが知られる。五井という人物は為替専門業者と思われる。大村純前は上洛前に在京の費用をこの為替で送金を計ったのである。

五井の要求に対して大村純前がどう対応したのか、その顛末は記録されていない。

ところで、京都で受け取った銭七〇〇〇疋を、純前は何に使ったのであろうか。実はこの為替記録が見える四日後の七月二十三日には、純前は京都を発ち国元への帰国の途に着く。為替銭を手にしたのと、帰国の日が接近していることから、帰国費用に充てたものと思われる。

■四. 大村純前の上洛の目的

大村純前は何の目的で一年余も京都に在ったのであろうか。

「大村家譜」巻四には純前上洛の記事があることは前述した。それによると上洛の目的は「是遂に亡父遺跡相続を為

し拝礼也」とあり、家督相続を足利將軍から安堵されたことへの返礼と記している。

従来の説では純前の父・純伊は天文六年（一五三七）十月二十一日に没したとされてきたから、その跡を受けた純前がその翌年の天文七年に上洛し、室町將軍に本領安堵の返礼を行ったというのは筋書きが通っている。

しかし大村純伊の没年は、本章節第一項で触れたように純伊の墓碑の登場により、大永三年（一五二三）と訂正すべきである。そうすれば純前の跡目相続から、將軍への返礼上洛まで一五年の年月の経過がある。あまりに時が経過しすぎ、果たして本領安堵の謝礼だったのか。

「大村家譜」は江戸期の編纂記録であり、改めて純前の関係記事を見ると、確かに都の飛鳥井邸での蹴鞠のことも記している。しかし將軍足利義晴が飛鳥井邸に蹴鞠に出かけたことに従ったと記す。しかし実際はそうではなかった。蹴鞠は純前の興行であったと記す。また「大村家譜」は在京期間を天文七年秋上京、「有日滞留して、九月二十八日暇を賜り帰郡」とあって、一月余の在京であったと記す。しかし実際は在京は一年余に及んだ。

このように「大村家譜」の記事は大筋においては当を得ているが、細部においては信憑性に欠ける。江戸期に信じられていた大村純伊の天文六年没の説に基づき、翌年の純前の上洛を先代からの本領安堵の返礼としたのであろう。

仮に本領安堵の返礼であったとすれば、上洛して直ぐに將軍への謁見を希望したはずである。事實はそれに反して、上洛後一年余も経過して帰国に当たって將軍への謁見を望んでいる。この経緯からも、純前の上洛は將軍への返礼だけを意図したものとは思われない。

それならば、大村純前の上洛の目的は何であったのか。『俊親日記』と『大館常興日記』にそれを語る記事は見いだせない。今後の課題である。

戦国期の真つ直中に国元を開け、大村純前は京都に天文七年から翌年まで約一年にわたって滞在した。この純前の行動から、この時期は世情が安定していたものと思われる。

（久田松和則）

註

- (1) 外山幹夫「大村氏に関する一・二の問題」(大村史談会編『大村史談』第二十七号 大村史談会 一九八四)
- (2) 水藤 真「落日の室町幕府 蜷川親俊日記を読む」(吉川弘文館 二〇〇六)
- (3) 有馬出身の連歌師、大村純前の上洛の頃に在京しており、幕府用人と昵懇であった。
- (4) 「親俊日記」には牛黄圓としても登場する。心臓病や解熱の漢方薬。
- (5) 豊田 武「増訂中世日本商業史の研究」(岩波書店 一九五二)

参考文献

- 大村市立史料館寄託 大村家史料(請求番号)一〇一―一三「大村家譜」巻三 四
「親俊日記」(竹内理三編)増補 續史料大成「第十二巻 臨川書店 一九九四」
「大館常興日記」(竹内理三編)増補 續史料大成「第十五巻 臨川書店 一九七八」

第三節 戦国争乱と大村氏

一 純忠の襲封と家臣団の分裂

■ 一・純忠の相続事情

天文十九年(一五五〇)、純忠は戦国争乱のなかにあつて、大村家の家督を相続した⁽¹⁾。純忠は、当時肥前最強の戦国大名として存在した肥前守護有馬晴純(高来郡日野江城主)の二男。純忠の大村家相続は、晴純の政略・戦術によるもので、ほかに三男直貞なおかすに千々石家を(高来郡)、四男盛もりに松浦家を(松浦郡)、五男諸経もろつねに志岐家を(肥後天草)相続させた⁽²⁾。晴純は長男義貞に有馬本家を相続させ、本家の基盤を固める一方で、四子を戦国大名や有力な在地領主に養嗣子として送り込み、一門による領国支配の強化と勢力の拡充を図つたのである。

一方、純忠を大村家の養嗣子に迎えたのは純前すよみである。純前は晴純の父尚鑑なおみの女を室とし、晴純と純前は義兄弟の

関係にあった。これより先、純前の兄良純（純伊長男）は病の理由によって廃嫡となり、純前には実子又八郎（貴明）たかあきらがいたにもかかわらず、武雄（杵島郡）の領主後藤純明の養嗣子として、大村家から排除した③。純忠の大村家相統には、こうした事情が内在したが、そのため、後藤・大村両氏の間には不和を醸成し、大村においては、一門家臣が両派に分裂して、純忠は当初より家臣団の統制と領国政治に苦慮し、権力の確立・維持に困難をきたしたのである。

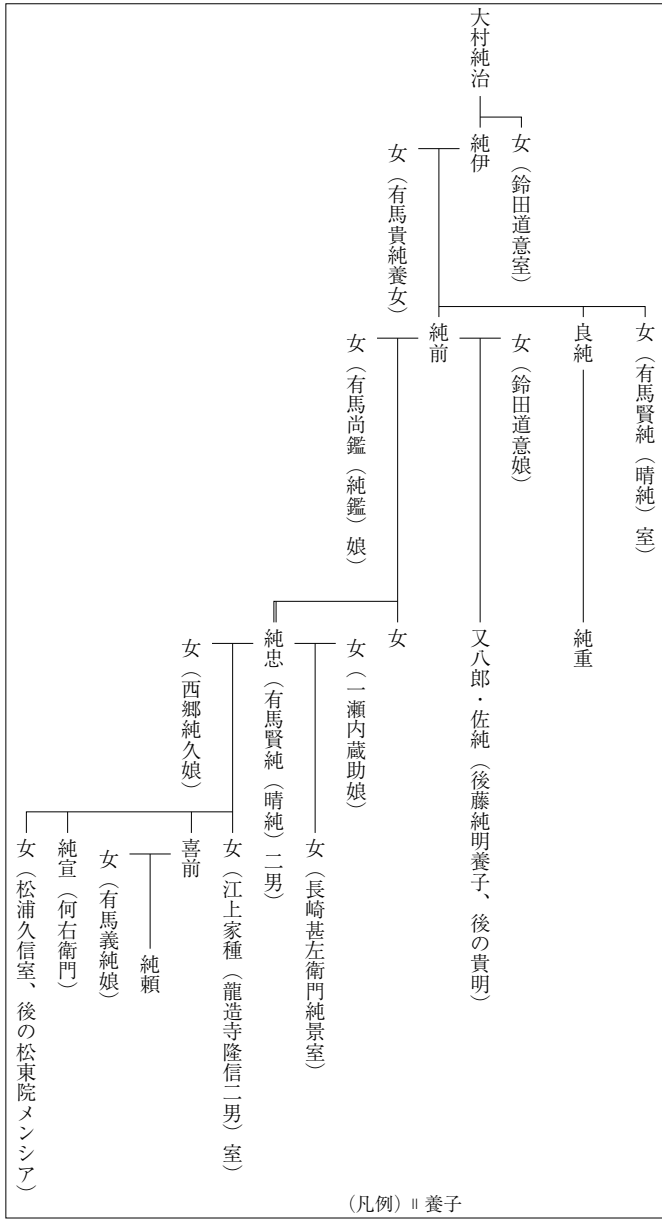


図3-5 大村氏略系図

※各略系図は盛山隆行作成 以下作成者名省略

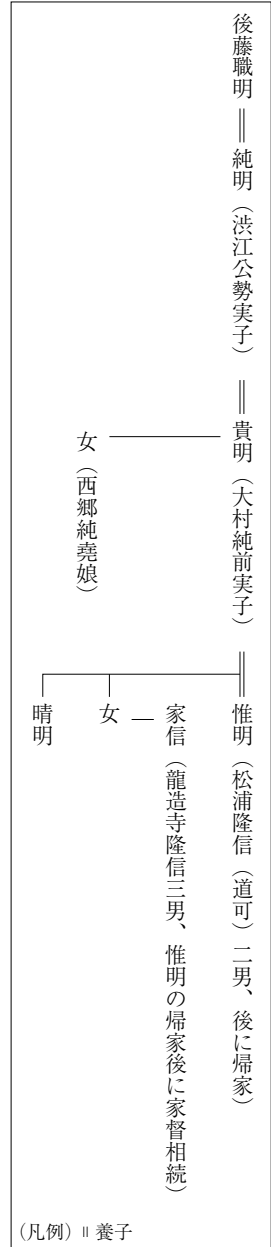


図3-7 武雄後藤氏略系図

立は激化し、享祿二年(一五二九)、有馬氏は大内軍の肥前進攻に呼応して杵島に兵を進め、後藤氏を攻撃した(8)。西部肥前における有馬氏の強力な支配のまえに、後藤氏もその麾下に属し、天文四年(一五三五)、有馬氏が新たに台頭した龍造寺家兼(佐賀)と藤津郡において交戦したときは、純明は有馬方に属して家兼と戦い(9)、同十二年、少弐冬尚の策動によって、龍造寺氏を除こうとしたときは、同じく有馬氏と協力して(10)、多久・鶴田・波多氏とともに、家兼を包囲して筑後に亡命させた。

こうした情勢のなかで、天文十四年(一五四五)、純明は大村純前の子又八郎(貴明)を養嗣子として武雄に迎えた。同十九年、先に純前の養嗣子となった有馬晴純の二男純忠は、大村家を相続して、後藤・大村両氏の間に不和を醸成したが、後藤家にあつては、貴明に子がなかったため、永祿三年(一五六〇)、松浦隆信の二男惟明(養嗣子とした(11)。後藤家相続後の貴明は、専ら純忠の攻撃に終始したが、天正年間に入り、後藤氏は「内憂外患」に遭遇することとなった。それは貴明の養子惟明の反乱と、大友氏を肥前から撃退した龍造寺隆信の杵島進攻である。

前述したように、惟明は松浦隆信の二男で貴明の養嗣子となったが、貴明の実子清明の成長とともに、両者には微妙な空気がただよい、ついに天正二年(一五七四)、後藤家相続の可能性に危惧を抱いた惟明は、貴明に対して反乱を起こしたのである(12)。惟明の反乱によって、後藤氏は未曾有の危機に遭遇したが、日増しに増大する龍造寺氏の

脅威のまえに、ついに隆信に援助を求めるに至った。

こうした領主的危機のなかで、貴明は天正年間（天正二年～十三年）、武雄とその周辺の給人・地侍層から起請文を徴集し¹³、領主的結集を図りながら、反乱の主謀者が養子惟明であることを示し、みずからと実子清明に対し忠節を求めた。また、龍造寺氏との和議が破綻すると、有力な給人・地侍層を通じて「衆」を把握し、給人・地侍層を軍事的に編成するとともに、「衆」を構成する百姓をも軍団の構成員として把握した¹⁴。それは純忠を攻撃する後藤氏の軍事力を示すものである。

注目すべきことは、一門大村氏の純重¹⁵が武雄とその周辺の給人・地侍層一五名とともに、清明に対し「悪心」なく「被官一篇」の起請文を提出していることである¹⁶。このことは、一門大村氏が本領の彼岸郡から杵島・藤津両郡にわたって（藤津郡は藤津大村氏）、広範に割拠・存在したことを示しており、本家大村氏の領主権の確立を困難にする一方、後藤氏の執拗な大村攻撃を促進する理由となった。

一方、又八郎（貴明）が後藤家を相続するに当たり、これに随伴したのは、竹添・小船串・南・都知木・鈴田・山口・朝永・富永・森・秋次^{あきつぐ}・土橋・一瀬・田崎・福田・木々津^{ききつ}・公文^{くぶん}・貞松・喜多氏らの家臣一八名及び僧徳雲である¹⁷。こうして家臣団は分裂する一方、大村領内においては、新領主純忠派・清阿派（純前の兄良純）・貴明派に分かれ¹⁸、更に一門大村氏のなかには、純忠を追放し、貴明を大村領主に迎えようと謀議する¹⁹など、純忠の家臣団統制と領内統治は、当初から困難を極めた。

こうした事態を憂慮した一門大村伯耆守（良純二男）と重臣朝長新左衛門は、「国家永統の儀計難し」（『大村郷村記』萱瀬村記）として、純忠に対し、ひとまず隠居して様子をうかがうよう進言した。純忠は、これを了解し、一時萱瀬村の切詰城に立籠った。しかし、三カ年の隠居生活にかかわらず、事態は好転せず、純忠は一時有馬の実家へ戻る決意をした²⁰。

ところが、家臣団のなかには、伯耆・新左衛門らが、純忠を切詰城に隠居させ、家中を専断しようとしたのでは

ないかという噂がとび、これを聞き付けた純忠は、大いに立腹し、佐賀領不動山へ追放した。伯耆はかねて貴明と通じて、のち佐賀藩(鍋島氏)の家臣となり、新左衛門は五島へ逃亡した²¹⁾。

◆ 開港と洗礼

■ 一、外国貿易の展開とキリスト教の布教

純忠の大村家相続の事情は、当初から家臣団統制と領内統治を困難としたが、とりわけ両派に分かれた庶家一門は、領内に多くの所領を有し割拠していたため、相続当時の純忠は、みずからの権力の基盤をなす蔵入地(直轄地)は、わずかを有したに過ぎず、大村・郡村^{こがむら}周辺と西彼杵半島「内海」の大串・日並・形上村に限られていた²²⁾。ここから純忠の新たな戦略・戦術が打ち出されるのである。

純忠が大村家を相続した天文十九年(一五五〇)、ドゥアルテ・ダ・ガマのポルトガル船が松浦氏の平戸に入港し、同二十二年以降はほとんど毎年入港して、平戸における外国貿易は活況を呈した²³⁾。当時の平戸は「唐・南蛮の珍物、年々満々と参り候間、京・堺の商人、諸国の者皆集まりて、西の都ぞと申しける」(「大曲記」という状況であった。それは大きく松浦氏の財政に寄与したのである²⁴⁾。

注目すべきことは、領主松浦隆信(道可)が、ポルトガルとの貿易を通じて、いち早く鉄砲を輸入し、その用法・製作を学ばしめ、家臣団に鉄砲の使用を習熟させたことである²⁵⁾。そして、このことが数多い松浦党成員のなかで、平戸松浦氏が在地領主を被官化し、急速に領内統一を促進し、戦国大名として登場したゆえんであった。貿易と鉄砲の導入による軍事力の強化と領内統一は、統一権力である織田信長に先駆けて、九州の戦国大名が経験するところであった²⁶⁾。

■ 二、横瀬浦の開港と洗礼

ところが、平戸において、永禄元年(一五五八)、仏教徒とキリスト教との間に衝突が起こり、同四年には、ポル

トガル船の乗組員と平戸の町人との間に殺傷事件(宮の前事件)が起こり、船長フェルナン・デ・ソウザ以下四名のポルトガル人が殺害された。しかも、この事件に対し、松浦隆信は加害者を厳罰に処することを怠ったため、ポルトガル人の松浦氏に対する反感が高まり、両者の交渉は断絶されるに至った²⁷⁾。

そこで、イエズス会は、修道士ルイス・デ・アルメイダに命じて、平戸に代わる良港を求めさせた。アルメイダは西彼杵半島北端の横瀬浦に着目し、水先案内ドミンゴス・リベイロと日本人近衛・バルトロメオをともなつて、ひそかに横瀬浦を測量・視察したところ、良港であることが判明した。アルメイダは直ちに大村氏と交渉し、その結果、純忠の同意を得ることに成功した²⁸⁾。

この時、純忠はアルメイダの使者に対し、キリシタンを領内に広めるため、修道士一名を派遣するよう要請し、みずからも教会を建て、扶持を給し、横瀬浦港はイエズス会に譲渡して²⁹⁾、大いなるキリシタンの街を建設し、ポルトガルの商人が安心して来訪し宿泊できるよう便宜を図るとともに、今後一〇年間免税措置を講じ、その他可能な限り便宜を提供する³⁰⁾、と証言した。純忠のキリスト教並びに外国貿易に対する異常なまでの熱意をみる事ができる。こうして永祿五年(一五六二)、ポルトガル船は横瀬浦に入港し、大村氏との貿易が開始された。それによって、これまで淋しい一漁村に過ぎなかつた横瀬浦は、一躍外国貿易港として台頭し、諸国の商人が参集して繁栄した³¹⁾。純忠は翌六年、パードレ・トルレスから洗礼を受け、バルトロメオの教名を授かり、熱心に布教に従事した。それと同時に、二五名の重臣が洗礼を受けたほか、横瀬浦では、約二五〇名に洗礼が授けられ、その後三度授洗が行われて、四月には約三〇〇名に達した。また、豊後・平戸・博多から移住してきたキリシタンも多かつたので、大会堂は日曜ごとに充滿する有様であつたという³²⁾。急激な信徒の増加が推察される。

純忠の改宗で注目すべきことは、庶家一門家臣団に対し改宗を勧めたことで、そのための方法として、四、五名ずつを横瀬浦のイエズス会士のもとに派遣し、洗礼を受けさせたことである³³⁾。純忠の改宗方法は、「貴人等一たびキリシタンとなる時は、一般の人は直ちに帰依」³⁴⁾することに着目し、庶家一門をはじめ家臣団を順次横瀬浦に派遣

して改宗させ、それを通じて一般庶民まで改宗する点にあった。いわば純忠―庶家一門・家臣団―庶民という垂直型の改宗方法である。

以上のように、純忠が外国貿易並びにキリスト教に対し、異常なまでの熱意を示した理由は、経済的基盤が弱く、かつ一門家臣団が兩派に分かれ、相統当初から彼等の統制に苦慮した純忠が、外国貿易から得る軍事的・経済的利益に着目し、それによって、みずからの権力の強化に資せしめるとともに、キリスト教による思想統一によって、一門家臣団の分裂を阻止し、彼等に対する統制を強化して、戦国大名としての独自性を保持し、かつ強化するところにあった。

純忠のキリスト教熱は、神社・仏閣の破壊から、路傍の祠・石の地藏尊にまで発展した。更に孟蘭盆に際し、義父純前の位牌に香を焚く代わりに、これを焼却させた(35)。こうした純忠の態度は、反キリスト教の一門家臣や僧侶に衝撃を与え、領内に不穏な空気を漂わせた。

純前の実子であり、先に武雄の領主後藤家を相続した貴明は、大村領内におけるこうした情勢をみて、巧妙な策を弄し、反純忠派の一門家臣と呼応して、一挙に純忠を攻撃した。純忠は多良岳に逃亡したが、反逆者たちは、武装して、大村館に侵入し、手当たり次第略奪し、破壊し、放火して、すべてを烏有に帰せしめた。一方、横瀬浦は混乱状態に陥り、豊後商人らによって、貿易品は略奪され、町や教会はことごとく焼き払われた(36)。横瀬浦は開港一年にして、これまたすべて烏有に帰したのである。

■三. 福田開港から長崎開港へ

永祿六年(一五六三)、後藤貴明及び反純忠派の一門家臣によって、大村館を追われ多良岳に逃亡した純忠は、間もなく大村を奪回し、新しく三城城を構築した。由来大村氏の居城は、純治時代は好武城、純伊時代は今富城など、大村館の北部郡川の流域に構築されたが(図3-10参照、三六〇―三六一夏)、純忠は南部大上戸川流域の富松丘陵に三城城を構築した。これまでにない大規模な平山城で、永祿七年に完成した(37)(三城城下町については第八節参照)。こうした

大規模な平山城を、純忠が大村奪回後、短期間に構築したとは考えにくい。恐らく群雄の包囲のなかにあった純忠は、彼等の攻撃に耐えうる城郭の構築を早くから計画し着手していたと思われる。事実、「三城小路図写」に「永禄元年二月三城城ヲ築キ同七年築城ナル」とある³⁸。後藤貴明の大村攻撃は、純忠に三城城の完成を急がしめたものと思われる。一方、横瀬浦の全滅後、ポルトガル船は一時平戸に入港したが、宣教師の注意で、翌永禄八年、西彼杵半島の西南端福田浦に入港した。福田浦の在地領主福田氏は、治承四年(一一八〇)、「外海」の老手・手隈両村の定使職に補任された限平三平兼盛の子孫で、子の平次包信代、文治五年(一一八九)、鎌倉幕府によって地頭職に補任され、福田氏と改姓してより、中世を通じて同地に土着した伝統的系譜をもつ有力な在地領主として存在した³⁹。その福田浦にポルトガル船が入港したことは、大村氏にとって重要な意味をもつ。

純忠は、早速福田氏に開港させ、みずからも福田浦を訪問し、ポルトガル人から歓迎を受けた。ここに福田浦は横瀬浦に代わって、ポルトガル商人の交易の場となり、キリシタンも急激に増加した。福田開港は、純忠とポルトガル商人との利害関係が一致したことによるもので、純忠は開港に際し、福田氏に対して、ポルトガル船は「鉄砲西洋砲ナドモ積乗セ来レバ、コレヲ他所ニヤルベカラズ」(「長崎港草」)と述べ、ポルトガルは、「デウスの教の敵」(フロイス)である平戸の松浦氏を避け、キリシタン大名である純忠に経済的利益をもたらすことを図った(フィゲイレド)⁴⁰。こうして、純忠は貿易再開によって、軍事的・経済的に、みずからの権力の強化を図ったのである。

そこから、外国貿易の誘致をめぐる諸大名との抗争が激化するが、直接の影響を蒙った平戸の松浦氏は、平戸港にいた堺商人と結託し、福田浦に南下してポルトガル船を攻撃した。この時、ポルトガル船は砲弾をもって迎撃し、三時間の戦闘の末、松浦船隊は平戸に引揚げた⁴¹。次いで翌永禄九年、武雄の後藤貴明が郡村野岳に侵入し攻撃を加えた。この野岳の戦いで重要なことは、庶家一門の大村純照(純伊五男)・大村右衛門父子三人及び針尾伊賀守・神浦弥平兵衛入道玉烏らの在地領主が貴明に内応したことである⁴²。更に永禄十二年には、「地方」宮村の領主一門大村純種が貴明に与して純忠に反抗し⁴³、また「外海」小佐々氏が領有する崎戸浦に、松浦氏が攻撃を加えた⁴⁴。

こうした松浦・後藤氏らの相次ぐ攻撃と、これに内応する反純忠派の一門家臣の反抗により、純忠の家臣団統制は、なお困難が続き、大名領主権の確立は遅延し続けた。そのため、外国貿易は、純忠の独自性を保持し、かつ強化するために必要不可欠の手段であった。

永祿八年（一五六五）、福田浦に入港したポルトガル船は、その後、同浦が船舶の碇泊に不便であり、かつ風波のため危険にさらされる恐れがあったので、これに代わる良港を探すこととなり、その結果、長崎が発見された。ポルトガルは長崎開港について純忠と交渉したが、純忠は四囲の環境を慎重に考慮したうえで、横瀬浦・福田浦を開港した前例にならない、長崎開港に踏み切った⁴⁵。

四囲の環境というのは、いうまでもなく、隣接諸大名との絶え間のない対立・抗争であり、事実、長崎開港以降、ポルトガル船の入港地が長崎に固定するや、外国貿易によって、等しく領内の富強を図ろうとするこれら隣接諸大名との対立・抗争は、いっそう激しさを加えることとなった。

一方、長崎開港に伴い、島原・志岐（天草）・五島・平戸・山口・博多及び諸国から、多くの人々が集住し、長崎は都市として発展した。彼等の多くはキリシタンであったので、長崎はキリシタン都市として発展したのである。元亀二年（一五七二）、純忠は長崎開港と同時に、長崎の在地領主長崎純景の城下町から少し離れた岬の一角に、新たな都市建設を開始した。この都市建設に際し、純忠は譜代の家臣朝長対馬守を長崎町割奉行として、島原町・分知町・大村町・外浦町・平戸町・横瀬町の六カ町を建設させた⁴⁶。こうして、国際貿易都市長崎の原型が形成されたのである。

三 改宗運動と寺社破壊

■一、長崎・大村領をめぐる四囲の環境と対応

元亀元年（一五七〇）、ポルトガル船の長崎入港と同時に、長崎港外の在地領主深堀純賢^{すみまさ}は長崎を攻撃した。純忠



写真3-12 松浦隆信(道可)像
(公益財団法人 松浦史料博物館所蔵)



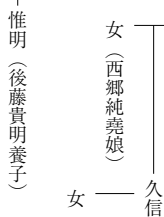
写真3-13 松浦鎮信(法印)像
(公益財団法人 松浦史料博物館所蔵)

もこれに対抗して深堀氏を攻撃したが、その後深堀氏の長崎攻撃は執拗に繰り返された(47)。次いで元龜三年、純忠の排撃に執念を燃やす武雄の後藤貴明は、平戸の松浦隆信(道可)・鎮信(法印)父子、伊佐早(諫早)の在地領主西郷純堯(純忠と義兄弟)らと謀り、純忠の居城三城を攻撃した。

後藤勢は七〇〇余人を率いて、三城城の北室田に陣し、松浦勢は五〇〇余人を率いて、海路大村に南下し、三城城麓の

田中屋敷に陣を構え、伊佐早勢は三〇〇余人を率いて、経塚の辺りに陣をとった。一方、三城城では突然の攻撃で馳参する者がなく、純忠は在城中の七名の家臣で籠城した(48)。よってこれを「三城七騎籠」という。純忠は、このわず

松浦弘定 —— 興信(志佐純本(峯昌・田平昌)実子) —— 隆信(道可) —— 鎮信(法印)



(凡例) 〓 養子

図3-8 平戸松浦氏略系図



写真3-14 川崎屋敷跡
(大村市教育委員会提供)

一門・譜代の家臣に使を遣わし、翻心して早く味方に帰服するよう再三にわたって説得させた。その結果、彼等は純忠の意を諒とし、親族その他にも純忠への帰順を呼びかけた。それによって、帰順する者が多くなり、彼等はことごとく逆心を翻し、各自の屋敷に引き籠り、貴明と手切りした。貴明は、三城城の山手に陣し、一番乗りを意図したが、内応者が出たため、城を攻撃することができず、陣所に釘付けとなった(49)。

一方、松浦勢は、三城城の南千綿^{ちわたす}隍の際まで押し寄せ岸を登ろうとしたところを、純忠みずから士卒に下知して木石を投げかけ、女どもに箕に灰・糖・砂を入れて振りかけさせた。これが折からの強風で敵兵の眼に入り、ひるんだところ、弓・鉄砲を敵に射かけさせたため、松浦勢は若干討たれて田中屋敷に退いた。伊佐早勢は、内応の者と一体となり、大手から攻め入ろうとし、大村川(本堂川)の橋詰まで押し寄せた。ところが、内応の者が一向に來ないので、彼等の屋敷に催促の使を出すなど、両軍の対立・攻防が続いた。

このように、この戦いで重要なことは、内応者が出て純忠に味方する者が現われたことと、給人層の動向である。特に給人層の動向は、純忠の勝利に大きな影響を与え

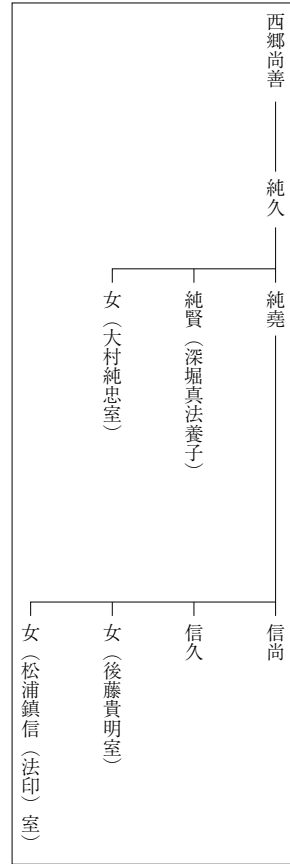


図3-9 伊佐早西郷氏略系図

かな人数で各城門を堅め、城内持口役所を飾り、旗を立て、あるいは女たちに鎧(槍)・長刀・紙小旗を持たせて、城内を往来させ、城中に多くの軍勢がいるよう見せかけた。

この間純忠は、敵に内応した

ている。戦いの後半で、郡村・萱瀬村の給人が、戦線の背後で蜂起し、城中に馳せ参じたことである。伊佐早勢は、大将大渡野軍兵衛が大村家の家臣富永又助に深手を負わされて混乱し、川崎屋敷に火をかけて敗走し、松浦勢は、大村勢の攻撃を受けて退散した。貴明は、こうした状況をみて撤退した⁵⁰。純忠には、この戦いの経験により、一門家臣団に対する統制の強化と、兵農分離による給人の城下集住が課題となつて残された。

先に元龜元年（一五七〇）、ポルトガル船の長崎入港と同時に、長崎港外の在地領主深堀純賢は長崎を攻撃したが、同三年、兄西郷純堯（伊佐早領主）が大村攻撃に参加するや（前述）、これに呼応するかのようになり、天正元年（一五七三）、長崎に侵入して、純忠の家臣長崎純景の居城を攻撃し、町々を焼き払つた。この時、長崎最初の教会トードス・オス・サントスが焼失した。純賢は、その後も天正六年・七年・八年と、執拗に長崎攻撃を繰り返した⁵¹。

■二、改宗運動と寺社破壊

元龜三年（一五七二）、純忠は、後藤（武雄）・松浦（平戸）・西郷（伊佐早）氏の大村攻撃に対し、三城城を死守することに成功したが（三城七騎籠）、これを勝利に導いたのは、郡村・萱瀬村の給人たちであった。ところが、天正二年（一五七四）になると、その萱瀬村の給人一瀬内蔵助が、純忠に反抗し（正月）⁵²、次いで三月には、先に三城城の攻略に失敗した西郷純堯（伊佐早）が、再び萱瀬村に侵入し攻撃を加えた。この時、純忠は次のような「触」⁵³を出している。

今日廿日、於^三茅瀬^{（意）}境の尾に、諫早衆罷出候、掛合防戦とけ、尾和谷弥三郎方、金崎方重良弟、其外西郷、同右京宗徒^{（意）}寄合、以上掛候^{（意）}首百余討取、勝利千勝方勢候、諫早於^二城内^一、相殘衆有^レ之間敷候、其表之御行之義、此節賢慮可^レ為^二專^一候、委細以前兵部少輔方存候間、不^レ能^二子細^一候、恐惶謹言

三月廿日

純忠判

皆吉衆

西方衆

同前

林田衆

大村方の勝利に終わり、伊佐早方は一〇〇余名の首を討ち取られているが、この戦いで注目されることは、「皆吉衆」「西方衆」「林田衆」というような「衆」を動員していることである。このことは、大村氏もまた後藤氏と同じく「衆」を基盤とし、軍事力の構成員として動員していたことを示すものである。それは戦国大名・在地領主のいかんにかかわらず、兵農未分離を前提とした領国支配の在り方を示している。

一方、同じ天正二年、松浦領に近い北部早岐村の給人遠藤千右衛門（井手平城）が純忠に叛き、松浦氏に従った。そこで、純忠は一門大村純清を大将として井手平城を攻撃させた。この時は、唐津の波多鎮（純忠の甥）と有田の松浦盛（有馬晴純四男・純忠弟）の援兵が加わり、城主遠藤氏ほか数人を討ち取り、残党は逃亡し、城は陥落した⁵⁴。純忠の一族動員による巧みな戦術をよみとることができる。

ところが、同じ頃、東彼杵郡北部波佐見村の純忠家臣福田丹波が、後藤貴明に内通して純忠に叛いた。波佐見村は後藤氏の所領武雄に隣し、貴明はしばしば波佐見への侵入を試み、丹波を従属させることに成功したのである⁵⁵。波佐見村は永（二五二一）一五二八の頃から大村氏（純伊代）に属し、永祿の頃から後藤氏と係争の場となったところである。当時、波佐見村のうち、金谷は福田氏、内海は内海氏、平瀬は澁江氏の所領があったが、三氏協力して後藤勢侵入の押えの役割を果たしていた⁵⁶。

こうした外部勢力の絶えざる大村領侵入や一門家臣・給人の反抗が継続されるなかで、純忠は遂に天正二年、キリスト教による思想統一を志向し、寺社を破壊して、全領民をキリシタン信徒たらしめようとする改宗運動を展開するに至った。純忠は、横瀬浦開港のち洗礼を受けてから、一門家臣団に対しても改宗を勧める一方、寺社を破壊し、路傍の祠・石の地蔵尊に至るまで破壊したが、今度の寺社破壊は、それを更に徹底させたものであり、かつ攻撃的・

普遍的であった。一方、イエズス会は、大村領にキリスト教を普及する好機と捉え、領内に改宗運動を展開し、仏教信仰を根絶するよう勧告した⁵⁷⁾。

『大村郷村記』は、この天正二年における純忠の寺社破壊について、その全貌を詳細に記録した貴重史料である。以下若干例を示そう。

第一例 多羅山宝円寺(大村池田分) ⁵⁸⁾

天正二甲戌年、同氏丹後守純忠(中略)及臣民陷^{かん}潮南蛮之妖教^{まうまう}。崇^{たか}信耶蘇宗門^{しん}而、燒^や亡神社・仏閣^{ぶつかく}、且殺^{ころ}二害僧徒^{がいそうどう}(中略)、惜哉^{あはれ}旧来神像・靈佛、罹^あ邪徒一炬^{じやと}、忽^{たち}爲^な二灰燼^{はいじん}、此時本宮太良丘及神宮寺下宮・富松社里坊・仙乘院、亦罹^あ二其災^{そのわざ}、悉^た爲^な二焦土^{せうど}(以下略)

天正二年、純忠と庶民は、南蛮のあやしげな教におぼれ、キリスト教を崇信し、神社・仏閣を焼き、僧徒を殺害した。惜しいことに、旧来の神像・靈仏が、キリスト教徒の一本の松明により、ことごとく灰燼となった。この時、本宮太良丘及び神宮寺下宮・富松社里坊・仙乘院もまた災害を蒙り、ことごとく焦土となった。

第二例 彦流山観音寺(大村池田分) ⁵⁹⁾

天正二甲戌年、耶蘇徒蜂起^{やそどうはち}、燒^や亡神社・仏閣^{ぶつかく}、此時観音寺亦罹^あ其災^{そのわざ}爲^な二灰燼^{はいじん}于時、阿金法印(中略)、襁^か負^か当寺本尊千手観音及彦山大権現之神躰^{かみだて}而、趣^ま于嬉野^{きよの}在藤^{ふじ}郡^{ぐん}、結^{むす}二草庵^{くさあん}、於^お二大定寺之旧蹟^{たいじやうじのきうせき}安^{やす}置^お于此^{こゝ}(以下略)

天正二年、キリシタン宗徒蜂起し、神社・仏閣は焼失した。この時、観音寺も焼失した。その災害によつて灰燼となった時、僧阿金法印は、観音寺の本尊千手観音及び彦山大権現の神躰を背負つて、嬉野に行き、草庵をつくり、大定寺の旧蹟において、神躰を安置した。

第三例 郡七山十坊(郡村竹松) ⁶⁰⁾

天正年中、邪蘇の徒蜂起して堂宇を破却し、寺蹟久しく断絶に及びしなり、然るに丹後守純信生質病身なるゆへ、身の安全且子孫繁榮、領内豊饒^{はふたか}の冥助を祈らんか爲に、神社・仏閣を再興あり、爰^{こゝ}に正保四年の春、大村彦右衛

門・富永宮内及び寛盛法印の三人に命し、領内寺社の舊蹟を探索せしむ時に、所々巡見の砌、蔦木淨宮寺の境内に村老を集め、七山の古蹟を尋問ありしに、村老詳に弁_レ之(以下略)

郡七山十坊は、極樂寺・淨宮寺・本來寺・弥勒寺・冷泉寺・龍福寺・白水寺・東光寺・妙光寺・延命寺の一〇坊。丹後守純信は大村藩三代藩主。天正年中のキリシタンの蜂起により、堂宇が破壊されたが、正保四年(一六四七)、再興に当たり、大村彦右衛門(家老)・富永宮内(重臣)・寛盛法印(觀音寺住職)の三名に領内寺社の旧蹟を探索させ、竹松村(郡村のうち)の淨宮寺境内に村の故老を集め、郡七山十坊の古蹟について聞き取り調査を行わせた。他の村についても、同様の調査が行われたものと思われる。

第四例 多羅山大権現(萱瀨村) ㊦

天正二甲戌年、領内耶蘇徒蜂起、燒滅神社、仏閣、且殺害居住之僧徒、此時本宮太良岳里坊仙乘院、下宮富松宮、亦罹、其災悉爲「焦土」、傳曰、太良岳本宮者、萱瀨之郷士等、登山而放火、於「宮殿」爲「灰燼」、剩燒猪鹿之肉、於「神鉢」仙像之灰「而、食_レ之、佛神冥罰豈可_レ免乎、其子孫或亡家、失_二身命_一、或憂_二癩疾_一、遂不_レ克_レ終_云(以下略)

天正二年、領内のキリシタン宗徒が蜂起し、神社・仏閣を焼滅した。しかも居住の僧徒まで殺害した。この時、本宮太良岳里坊の仙乘院、下宮の富松宮も被災し、ことごとく焦土となった。所伝によれば、太良岳本宮は、萱瀨の郷士らが登山して放火し、宮殿を灰と化した。しかも、神鉢・仙像の灰で猪・鹿の肉を焼いて食べた。仏神の冥罰を免ぬかれることはできない。その子孫は家をなくし、又は命を失い、あるいは癩病にかかり身を終えた。

〔註〕「郷村記」は、「多羅山大権現」は大村家鎮護宗廟の理由により、「大村池田分」に記載。

■三、改宗運動の意義と限界

表3-1は天正二年、純忠によって焼却、破壊された寺院・神社の全貌をみたものであるが、それによって幾つかの特色を指摘することができる。第一は大村氏が所領とする東西彼杵郡における地域的特色、第二は寺院と神社の相違、

第三は焼却と破壊という二つの方法である。

第一は焼却・破壊された寺院・神社が、東西彼杵郡のうち一〇カ村⁶²で、特に大村氏の支配が浸透している東彼杵郡、特にその南部(大村・郡村・萱瀨村)に集中していることである。大村は領主大村氏の居城が存在する城下町で、多数の寺院・神社が建立され、なかでも多羅山大権現は「大村家鎮護之宗廟」(「大村郷村記」と位置付けられている⁶³)。郡村(竹松・福重・松原三カ村に分かれる)は、郡川の流域に早くから発達した所で、純忠が三城城を構築する以前、純治時代は好武城、純伊時代は今富城が構築され、大村氏の領内支配の重要な拠点となったところである。加えて、「郡七山十坊」と総称される中世寺院群が存在していた⁶⁴。萱瀨村は多良山大権現が存在する霊地で、藤津郡・北高来郡と隣し、後藤氏や西郷氏との係争の場となると同時に、萱瀨給人の反乱の拠点となったところである。そのため、純忠の神社対策としては、大村・郡村に次いで重要な位置を占めた。

以上、焼却・破壊された寺社数は、大村領内八カ村のうち⁶²、大村が二二寺社、郡村が二四寺社、萱瀨村が五寺社、合わせて五一寺社であるのに対し、鈴田・三浦・千綿・彼杵・波佐見・宮村(表3-1番号53〜65)の六カ村は一三寺社に過ぎず、焼却・破壊された寺社が大村・郡村・萱瀨村の三カ村に集中していることが判明する(東彼杵郡Ⅱ「地方」)。以上に対して、西彼杵郡(「向地」「内海」「外海」)において焼却・破壊された村は、「向地」の浦上村(北村)の三寺社に過ぎず、西彼杵半島(「内海」「外海」)においては、全くみられないという対照的傾向を示している。かつて西彼杵半島北端の横瀨浦村(「内海」)は、純忠が最初に開港したところであり、みずから洗礼を受ける一方、庶家一門・家臣団を横瀨浦に派遣して改宗させ、一般庶民まで改宗させて、キリスト教を普及させたが、その横瀨浦村をはじめ、「内海」・「外海」地区において、寺社破壊がみられなかったということは、純忠の寺社破壊の地域的特質とその限界を示すものである。このことは、西彼杵郡が東彼杵郡に比べて、人口が少なく、かつ寺社数が少なかった⁶⁵ことにもよるが、むしろ、在地の構造と純忠の東西彼杵郡に対する領国支配の在り方に基因するものと考えられる。

第二に、焼却・破壊された寺社総数六七寺社のうち、寺院は四六寺、神社は二一社で、寺院が圧倒的に多く、神社

35	郡村(福重)	弥勒寺	焼亡	『大村郷村記』第二巻
36	同	冷泉寺	破壊	同
37	同	竜福寺	破壊	同
38	同	東光寺	破壊	同
39	同	祇園寺	破壊	同
40	同	如法寺	破壊	同
41	同	無量寺	破壊	同
42	同	大日堂	破壊	同
43	同	天満宮	破壊	同
44	同	祇園本頭天王	破壊	同
45	郡村(松原)	妙光寺	破壊	同
46	同	延命寺	破壊	同
47	同	八幡宮 ○	破壊	同
48	萱瀬村	金泉寺	焼亡	同
49	同	多良山大権現 ○	焼亡	同
50	同	熊野三社大権現○	焼亡	同
51	同	千手観音 ○	破壊	同
52	同	地藏 ○	破壊	同
53	鈴田村	古松権現 ○	焼亡	同
54	三浦村	十一面観世音 ○	焼亡	同
55	千綿村	正観音 ○	破壊	『大村郷村記』第三巻
56	彼杵村	安全寺	破壊	同
57	同	虚空蔵菩薩 ○	破壊	同
58	同	寺屋舗	焼亡	同
59	上波佐見村	金谷山大権現 ○	焼亡	同
60	下波佐見村	東前寺	焼亡	同
61	同	幸天三所大明神○	焼亡	同
62	宮村	正蓮寺	焼亡	同
63	同	崇聖寺	焼亡	同
64	同	宇都宮大権現 ○	焼亡	同
65	同	高野権現 ○	破壊	同
66	浦上北村	神通寺	破壊	『大村郷村記』第四巻
67	同	六地藏	破壊	同
68	同	岩屋山大権現 ○	破壊	同

神跡は萱瀬村の多良岳山頂に安置、これを「多良山大権現」(49)と称す。よって焼却・破壊された寺院・神社の総数

表3-1 天正2年、焼却・破壊された寺院・神社

1	大村(久原分)	円照寺	焼亡	『大村郷村記』第一巻
2	大村(池田分)	長久寺	焼亡	同
3	同	観音寺	焼亡	同
4	同	浄土寺	焼亡	同
5	同	円長寺	焼亡	同
6	同	日蔵坊	焼亡	同
7	同	阿弥陀寺	焼亡	同
8	同	円福寺	焼亡	同
9	同	大通寺	焼亡	同
10	同	竜宮寺	焼亡	同
11	同	大円寺	焼亡	同
12	同	満善寺	焼亡	同
13	同	満乗院	焼亡	同
14	同	宝円寺	焼亡	同
15	同	本堂寺	焼亡	同
16	同	観音寺	焼亡	同
17	同	四面大菩薩	破壊	同
18	同	多羅山大権現	焼亡	同
19	同	富松大権現 ○	焼亡	同
20	同	八幡宮 ○	焼亡	同
21	同	彦山大権現 ○	焼亡	同
22	同	八幡宮 ○	破壊	同
23	同	諏訪大明神 ○	焼亡	同
24	郡村(竹松)	聖宝寺	破壊	『大村郷村記』第二巻
25	同	浄宮寺	破壊	同
26	同	本来寺	破壊	同
27	同	阿弥陀寺	破壊	同
28	同	蓮華寺	破壊	同
29	同	八幡宮 ○	焼亡	同
30	同	幸天六社大明神 ○	焼亡	同
31	同	大神宮 ○	破壊	同
32	郡村(福重)	薬師如来	破壊	同
33	同	白水寺	破壊	同
34	同	不動寺	破壊	同

〔註〕「郷村記」(『大村郷村記』)は「多羅山大権現」は大村家鎮護宗廟の理由により、大村池田分に記載(18)。ただし、は67となる。※○は神社。

数の二倍以上に達している。横瀬浦開港・受洗以来、全領民をキリシタン信徒たらしめようとした純忠の領国の統治方針・宗教政策からいえば、庶民信仰のシンボルともいべき寺院は排除されるべき対象であり、寺院が圧倒的多数を占めたのは当然である。そのため、純忠は庶民信仰の対象となっていた摩利支天まろしてんの像を破壊し、義父純前の位牌を焼却し、あるいは僧侶を説得し、又は改宗を拒否した者は国外に追放した⁶⁶。

ところが、僧侶の一人であり、純忠の側近であった阿金法印は、純忠の説得と加増の申し出に対し、改宗を装いながら、城を退去するや、みずから任職を務める観音寺に戻って、本尊千手観音・権現神躰を取り、弟子阿乗あじょうに領外へ立去ることを告げ、更に郡村の幸天神さいてん・極楽寺の本尊毘沙門天びしゃもんてん及び黒丸村の八幡宮・諸神の神躰を背負って、嬉野に行き、大宣寺という古蹟の寺地に草庵をつくって、神躰を安置した。弟子の阿乗は立去ろうとしているところを見され、討取られて仏教に殉じた⁶⁷。阿金法印の例は、純忠の僧侶対策の限界を示すものであり、ほかにも仏教に殉じた僧侶も存在したと思われる。

以上に対して、神社に対する焼却・破壊が少ないのは、純忠の神仏に対する考え方の違いによるもので、対象となった神社は、各村の代表的神社で、いわばその村の守護神に打撃を与えることによって、純忠はその目的を図ったものと思われる。ちなみに、焼却・破壊されなかった神社・神躰は、各村とも膨大に存在する。そこにも純忠の改宗運動の限界がある。

第三に、焼却・破壊の件数をみると、焼却三五件、破壊三二件で、ほぼ同数であることが判明する。これを地域別にみると、寺院では、焼却は大村が多く、郡村は破壊が多数を占める。神社は、全体としてみると、焼却が破壊をやや上回っているが、地域的特色は認められず、恣意的に焼却・破壊が行われたものと思われる。以上によって、純忠の改宗運動は、大村の寺院の焼却と郡村の寺院の破壊を中心として推進されたことが判明する。

注目すべきことは、前掲「第四例」が示すように、「大村家鎮護之宗廟」である多良山大権現が、萱瀬村の「郷土」（在地給人）によって焼打ちされたことである。これより先、萱瀬村給人は純忠に反抗したが、このたびは、その萱瀬村

給人が純忠の改宗運動に反対し、大村家の鎮護の宗廟を焼打ちにしたのであり、それは純忠に対する反改宗運動を象徴的に示すものである。かつて純忠は、横瀬浦開港に際し、みずから受洗すると同時に、順次一門家臣団を横瀬浦に派遣し、一般庶民まで改宗するという、いわば純忠―一門家臣団―庶民という垂直型の改宗方法でのぞんだが、今度の反乱は、庶民の反抗を給人(家臣団)が主導し純忠に対抗するという逆の現象がみられ、純忠の領国支配の矛盾と事態の深刻さがうかがえる。純忠の改宗運動は、成功の反面、矛盾を内包しながら推移する。

より重要なことは、日本国を「神国・仏国」とする統一権力(秀吉・家康)のイデオロギー・宗教政策からみると、純忠の大村領を中心とする「キリシタン国」の建設は、更に大きな矛盾を内包するものであった。統一権力は、対外政策において、宗教(キリスト教)と貿易(商売)を分離する方針を打ち出したが、純忠は宗教と貿易を一体としながら、領国支配の強化と権力の維持を図った。

純忠は、こうした矛盾を早くから感得し、受洗後、出家入道して理専という法名を用いた(68)。純忠は、受洗後バルトロメオの教名を使用しながら、理専という法名を用い使い分けた。それを具体的に示したのが、天正四年六月十六日付けの、龍造寺隆信・鎮賢(政家)父子宛の「理専」の名を記した起請文(69)である。守護大名少貳氏に代わって、佐賀を基盤に急速に勢力を拡大し、強力な戦国大名となった龍造寺氏の大村進政という最大の危機のなかで、かつキリスト教を嫌悪する隆信に対し、「理専」の名をもって起請文を提出したのである。

こうした純忠のバルトガル貿易によって利潤を追求しようとするバルトロメオと、強力な戦国大名に対処しようとする理専の二律背反による領国体制の維持と強化は、やがて統一権力(秀吉)による「バテレン追放令」(70)と貿易統制によって終焉する。それは純忠によって建設された「キリシタン国」の崩壊を意味する。純忠はみずからの領国支配を困難にした在地給人の城下町集中を果たすことなく、秀吉が島津征伐を敢行した天正十五年(一五八七)、波瀾に富んだその生涯に終止符を打ったのである。

(藤野 保)

- (1) 「大村記」(国書刊行会編『史籍雜纂』第一 統群書類従完成会 一九七四)、大村市立史料館寄託 大村家史料(請求番号)一〇一一二「大村家記」卷一、巻第七四六 大村(新訂 寛政重修諸家譜)第十二巻 統群書類従完成会 一九六五)、藤野保編『大村郷村記』第二巻(国書刊行会 一九八二) 二四一～二四二頁
- (2) 国立国会図書館所蔵「国乗遺文」一「有馬氏系図」、東京大学史料編纂所所蔵「有馬家譜」、巻第七四五 有馬(新訂 寛政重修諸家譜)第十二巻 統群書類従完成会 一九六五)
- (3) 「大村記」(国書刊行会編『史籍雜纂』第一 統群書類従完成会 一九七四)、大村市立史料館寄託 大村家史料(請求番号)一〇一一二「大村家記」卷一、大村市立史料館寄託 大村家史料(請求番号)一〇一一三四「大村家覚書」卷二、武雄市史編纂委員会編『武雄市史』下巻(武雄市 一九七三) 三七一～三八二頁、藤野保「竜造寺領国の形成過程と国人領主の動向」(九州大学九州文化史研究所編『九州文化史研究所紀要』二二二号 九州大学九州文化史研究所 一九七七)、藤野保編「佐賀藩の総合研究」(吉川弘文館 一九八一) 前編第二章第一節
- (4) 武雄市史編纂委員会編『武雄市史』下巻(武雄市 一九七三) 四〇六～四〇八頁
- (5) 「小鹿島文書」六七号「一揆契諾状」(九州史料刊行会編『九州史料叢書』第一 九州史料刊行会 一九五七)、四九号「蒞江公直外三名連署「一揆契諾状」」(佐賀県史編纂委員会編『佐賀県史料集成』古文書編 第一七巻 佐賀県立図書館 一九七六)
- (6) 武雄市史編纂委員会編『武雄市史』上巻(武雄市 一九七二) 四三八頁
- (7) 石井良一「中世末期・近世初期における後藤家歴代」(武雄市史編纂委員会編『武雄市史』下巻 武雄市 一九七三)
- (8) 武雄市史編纂委員会編『武雄市史』上巻(武雄市 一九七二) 四四九頁
- (9) 公益財団法人 鍋島報効会 徴古館所蔵 佐賀県立図書館寄託(鍋島家文庫)「隆信公御年譜 乾
- (10) 「武雄鍋島家文書」一四号「少弐冬尚書状」(佐賀県史編纂委員会編『佐賀県史料集成』古文書編 第六巻 佐賀県史料集成刊行会 一九六二)
- (11) 前掲註(7)
- (12) 惟明の反乱については、前掲註(8) 四六一～四七六頁
- (13) 「後藤家文書」(佐賀県史編纂委員会編『佐賀県史料集成』古文書編 第六巻 佐賀県史料集成刊行会 一九六二)、藤野保「竜造寺領国の形成過程と国人領主の動向」(九州大学九州文化史研究所編『九州文化史研究所紀要』二二二号 九州大学九州文化史研究所 一九七七)、藤野保編「佐賀藩の総合研究」(吉川弘文館 一九八一) 前編第二章第一節「後藤氏宛起請文の

編年一覧

起請文の総数は六一件に達し、年次は天正二年～四年に八二割が集中し、国人領主、給人・地侍層、百姓のいかにかわらず、「衆」を構成単位として提出された起請文が存在する。

⑭ 前掲註(13)

⑮ 大村純重は「大村氏系図」に登場する。外山幹夫『中世九州社会史の研究』(吉川弘文館 一九八〇) 一七～一八頁

⑯ 「後藤家文書三三五号」大村純重外二五名連署起請文(佐賀県史編纂委員会編『佐賀県史料集成』古文書編 第八卷 佐賀県史料

集成刊行会 一九六〇)。殊に「後藤家文書」は八三号「大村純種起請文」を掲載している。

⑰ 大村市立史料館寄託 大村家史料(請求番号)一〇一一三三「大村家覚書」巻一

⑱ 藤野 保編『大村郷村記』第二卷(国書刊行会 一九八二) 二四二頁

⑲ 大村市立史料館寄託 大村家史料(請求番号)一〇一一三五「大村家覚書」巻三

⑳ 前掲註(18)

㉑ 前掲註(18)

㉒ 「大村記」(国書刊行会編『史籍雜纂』第一 続群書類従完成会 一九七四)、大村市立史料館寄託 大村家史料(請求番号)

一〇一一三四「大村家覚書」巻一

㉓ 松田毅二「大村純忠伝」(大村純忠公伝記刊行会 一九五五) 一五頁

㉔ 藤野 保『新訂 幕藩体制史の研究』(吉川弘文館 一九七五) 第三篇第二章「平戸藩」

公益財団法人 松浦史料博物館所蔵「家世年表」一

㉕ 藤野 保『幕藩体制国家の成立と外交体制』(藤野 保編『近世国家の成立・展開と近代』 雄山閣出版 一九九八)

㉖ 前掲註(23) 一五～一七頁

㉗ 前掲註(23)

㉘ 永禄五年(一五六二)十月二十五日付、横瀬浦発信「アルメイダ書翰」では、「周囲ニレグワ(約三里)の地の農民と共に付すべく、

同港内には、バードレの意志に反しては、異教徒の居住することを許さず」とある(前掲註(23) 一七頁)。

㉙ 前掲註(23) 一七頁

㉚ 「大村記」(国書刊行会編『史籍雜纂』第一 続群書類従完成会 一九七四)、大村市立史料館寄託 大村家史料(請求番号)

一〇一一三五「大村家覚書」巻三

- 永祿六年（一五六三）四月十七日付「フェルナンデス書翰」
 永祿六年（一五六三）十一月十四日付「フロイス書翰」
- ③③ 前掲註(23) 三四頁
- ③④ 前掲註(23)、前掲註(23) 三七頁
- ③⑤ 松田毅一・川崎桃太訳「フロイス 日本史」9（中央公論社 一九七九） 九五～一〇六頁、前掲註(23) 三八～四四頁、外山幹夫「大村純忠」（静山社 一九八二）
- ③⑦ 大村市立史料館寄託 大村家史料（請求番号）一〇一一二四「大村家記」巻四、大村市立史料館寄託 大村家史料（請求番号）一〇一一二三五「大村家覚書」巻三、藤野 保編「大村郷村記」第一巻（国書刊行会 一九八二） 一〇六～一〇七頁、久田松和則「キリシタ」伝来地の神社と信仰（富松神社再興四百年事業委員会 二〇〇二） 二〇～二三頁
- ③⑧ 大村市史編纂委員会編「大村市史」上巻（大村市 一九六二） 一七頁
- ③⑨ 大村市立史料館寄託 大村家史料（請求番号）五〇二一四二「新撰士系録」巻八上、藤野 保「近世における大名家臣団の展開過程」大村藩「新撰士系録」を中心として」（史学会編「史学雑誌」第六五編第八号 山川出版社 一九五六）、藤野 保「新訂幕藩体制史の研究」（吉川弘文館 一九七五）第二篇第三章「大村藩」
- ④① 前掲註(23) 五四頁
- ④② 前掲註(23) 五七頁
- ④③ 大村市立史料館寄託 大村家史料（請求番号）一〇一一三五「大村家覚書」巻三
- ④④ 大村市立史料館寄託 大村家史料（請求番号）一〇一一三五「大村家覚書」巻三、大村市立史料館寄託 大村家史料（請求番号）五〇二一四四「新撰士系録」巻九
- ④⑤ 前掲註(43)
- ④⑥ 大村市立史料館寄託 大村家史料（請求番号）一〇一一三二「大村家譜」巻五、大村市立史料館寄託 大村家史料（請求番号）一〇一一三五「大村家覚書」巻三、「大村家秘録」（国書刊行会編「史籍雑纂」第一 続群書類従完成会 一九七四）、古賀十二郎『長崎開港史』（古賀十二郎翁遺稿刊行会 一九五五） 一～一〇頁
- ④⑦ 金井俊行編「増補長崎略史」上巻（長崎市役所編「長崎叢書」下巻 明治百年史叢書 原書房 一九七三 復刻）、古賀十二郎『長崎開港史』（古賀十二郎翁遺稿刊行会 一九五五） 二～四五頁、安野眞幸「港市論—平戸・長崎・横瀬浦—」（日本エディタースクール出版部 一九九二） 一六一～一七一頁

- 47 公益財団法人 鍋島報效会 徴古館所蔵 佐賀県立図書館寄託(鍋島家文庫)「深堀系図証文記録」、平 幸治「肥前国深堀の歴史」(長崎新聞社 二〇〇二) 一九一～一九三頁
- 48 「大村記」(国書刊行会編『史籍雜纂』第一 統群書類従完成会 一九七四)、大村市立史料館寄託 大村家史料(請求番号)一〇一―一三五「大村家覚書」卷三、藤野 保編『大村郷村記』第一卷(国書刊行会 一九八二) 一〇七～一一頁
七騎は大村純辰・朝長純盛・同純基・令道純道・宮原純房・藤崎純久・渡辺純綱の面々。外に郡村極楽寺住持の宝円坊阿金法印・山口浪人の吉川素庵・聖宝寺弟子の小佐々兵部(のち還俗)・大村彦次郎(のちの彦右衛門純勝)・純忠昵近の富永忠清・今里彦衛門および中間・馬取・又者(陪臣)合わせて四五名、さらに純忠夫人・召仕の上臈・下女・諸士の妻子・人質など二五名がいた。
- 49 前掲註(48)
- 50 前掲註(48)
- 51 公益財団法人 鍋島報效会 徴古館所蔵 佐賀県立図書館寄託(鍋島家文庫)「深堀系図証文記録」、大村市立史料館寄託 大村家史料(請求番号)一〇一―一三五「大村家覚書」卷三、前掲註(23) 一〇〇～一一頁
- 52 「大村記」(国書刊行会編『史籍雜纂』第一 統群書類従完成会 一九七四)
- 53 大村市立史料館寄託 大村家史料(請求番号)一〇一―一三五「大村家覚書」卷三、波佐見町史編纂委員会編『波佐見史』上巻(波佐見町役場・波佐見町教育委員会 一九七六) 一六五～一六六頁
- 54 藤野 保編『大村郷村記』第三卷(国書刊行会 一九八二) 三二五～三二六頁
- 55 前掲註(55) 三〇九頁
- 56 前掲註(23) 一一三～一四頁、久田松和則『キリシタン伝来地の神社と信仰』(富松神社再興四百年事業委員会 二〇〇二) 二二～二三頁
- 57 藤野 保編『大村郷村記』第一卷(国書刊行会 一九八二) 二二三頁
- 58 前掲註(58) 二四二頁
- 59 藤野 保編『大村郷村記』第二卷(国書刊行会 一九八二) 五〇頁。「郡七山十坊」については、久田松和則『キリシタン伝来地の神社と信仰』(富松神社再興四百年事業委員会 二〇〇二) 一七～二〇頁
- 61 前掲註(58) 二二三頁

62

戦国時代末期(純忠時代)における大村氏の所領は東西彼岸郡四八カ村である(藤野 保編『大村郷村記』第六卷(国書刊行会一九八二) 四二二頁)。したがって焼却・破壊された村数は全体の二〇・八割に過ぎない。この「四八カ村」は、その後、その一部が佐賀藩・平戸藩領及び天領となつて三八カ村となつたが、大村藩成立以降、小村を分割して旧制に準じ、新たに大村領「四八カ村」が成立した。更に二カ村が分割されて六八カ村となつた。例えば郡村は竹松・福重・松原の三カ村に、波佐見村は上波佐見・下波佐見の二カ村に分割された(藤野 保『大村藩と郷村記』(大村史談会編『大村史談』第十六号 大村史談会一九七六)、藤野 保『藩史料の編纂と意義』(藤野 保『日本近世史論考』 朝倉書店 一九九五)。

63

多羅山大権現の神跡は、その後、萱瀬村の多良岳に移され、多良山大権現と改唱され、「大村家鎮護之宗廟」となつた(前掲註(61) 二二三頁)。

64

久田松和則「キリシタン伝来地の神社と信仰」(富松神社再興四百年事業委員会 二〇〇二) 一七〇頁、大石一久「郡川川辺における中世寺院の性格について」(大村史談会編『大村史談』第三十四号 大村史談会 一九八九)

65

太田伊津美「近世大村藩の信仰に関する一考察」(大村史談会編『大村史談』四十八号 大村史談会 一九九七)

66

『大村家秘録』(国書刊行会編『史籍雜纂』第一 続群書類従完成会 一九七四)、前掲註(23) 三七頁、外山幹夫『中世九州社会史の研究』(吉川弘文館 一九八六) 二七二～二七三頁

67

『大村家秘録』(国書刊行会編『史籍雜纂』第一 続群書類従完成会 一九七四)、前掲註(58) 二四二頁、前掲「第一例」、大村市史編纂委員会編『大村市史』上巻(大村市 一九六二) 三二～三三頁、なお『大村郷村記』は大宝寺を大定寺としている。

68

大村市立史料館寄託 大村家史料(請求番号) 一〇一一二二『大村家記』巻一、大村市立史料館寄託 大村家史料(請求番号) 一〇一一三四『大村家覚書』巻一

69

『龍造寺家文書』二二六号「理専大村純忠起請文」(佐賀県史編纂委員会編『佐賀県史料集成』古文書編 第三巻 佐賀県史料集成刊行会 一九五八)、藤野 保「竜造寺領国の形成過程と国人領主の動向」(九州大学九州文化史研究所編『九州文化史研究所紀要』二二二号 九州大学九州文化史研究所 一九七七)、藤野 保編『佐賀藩の総合研究』(吉川弘文館 一九八一) 前編第二章 第一節第三項、外山幹夫『中世九州社会史の研究』(吉川弘文館 一九八六) 二七四～二八二頁

70

『松浦家文書』四九号「豊臣秀吉切支丹禁制」(京都大學文學部國史研究室編・小葉田淳監修『平戸松浦家資料』 京都大學文學部國史研究室 一九五一)

第四節 大村氏の領国形成と経営

領国形成と直轄地

一、在地領主の割拠

純忠が大村家を相続した天文十九年（一五五〇）頃の蔵入地（直轄地）は、『大村記』に、

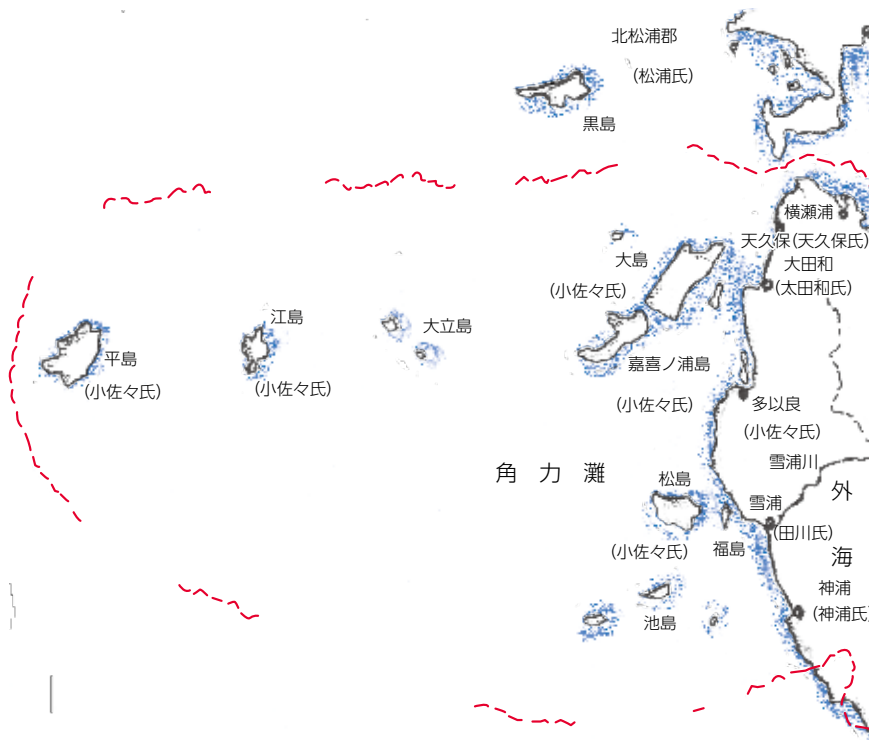
純忠、純前公家督を受取候得共、親類中数人にて、村村分て知行す。純忠蔵入之村は、池田分・久原村・福重・

大串・日並・形上、此分蔵入なり

とあり、大村・郡村周辺（東彼杵郡ト「地方」ト）と、西彼杵半島「内海」の大串・日並・形上村など、極めて限られた範囲にとどまっていた。その理由は、庶家一門が多く所の所領を有し割拠していたことに由来するが、もともと大村氏は、古代的在地領主がそのまま中世期を通じて在地した伝統的系譜を有する豪族で、庶家一門は彼杵地方に限らず、佐賀地方の杵島・藤津両郡にわたって割拠していた（第三節第一項参照）。加えて彼杵地方には、蔵入地を挟む南北（「地方」及び西彼杵半島の基底部）「向地」から、同半島の北部（「内海」）から西部（「外海」）にかけて、多くの在地領主が存在・割拠していた（[図3-10参照](#)）。こうした政治地図のなかで、純忠が庶家一門・在地領主に、更には大村領の奪回を意図とする武雄の後藤氏や彼杵周辺の松浦氏（平戸）・西郷氏（伊佐早）の大村進攻に、いかなる戦術・戦略をもって対処するかに、領国形成の課題と特色があった。

南北朝の内乱期に、九州が探題方（九州探題）と宮方（南朝側）及び佐殿方（足利尊氏の実子直冬方）に分裂して、複雑な抗争を展開するなかで、彼杵地方の「小地頭」は、一味同心して一揆契諾し（彼杵一揆）[②](#)、みずからの防衛に当たった。[表3-2](#)はその時の構成員をみたものであるが、その総数は早岐村から長崎村まで実に七九名に及んでいる。

これらの「小地頭」のうち、早岐・針尾・宮村・壱岐力（伊木力）・長与・時津・浦上・戸町・櫛（式見）・深堀・長崎・高浜・野茂（野母）氏らは、戦国期まで在地領主として存在したが、それ以外にも、「内海」から「外海」にかけて、八木原・



- - - - 藩 境	凸 1 久原城
- - - - 郡 境	凸 2 三城城
- - - - 地区境	凸 3 今富城
	凸 4 好武城

図3-10 戦国期における在地領主割拠の状態

(藤野 保「大村藩 第一章 大村藩の成立と展開 第一節 藩体制成立

表3-2 応安5年彼杵一揆の構成員

村名	氏名	員数	村名	氏名	員数
早岐村	早岐氏	5	浦上村	中野氏	1
針尾	針尾氏	1		家野氏	3
	中原氏	1		淵氏	1
宮村	宮村氏	5	大浦村	大浦氏	1
川棚村	川棚氏	6	戸町村	戸町氏	3
川棚中山	中山氏	3	櫛村	志幾見氏	1
波佐見村	波佐見氏	8	雪浦村	田河氏	2
彼杵村	彼杵氏	4	深江村	深堀氏	5
吉岐力村	吉岐力氏	5		高浜氏	1
長興村	長興氏	7		野茂氏	3
時津村	時津氏	7	長崎村	長崎氏	2
浦上村	浦上氏	4	計		79名

〔註〕「肥前国彼杵郡村々小地頭相知申覚書」(『大村家記』巻四所収)による。

天久保・太田和・小佐々・田川・神浦（かむら）・久松・福田氏が在地領主として存在した。また、「地方」の北部波佐見村には内海・折敷瀬・福田・井口氏が割拠していた③。このうち、南北朝期に存在した在地領主は、彼杵一揆の圏外にあった非加盟のグループである④。

さて、彼杵地方の在地領主のうち、もっとも多く存在したのは西彼杵半島である。同半島は大村湾を挟んで地形的に孤立した状態にあり、そのため、在地領主の割拠に好条件を与える一方、大村氏をはじめ、他の隣接諸大名の併呑（へいどん）を避けしめる環境にあった。

そのなかで、最大の在地領主として存在したのは小佐々氏である。小佐々氏は近江源氏の出で、はじめ佐々木氏を称し、のち太郎満信代(年代不詳)、肥前小佐々村に移居して小佐々氏を称し、応仁(一四六七～一四六八)年中、「外海」多以良村に移り、同村のほか七ツ釜・中浦・瀬戸・松島・大島・崎戸浦・

蛎浦（かきのうら）・嘉喜浦（かきのうら）・江島（えのしま）・平島の各村を領有する最大の在地領主として存在し、一族に分知した⑤(表3-3)。

次に、福田氏は治承四年(一一八〇)、「外海」の老手・手隈両村の定使職に補任された限平（かぎへい）三平兼盛の子孫で、子の平次包辰代、文治五年(一一八九)、鎌倉幕府によって地頭職に補任され、福田氏と改姓してから、中世を通じて同地に土着した伝統的系譜をもつ有力な在地領主として存在した。福田氏は、包信以降も地頭職に補任され、七代三郎入道兼信は、貞和六年(一一五〇)、彼杵庄福田村の山野・河海・田島を有して地頭職となり、更に八代の孫平次兼澄は、正平二十四年(一二六九)、福田・大浦・浦上村を知行し、田島（たじま）・在家（いけ）を有して地頭職となっている⑥。

次に、長崎氏は嘉禎三年(一二三三)、鎌倉幕府の御家人となった長崎小太郎重綱を初代とし、その後長崎に土着したこれまた伝統的系譜をもつ在地領主で、七代八郎重純は、正平十八年(一二六三)、「彼杵庄南方一揆」に加盟

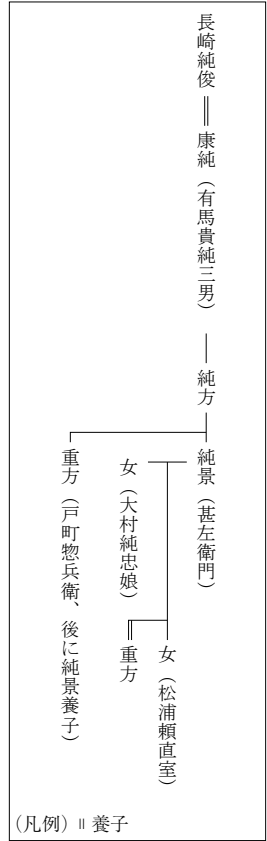


図3-11 長崎氏略系図

し、八代の権六重益は、応安五年（二二七二）、大一揆の「彼杵一揆」に加盟し^{表3-2参照}、双方に所属して活躍している^⑦。長崎甚左衛門純景は、長崎氏一四代に当た

る。長崎氏の所領に隣接する長崎港口の戸町村は、もと「杉浦」と称し、のち戸町村となったが、ここでは丹治一族の戸町尾張権守丹治俊顕・同豊前権守丹治俊平・同丹治松主丸と称する三名の戸町氏が、前述した正平十八年の「彼杵庄南方一揆」と応安五年の「彼杵一揆」に加盟し活躍した。しかし、その後断絶して戸町村は有馬氏の支配となった。長崎氏一二代康純は有馬貴純の三男で長崎氏の養嗣子となり、戸町村は長崎氏に加恩されて長崎氏の所領となり、永祿（一五五八～一五七〇）年中、一四代長崎純景の時、大村領となった^⑧。

ところで、「彼杵一揆」に登場する深堀氏は、上総国伊南庄深堀を本貫とする御家人で、初代能仲^{よしなか}が建長七年（二二五五）、彼杵庄戸八浦^よの地頭職に補任された西遷御家人の一人である。当時、戸八浦は深堀を中心とする野母半島^のを指し、トハチというのは船の停泊地を意味するトハチ（門泊）に由来し、野母半島の入口という意味をももつ。そのため、戸町村とは一帯をなし、戸町氏と抗争する理由となった。「深堀」という地名が登場するのは南北朝期であり、深堀氏の領主制の展開と深い関係をもつ。事実、深堀は長崎港の入口に位置し、貿易地長崎をめぐる長崎氏―純忠と激しく対立することとなる^⑨。

南北朝期の深堀氏は、三名の深堀氏が「彼杵庄南方一揆」に加盟したほか、高浜村から一名（高浜平広綱）、野母村から三名（野茂平時治・同長能・同清綱）の在地領主が加わり、更に「彼杵一揆」には、五名の深堀氏をはじめ、高浜

村から一名(同名)、野母村から三名(同名)の在地領主が参加している。このことは、惣領制の崩壊と連動しながら、一族が個別に領主化していったことを示しており、一族間の対立を内包しながら、一揆の結合を通じて、みずからの防衛を図ったものと思われる。したがって、一味同心の意識は薄く崩壊する運命にあった。こうした情勢のなかで、強力に領主制を維持・展開したのは、鎌倉御家人・地頭として伝統的系譜を有する深堀氏であり、隣接する戸町氏との抗争をはじめ、長崎氏との抗争を通じて、領主制の強化を図った¹⁰⁾。

以上のほか、西彼杵半島の雪浦村は、田川氏が在地領主として存在し、応安五年(一三七二)の「彼杵一揆」には二名の田河(田川)氏(雪浦田河左近将監・同掃部介)が参加している。由来雪浦村に在地し戦国時代を迎えるが、途中雪浦村から陌荊村(外海)に転封となった¹¹⁾。神浦村は、永和(一三七五～一三七九)年中、大串小次郎丹治俊長が神浦村に移って定着し、神浦氏に改姓して在地領主として存在した¹²⁾。天久保村は、天久保氏が面高村とともに代々知行して在地領主として存在し、天正の頃、天久保武蔵の女が純忠の妾となった¹³⁾。また、八木原村には八木原氏¹⁴⁾、大田和村には太田和氏¹⁵⁾、三重村には久松氏¹⁶⁾が在地領主として存在したが、比較的早く純忠の麾下に属した。

■二・直轄地の拡大策と限界

純忠の襲封時(天文十九年)、みずからの権力の基盤をなす蔵入地(直轄地)が、大村・郡村周辺(「地方」と「内海」の一部に限られた脆弱な権力構造のもとで、多くの所領をもつ庶家一門や各地に割拠する在地領主に対し、いかなる戦略・戦術をもって対処し、大名領国を形成していったかについて、直轄地の拡大策を通じて検討することとする。

表3-3-17がそれを示したものである。

純忠時代の家臣団は、城下大村をはじめ、領内各地に膨大な知行地をもち、かつ上級家臣団を構成する庶家一門と、兵農未分離を前提に、かつ領内各村に割拠する在地領主に系譜をもつ在地給人である中・下級家臣団により構成されていた。こうした家臣団構成と知行制のもとで、純忠はどのように蔵入地を拡大し、大名領国を形成していったのであろうか。それは家臣団対策・編成と密接な関連をもつ。

まず、「地方」地区（東彼杵郡）のうち、城下大村には家臣団（城下給人）が集住し、上級家臣の庶家一門、譜代の中級家臣、譜代・在地領主に系譜を有する下級家臣から構成されたが、階級・知行高によって相違を示しながらも、いずれも東西彼杵郡全域にわたる分散知行の形態を特色とし、未だ蔵米知行の形態はみられない。このことが純忠の蔵入地拡大策をチェックする大きな要素となった。

〔地方〕

次に、東西彼杵郡のうち、「地方」地区における蔵入地の拡大策について、純忠の家臣団対策・編成との関連において考察しよう。家臣団のうち圧倒的優位を占める庶家一門は、純忠襲封以前から分家・独立した「旧庶家」と純忠によって創出された「新庶家」に分かれる。

そのうち、「旧庶家」に属する大村純次は、その功績により、純伊（純忠祖父）より佐世保村・宮村において所領を与えられ、嫡子純辰はいわゆる「三城七騎籠」の一人として、純忠を支援して三城城を死守することに成功させた。この時、純辰の孫彦右衛門（のちの彦右衛門純勝）も、三城城にて奮戦している。ところが、純辰の兄純淳（純伊九男）の嫡子純種は、宮村の在地領主宮村氏が一族の内紛で滅亡したのち、先に純伊より純次に与えられた佐世保村・宮村のうち、宮村を与えられて宮村領主となったが、永禄十二年（一五六九）、武雄の後藤貴明に与して純忠に反抗した。純忠は直ちに純種を攻撃したが、純種は松浦氏（平戸）の支援を受けて、容易に制圧することができず、純辰嫡子の純定と「外浦衆」の小佐々弾正純俊は戦死した。その後、純種は純忠に降り、宮村は嫡子六左衛門の知行地となる一方、蔵入化が促進されたが⁽¹⁸⁾、こうした庶家一門の純忠に対する支援と反抗は、純忠権力を維持する一方で、家臣団に対する統制を弱体化し領国支配を困難にしたのである。

以上に対して、比較的早く大村氏の権力が浸透した川棚・彼杵・千綿・江串の四カ村は、「旧庶家」の知行地が展開したほか、「新庶家」の知行地が設置されるなど、複雑な相給知行の村落となった。そのうち川棚村は在地領主川棚氏が滅亡したあと、大村理右衛門と大村七郎右衛門の知行地となり⁽¹⁹⁾、彼杵村は「旧庶家」の知行地に加えて、「新

地区名	村名	在地領主・在地給人	蔵入地	一門大村氏
内 海 地 区	西海村		蔵入地	大村善次郎・外
	長浦村		蔵入地	
	形上村		蔵入地	大村理右衛門
	大串村		蔵入地	大村善次郎
	八木原村	八木原氏	蔵入地	
	川内浦村			大村清助
	横瀬浦村		蔵入地	大村五郎左衛門
外 海 地 区	面高村 天久保村	} 天久保氏 (改易)	上地	大村吉左衛門
	大和田村	太田和氏 (改易)	上地	大村六郎左衛門
	中浦村	小佐々氏一族 (改易)	上地	
	多以良村	小佐々氏本家 (改易・縮小)	上地	
	瀬戸村	小佐々氏本家 (改易)	上地	
	雪浦村	田川氏	上地	大村伊左衛門
	神浦村	神浦氏 (改易=所替)	蔵入地	
	黒崎村	公領—代地 (大村領)	上地	
	三重村	久松氏	蔵入地	大村勝八郎
	陌苅村	公領—代地 (大村領)	上地	
	式見村	權氏	蔵入地	
	福田村	福田氏 (所替)	上地	
	大島村	小佐々氏本家 (改易)	上地	
	嘉喜浦村	小佐々氏本家 (改易)	上地	
	松島村	小佐々氏一族 (改易)	上地	大村六左衛門
	江島村	小佐々氏→浅田氏	上地	
平島村	小佐々氏本家 (改易)	上地		

實地は多以良村、(2)*は一門大村氏の一円知行地、のち蔵入地進行。これらの一門大村氏は「御一門払い」(慶長12年)され、新参家臣に配分される。(4)地区名は近世大村藩の行政区画を示す。

表3-3 戦国～近世初期における大村領の形成過程と在地領主・給人の動向と存在形態

地区名	村名	在地領主・在地給人	蔵入地	一門大村氏
地方地区	大村	大村給人	蔵入地	大村何右衛門・外
	郡村	郡村給人	蔵入地	大村善次郎・外
	萱瀬村	庄野氏	蔵入地	
	鈴田村	鈴田氏		大村何右衛門*
	三浦村			大村清助*
	江串村			大村喜助*
	千綿村		蔵入地	大村純清*
	彼杵村	彼杵給人	蔵入地	大村善次郎・外
	川棚村	川棚氏		大村理右衛門・外
	波佐見村	内海氏・折敷瀬氏 福田氏・井石氏 波佐見給人・大村給人	蔵入地	大村十右衛門・外
宮村	宮村氏	蔵入地	大村六左衛門*	
向地地区	伊木力村	伊木力氏		大村何右衛門・外
	佐瀬村	大村給人		大村彦右衛門
	長与村	長与氏	蔵入地	大村善次郎・外
	高田村	西方衆(竹中氏)	蔵入地	
	時津村	時津氏→長崎氏	蔵入地	大村勝八郎・外
	滑石村			大村伊左衛門
	浦上村	浦上氏→公領		
	戸町村	戸町氏		のち大村氏に返還、長崎領となる。
	長崎・同新町	長崎氏(立退き)	公領(内町・外町)	
	日並村		蔵入地	

(註) 『大村郷村記』・『大村家記』・『大村見聞集』・『新撰土系録』・『慶長高帳』による。(1)「外海地区」小佐々氏の本によって、13家は知行地没収、2家は半減ののち絶家となり、蔵入地に編入される。(3)「上地」は蔵入地に編入

庶家」の大村善次郎純直（純忠・三男・喜前弟）の知行地が設置されたほか、「彼杵給人」が配置され²⁰、錯綜した相給知行の村落となり、千綿村は中世の在地小領主に代わって、「旧庶家」大村純清の一円知行村となり²¹、江串村も「旧庶家」大村清助の一円知行村となった²²。更に「新庶家」の大村何右衛門純宣（純忠二男）は、庶家一門の筆頭を占めて、主知行鈴田村ほか数カ村に分散的に知行地を与えられた²³。

このように、「地方」地区四カ村においては、「旧庶家」の知行地や城下給人の知行地及び在地給人の知行地が存在し、しかも、純忠がみずからの権力を強化すべく設置した「新庶家」（純忠の子純宣・純直）の知行地が複雑に錯綜する相給の知行村落となり、そのため蔵入地はわずかにしか設置できず、経済基盤を強化するに至らなかった。注目すべきことは、全村蔵入地の村が存在しなかったのに対し、庶家一門の一円的な単独知行村が存在したことである。このことは、純忠の権力が庶家一門に対し、相対的支配の段階であったことを示している。

「地方」地区南部の鈴田村は、中世の在地領主鈴田氏の所領として存在したが、純忠は鈴田氏に代わって、二男大村何右衛門純宣に与えて知行地とした。由来、鈴田村は庶家一門筆頭の主知行地となり、一円的な単独知行村となった²⁴。この時、鈴田氏の家臣に系譜をひく鈴田給人は、純宣の家臣（純忠からみれば陪臣）に編入されたものと思われる。更に鈴田村に隣する三浦村も、一門大村清助の単独知行村となった²⁵。そのため両村には蔵入地は設置されていない。純忠が鈴田・三浦両村を有力な一門に与えたのは、西郷氏（伊佐早）の侵攻に対処するための防衛措置によるものと思われる。

大村東端の萱瀬村は、後藤氏（武雄）や西郷氏（伊佐早）の侵攻を再三受けたところであり（第三節参照）、天正二年（一五七四）のキリシタン宗徒の蜂起に際しては、萱瀬の郷士（在地給人）が多羅山大権現を放火するなど、純忠の領国支配に当たっては、最も重要な拠点であった。もともと萱瀬村は、中世庄野氏の所領として存在したが、世嗣断絶によって滅亡した。そこで、純忠は三男純直をして庄野家の家督を継がしめたが、嫡子善次郎が早世したため蔵入地とした。のち千々石玄蕃（父は千々石清左衛門）を養子として、萱瀬村の一部を知行地として与えたが、

玄蕃死亡後、世嗣断絶によって絶家となったため、玄蕃の知行地を含めて蔵入地とした²⁶。こうして純忠は、領国支配にとって重要な拠点となった萱瀬村を蔵入地とし支配の強化に当たったのである。

大村北部の郡村は、純忠が三城城を構築する以前、純伊時代すゐに今富城すみ（今富村）が構築され、大村氏の領内支配の重要な拠点であり、かつ「郡七山十坊」と総称される中世寺院群が存在したが（第三節参照）、もともと今富村は今富氏の知行地で、鎌倉幕府の御家人となり、由来同地を所領として戦国時代に至った。純忠は郡村（竹松・福重・松原の三カ村に分かれる）を庶家一門・大村給人・小姓衆（城下の中・下級家臣）に分給する一方、郡村の重要性にかんがみ「郡村給人」を集中配置した²⁷。そのため郡村は複雑な相給知行の村落となり、大村に近似する知行村落となった。蔵入地は「地方」地区では最も多く、純忠権力の経済基盤の重要な要素となっている。

領国北端の波佐見村は、後藤氏（武雄）や松浦氏（平戸）の侵攻を受け、係争の場となったところであり（第三節参照）、大村氏の領国の維持・経営にとって重要な位置を占めた。もともと波佐見村には、波佐見氏・折敷瀬氏らが地頭（在地領主）として存在し、例の「彼杵一揆」に、それぞれ複数登場する（前述）。波佐見村（上下二カ村に分かれる）は、純伊の大永（一五二一～一五二八）の頃から大村氏に属し、金谷は福田氏、内海は内海氏、平瀬は江江氏が在地領主として存在し、三氏協力して後藤勢侵入の押えの役割を果たした。ところが、天正二年（一五七四）、金谷の福田丹波が後藤貴明に内通して純忠に反抗するなど、大村氏の波佐見村統治には不安定な要素が内在したが、その後純忠の支配下に入った。こうして波佐見村は、郡村と同じく庶家一門・大村給人・小姓衆に分給されるとともに、その重要性に基づき「波佐見給人」が集中配置された。そのなかには、大村一門のほか折敷瀬氏・内海氏・福田氏が含まれている²⁸。そのため波佐見村の蔵入地はわずかに設置されるに過ぎなかった。

〔向地〕

次に、西彼杵半島の基底部「向地」地区における蔵入地の拡大策について、同じく純忠の家臣団対策・編成との関連において考察する。「向地」地区は戦国末期まで在地領主が割拠していたが、地形的に「地方」地区に近く、純忠



写真3-15 長与氏の居城 唾飲城遠景(奥の山)

の家臣団対策は、その延長線上にあった。

壱岐力(伊木力)村は、在地領主壱岐力(伊木力)氏の所領として存在し、かの「彼杵一揆」には一族五名が登場する(前述)。戦国期に入り、純忠時代に大村領となったが、純忠は「新庶家」の大村何右衛門純宣と大村善次郎純直に分給するとともに、一部「小姓衆」に与えたが、純宣の知行地が優位を占めた。そのため蔵入地は存在しない(29)。佐瀬村は伊木力村から分割されたもので、ここには「大村給人」大村彦右衛門の知行地が存在し(30)、伊木力村と同じ傾向にあった。佐瀬村にも蔵入地は存在しない。

長與(長与)村は、長与氏の元祖が上方から下向して地頭となり、在地名をもって氏名として以来、在地領主として存在し、「彼杵一揆」には一族七名が連署している。長与村は純伊の明応(一四九二―一五〇〇)の頃、大村氏の支配下に入ったが、降って天正十四年(一五八六)、長与氏最後の純一が純忠に反抗したため、純忠は純一を攻めて深堀に敗走させた。純忠は庶家一門の大村善次郎純直・大村次郎八郎及び大村給人・小姓衆、更に「西方衆」と呼ばれる在地給人に分給し、蔵入地を設置した(31)。そのため、長与村は「向地」地区で最高の複雑な相給知行村落となった。高田(幸田)村は小村で、「西方衆」竹中儀右衛門の知行地として存在したほか、蔵入地が設置されている(32)。

時津村は、在地領主時津氏の所領として存在し、「彼杵一揆」には一族七名が連署している。長与村と同じく明応の頃から大村氏の支配下に入ったが、純忠は庶家一門の大村勝八郎及び大村給人・小姓衆・「西方衆」に分給し、蔵入地を設置した。そこでの分給方針は長与村と類似しており、そのため長与村に次いで複雑な相給知行村落となった。ただし天正十五年(一五八七)、秀吉が九州平定のため、長崎(内町六町)を直轄領に編入したため、長崎甚

左衛門純景の知行地の一部が時津村に移された³³⁾。滑石村は浦上村の分村で、庶家一門大村伊左衛門の知行地となり、蔵入地は設置されていない³⁴⁾。

浦上村(西村・北村・家野村・木場村に分かれる)は、在地領主浦上氏のほか中野・家野・淵氏らの所領が散在し、「彼岸一揆」には浦上一族四名・中野氏一名・家野一族三名・淵氏一名、合わせて九名が連署している。その後、これらの連署者のうち、家野氏が家野村を知行したこと以外は不明であるが、降って秀吉が天正十五年長崎(内町六町)を直轄領に編入した際、浦上・家野村も直轄領となった。更に慶長十年(一六〇五)、長崎村・同新町(外町)が直轄領になると、浦上・家野村が代地として返還された³⁵⁾。純忠死後のことに属する。

総じて、戦国時代の「向地」地区は、東は強力な在地領主西郷氏の伊佐早領に接し、南は開港地長崎(長崎純景の知行地)を所領とするなど、大村氏の領国経営に重要な位置を占めていたが、そこでの純忠の支配方式は、「地方」地区南部の鈴田村・三浦村と同じく、新旧庶家一門に対する知行宛行であり、更には在地領主「西方衆」に対する旧領安堵であった。そのため、「向地」地区においては、一村一給主という一円的な単独知行村が多く、かつ、各種の知行地が錯綜する相給知行村の存在と相まって、蔵入地はわずしか設置できなかった。このことは、蔵入地を設定・拡大して大名権力を強化しようとする純忠の政策矛盾を示すものであり、しかも、庶家一門に対する知行宛行は、彼等に対する純忠権力の統制・強化をチェックする一方で、在地領主「西方衆」に対する旧領安堵は、彼等に対する妥協の結果を示すものである。長与氏の純忠に対する反抗は、こうした純忠権力の在地支配に対する脆弱性を象徴的に示したものである。

〔内海〕

そこで次に、西彼岸半島における蔵入地の拡大策について、同様な方法で考察する。西彼岸半島は大村湾に面し比較的平野部の多い閉ざされた「内海」地区と、険しい断崖が海岸線に迫り角力灘に面する開かれた「外海」地区に分かれる。しかも、「外海」は松島・大島・蛸浦島・崎戸島・江島・平島の島嶼群を含む広域地形を形成している。



写真3-16 長崎市西海町^{にしうみまち}



写真3-17 長崎市琴海戸根町

まず、「内海」地区は、純忠時代から蔵入地となり³⁶、「地方」地区の大村・郡村とともに、純忠の経済基盤の一翼を構成した。このことは、「内海」地区においては、八木原氏（八木原村）以外、地頭（在地領主）が存在していなかったことによる。事実、かの「一揆契諾書」に登場する在地領主は存在しない³⁷。

ところが、「内海」地区も庶家一門に対する知行宛行の対象となり、西海村（西海村・村松村・子々川村に分かれる。村松村・子々川村は分村）は、文禄（二五九二〜一五九六）年間、大村左近純安の知行地となり、のち「新庶家」大村何右衛門純宣と大村善次郎純直の知行地となった（純直の知行地は子々川村）³⁸。長浦村（長浦村・戸根村に分かれる。戸根村は分村）は、大串村（三町分）とともに蔵入地の中心となった。また、形上村（形上村・尾戸村・小口村。尾戸村・小口村は分村）も蔵入地として継承されたが、のちその一部が大村理右衛門の知行地となった³⁹。大串村（三町分）本村、下岳村・亀浦村・中山村・宮浦村・白似田村^{しろにた}（分村）のうち、三町分は蔵入地の中心となつ

たが、のち中山村は大村善次郎純直の知行地となった⁴⁰。八木原村（八木原村・小迎村に分かれる。小迎村は分村）は、地頭八木原氏が在地領主として歴代知行したが、のち純忠死後の慶長年中蔵入地となった⁴¹。川内浦村（川内浦村・伊ノ浦村・畠下浦村に分かれる。伊ノ浦村・畠下浦村は分村）は地頭・蔵入地の有無ともに不明、のちその一部が庶家一門大村清助の知行地となる⁴²。

北端の横瀬浦村は、行政的には「内海」地区に属するが、地形的には外海に面する開



写真3-18 八木原氏の城 天狗山城跡 (西海市西彼町小迎郷)

第二項参照)。このことは、横瀬浦村がイエズス会の支配から大村領に復帰したことを意味するが、純忠は多良岳に逃亡中であり、大名領主不在のなかで、横瀬浦村は横瀬浦村は五郎左衛門の知行地となった⁴³。しかし、純忠死後の朝鮮の役に際し、五郎左衛門は軍役金を負担できず、知行地は没収されて蔵入地となった。その後、横瀬浦村は庶家一門大村次郎八郎の知行地となった。

総じて「内海」地区は、大村の対岸に位置し、有力な在地領主が不在であったことから、純忠時代より蔵入地となり、純忠の経済基盤の一翼を構成したが、小村が多く、財政運営に果たす役割は少なかった。むしろ、庶家一門に対する知行宛行の対象となった点において、「向地」地区と変わりはなかった。ただ北端の横瀬浦村がポルトガル貿易の開港地となり、イエズス会に寄進されたところに、大村領内において特異な存在を示している。しかし、それも一年に過ぎず、横瀬浦村は再び大村領となるが、大名領主不在（純忠は多良岳に逃亡中）のなかで、旧領主一門大村

れた「外海」地区に近い。このことが永禄五年（一五六二）ポルトガル船が初めて大村領に入港したゆえんである。この頃、横瀬浦村は、大村五郎左衛門が知行していたが、純忠は開港に際し、朝長純安・針尾伊賀の両名を奉行に任じ、貿易業務を担当せしめる一方、横瀬浦港をイエズス会に譲渡して、キリシタンの街を建設し、周囲二レグワ（約三里）内に住む農民を与えるとともに、異教徒（仏教徒）の居住を禁止した。戦国大名の知行制・領国政策の在り方からみると、まことに異例のことに属する。ところが、純忠は後藤貫明（武雄）の攻撃を受けて多良岳に逃亡し、反逆者は武装して大村館に侵入、手当たり次第、略奪し破壊し放火したが、横瀬浦も混乱状態に陥り、豊後商人らによって、貿易品は掠奪され、町や教会はことごとく焼き払われて、横瀬浦は開港一年にしてすべて烏有に帰した（第三節

五郎左衛門の知行地となった。

〔外海〕

そこで最後に「外海」地区について考察する。同地区における在地領主割拠の状態については、既に考察したので、純忠の家臣団対策・編成との関連において、蔵入地の設定について検討する。

「外海」地区は、「内海」地区と異なり、角力灘に面する開かれた地域を形成しながら、地形的に孤立した状態にあるため、在地領主の割拠に好条件を与える一方、他の隣接諸大名の併呑へいどんを避けしめる環境にあった。これらの在地領主のうち、「彼杵一揆」にはしんま櫛しんま（式見）氏一名、田河（田川）氏二名が連署し（表3-2参照）、その後、式見氏は式見村の、田川氏は雪浦村の在地領主として存在した。純忠は、式見氏が龍造寺隆信に一味したことから、式見三清入道の三男城之助を三城城において誅伐し、四男五郎兵衛を福田忠兼（福田村）に命じて討伐せしめたため、式見一族は滅



写真3-19 神浦川沿岸（長崎市神浦向町・神浦江川町）



写真3-20 櫛越前守入道三清之墓碑（長崎市四杖町）

亡し、その後、式見村は一時蔵入地となった(44)。

式見氏・田川氏と前後し、「外海」地区に入部・土着した伝統的系譜をもつ在地領主に福田・神浦・小佐々氏が存在する。このうち、福田氏がもっとも早く、治承四年(一一八〇)、老手・手隈両村の定使職に補任され、のち鎌倉幕府によって地頭職に補任されて以来、福田村に土着した伝統的系譜をもつ在地領主で、大村氏に比肩しうる政治的地位を有し、戦国末期まで独立・割拠した。福田氏が純忠の麾下に属するのは、遅れて天正十四年(一五八六)である(45)。純忠の領内支配・家臣統制の未熟・遅延を示す好例である。

神浦氏は、永和(一三七五～一三七九)年中、大串小次郎丹治俊長が神浦村に移って定着し、神浦氏に改姓して在地領主となり、神浦村を歴代支配した。神浦氏は永禄九年(一五六六)、武雄の後藤貴明が郡村野岳に侵攻した際、七代弥平兵衛入道玉鳥は貴明に与したが、八代正信は玉鳥の命によって純忠を支援し、これを契機に、神浦氏は大村家の家臣となった(46)。ここに福田氏との決定的違いがあり、蔵入地も設定された。

小佐々氏は、近江源氏の出で、はじめ佐々木氏を称し、のち太郎満信代、肥前小佐々村に移居して小佐々氏を称し、応仁(一四六七～一四六九)年中、弾正の時、多以良村に移り、同村のほか、七ツ釜(多以良村分村)・中浦・瀬戸・松島・大島(分村Ⅱ黒瀬村)・崎戸浦(嘉喜浦分村)・蛸浦(嘉喜浦)・江島・平島の各村を領有する西彼杵半島最大の在地領主として存在した。更に三重村(外海)のうちにて二町、大村(地方)のうちにて一町、彼杵村(同)のうちにて五町を有した。このように、小佐々氏は西彼杵半島最大の在地領主として存在しながら、純伊の文明年中から大村氏の麾下に属して、純伊の旧領回復に貢献し、更に弾正の子純俊は、永禄十二年(一五六九)、宮村領主(地方)の大村純種が後藤貴明に与して純忠に反抗したときは、大村純定とともに純忠を支援した。小佐々氏が大村・彼杵村に所領を有するのは、純忠の小佐々氏の功績に対する恩賞によるものである(47)。

以上、小佐々氏は純伊時代から大村氏の麾下に属して功績をあげ、純忠時代を迎えるが、純忠は小佐々氏の支援によって領国の支配と維持に努めた。その結果、小佐々氏は「外海」の一部から五島にまたがる広大な所領を単独



写真3-21 面高港 (西海市西海町面高郷)

知行し、一族に分給して所領の維持を図った。これが戦国時代における小佐々氏の存在形態であったが、純忠の死後、吉之丞(市右衛門)の時、幼少の理由によって喜前(純忠嫡子・初代藩主)によって統制を受け、多良村以外の知行地はことごとく没収され、同村のみに一〇〇石を有する家臣となった⁴⁸。統一権力(秀吉)成立後の家臣団に対する大名権力の相違は明らかである。

北端の天久保氏は、天久保村のほか面高村を代々知行して在地領主として存在したが、天正の頃、天久保武蔵の女が純忠の妾となり、純忠との血縁関係を強化した。これを契機に、天久保村には蔵入地が設置され、面高村は「小姓衆」の大村吉左衛門に分給された⁴⁹。太田和氏は、大田和村を代々知行して在地領主として存在したが、のち庶家一門大村六左衛門、「大村給人」庄与吉郎に分給された⁵⁰。

先にみた雪浦村の在地領主田川氏が陌荊村(外海)に転封になったあと雪浦村は、庶家一門大村伊左衛門の分給地となったが、純忠の死後、朝鮮の役に際し、富永忠清の軍功により、富永氏の知行地となった⁵¹。重要なことは、「外海」諸村のうち、天正十五年(一五八七)秀吉が長崎(内町六町)を直轄領に編入した際、黒崎・陌荊・雪浦(一部)村が直轄領となったことである(これを「外目村」という)。統一権力による九州知行割の一環として、大村領も変化を余儀なくされたのである。ところが、慶長十年(一六〇五)、家康が長崎村・同新町(外町)を直轄領に編入すると、「外目村」は大村氏に返還され、近世における大村藩四八カ村が形成される⁵²。

総じて「外海」地区は、地形的に孤立した条件のなかで、各地・各村に割拠する在地領主に対し、どのような戦略・戦術によって家臣団に編成し、領国体制を建設するかに最大の課題があった。純忠は、これらの在地領主を「外海衆」と位置づけ、個別領主に異なる対応と方針により家臣団に編成していった。



写真3-22 雪浦川沿岸 (西海市大瀬戸町雪浦上郷・大瀬戸町雪浦下釜郷)

まず、「外海」地区最大の在地領主小佐々氏に対しては、支援と旧領安堵の戦術によって、領国体制の維持・強化を図った。その結果、小佐々氏の広大な所領においては単独知行村が成立し、小佐々氏はその所領を一族に分給した。そのほか、「外海」地区においては、在地領主に系譜を引く家臣の単独知行村が多い(面高・天久保・大田和・神浦・福田村)。このことは、純忠のこれら「外海衆」に対する旧領安堵を示すものである。そのため、「外海」地区は、他の三地区と異なり、庶家一門に対する分給地は少ない。と同時に、蔵入地もごくわずかに設置されるに過ぎなかった。これが戦国大名純忠の「外海」地区に対する家臣団対策・領国支配の在り方であった。最も古い伝統をもつ福田氏が、純忠の麾下に属するのが天正十四年という事実が、純忠の「外海」地区支配の在り方を象徴的に示している。

ところが、純忠の死後、喜前(純忠嫡子・初代藩主)は、朝鮮の役を契機に、これらの「外海衆」を取り潰した。「大村家覚書」巻四は、この間の事情について、次のように説明している。

慶長三年冬、喜前朝鮮へ帰朝して、彼_江 供_レ不_レ致家士共之知行ヲ没収ス、尤筋目有_レ之歴々之者ハ、領地減して小身となすなり、家士之内朝鮮ニ供せざる者有_レ之訳は、其時分までハ、軍陣等ニ出候節ハ自分賄_・之由、然るに朝鮮陣ハ辰年_(文禄元年) 戌年迄_(慶長二年) 七ヶ年也、此間大身・小身ニ依らず、手前不如意成者ハ、在陣難_レ成、供せざりしと也(傍点筆者)

つまり、喜前は朝鮮の役を契機として、「外浦衆」に対し、統一権力をバックに強力な統制を加え、かつ帰国ののち取り潰し^⑤、その所領を蔵入地に編入し、他方、朝鮮の役において軍功のあった家臣に対しては恩賞として再分配し、近世大名家臣団として大村藩体制下に位置づけたのである。

重要なことは、純忠時代の「軍陣」(軍役負担)は、家臣団の「自分賄」(自分づかん)であったことである。そのため財政不如意の家臣団は出陣することができなかった。このことは、純忠と家臣団との間には、未だ「御恩と奉公」に基づく封建的主従関係が成立していなかったことを示しており、ここに戦国大名純忠の決定的弱点があった。長崎・大村領をめぐる四囲の環境のなかで、他の戦国大名・在地領主の進攻に対し守勢に立たされ、あるいは一門・家臣団の反抗にあったのは、こうした封建的主従関係の未成熟にあった。軍事力・経済力を強化するためのポルトガル貿易独占は、純忠権力の強化に機能せず、キリスト教による思想統一を目指した寺社破壊は、領国支配の混乱に拍車をかけた。そこに戦国大名純忠の政策矛盾があったが、なお、純忠は封建的主従関係の未成熟ななかで、ポルトガル貿易独占による政策路線を推進していく。

二 支配機構と軍事力構成

■一 領国支配の仕組と機構

戦国大名は領国統治の方針として、それぞれ家法を制定し家訓を作成した。「塵芥集」(伊達氏)・「結城氏新法度」(結城氏)・「甲州法度」(武田氏)・「今川仮名目録」(今川氏)・「六角氏式目」(六角氏)・「大内家壁書」(大内氏)・「相良氏法度」(相良氏)が家法(分国法)を代表し、家訓としては「早雲寺殿廿一箇条」(北条氏)・「朝倉孝景十七箇条」(朝倉氏)・「松浦隆信十一箇条」(平戸松浦氏)がある⁵⁴。戦国大名は、これらの家法・家訓の制定を通じて、みずからの絶対権を誇示しながら、領国統治の規範を示し、家臣団統制と領民支配を強化した。

ところが、戦国大名大村純忠は、こうした家法・家訓を制定していない。その理由は幾つか考えられるが、第一は純忠の相続事情に基づく一門家臣団の分裂と抗争、第二は新旧庶家一門の創出による領国統治の方法、その結果としての庶家一門に対する絶対権の未確立、第三は一門家臣団との封建的主従関係の未成立、そして第四に領国統治の方針をキリスト教による思想統一に求めたことにある。こうした政治情況と領国統治の方針のもとでは、戦国大名とし

ての領国統治の規範を示し、家臣団統制・領民支配を強化するための家法・家訓の制定は不可能に近かったといつてよい。

法の欠如による領国支配の仕組は、家臣団の身分構成・支配機構にも現われている。城下大村には家臣団（「城下給人」）が集住し、上級家臣の庶家一門、譜代の中級家臣、譜代・在地領主に系譜を有する下級家臣から構成されたが、純忠は庶家一門（「大村親族衆」）を政治の中枢から排除し、主として譜代の中級家臣に政治を担当させた。ところが、純忠の相続事情から、純忠自身の譜代家臣は乏しく、これらの譜代は、先代より大村家に仕えた家臣が主流を占めた。こうして、政治中枢機構として設置されたのが老臣・惣役・戸頭役である⁵⁵。このうち老臣は家（大村家）の老であり、長老で最高の職制を意味するが⁵⁶、他の戦国大名と異なり、大村家の場合は、政治中枢としての機能を果たしておらず、特に庶家一門に対する統制は極めて不十分であった。むしろ、政治中枢より排除され、かつ知行高において当主純忠に比肩しうる「大村親族衆」とは対立・矛盾する側面をもち、このことが老臣の権限と機能を低下させ、政治的混乱を招く原因となった。その際、老臣の位置を占めたのは、純伊・純前時代以来老臣を務めた譜代の朝長氏であり、ほかに純忠時代の老臣として庄頼甫・瀬栄正がいた。大村家において老臣（この場合は家老）が政治中枢を占め、政治の実務を担当するのは、純忠死後の初代藩主喜前（純忠嫡子）の時である⁵⁷。

次に、惣役は老臣のもと、領国政治の実務を担当する役として設置されたが、老臣との職務内容の違いは不明確で、権限もはっきりしない。しかも、担当者は老臣の譜代朝長氏であり、人的にもオーバラップし、特定の家に固定し世襲化している⁵⁸。このことは、純忠の譜代側近がもともと少なく、特定の家に固定化せざるを得ない状況下にあり、そのため、政治中枢における職務の分掌が不明確で、政治的混乱を招く原因となっている。

次に、戸頭役は政務を補佐する役として設置されたが、惣役との職務分掌がこれまた不明確である。ただこの役に任命された譜代側近の今道純周が、軍事を評議し、戦場において、絶えず純忠に従い、行動をともしているところによれば（「新撰士系録」今道氏）、主として軍事面を担当する役職であったと思われる。

まさしく、戦国時代においては政治と軍事は不可分の関係にあり、行政と軍事を担当するのは一般的傾向であった。ただ、大村氏の場合、戦国大名としての政治中枢機構は余りにも未成熟で、かつ役職間の分掌も不明確であり、しかも特定の家に固定・世襲化されていた。そのため、領国全体にわたる強力な政治運営を不可能とし、各種の矛盾を内包することとなった。帰するところ、大名自身の絶対権の確立を不可能としたのである。

一方、領国支配のための地方支配機構は、中枢機構より未成熟で、制度的に地方支配機構は設置されるに至っていない。純忠は永祿五年（一五六二）、横瀬浦開港に際し、老臣朝長純利の弟純安及び針尾島の在地領主針尾伊賀守を奉行に任命⁵⁹したが、これは地方支配機構と称すべき性質のものではなく、ポルトガルとの交渉・貿易業務を担当する吏僚としての性格をもつものであった。しかも、横瀬浦が灰燼に帰した翌六年、針尾伊賀守は純忠に叛き、純安を伊ノ浦瀬戸で謀殺している。また、元亀二年（一五七二）、長崎開港に伴い都市建設を開始した際、純忠は朝長対馬守を長崎町割奉行に任命したが（第三節第二項参照）、これも臨時的なもので、制度的なものではなかった。しかも、長崎の在地領主長崎氏を排除し、譜代の朝長氏を大村から派遣して奉行人に任命したことは、純忠と長崎氏との間に矛盾を内包した。これらの事実は、純忠に在地領主の登用・活用による領国支配の意識と政策が欠如していたことを示しており、政権の不安定は、この面からも促進されていく。しかも、老臣・惣役から奉行人に至るまで、朝長一族から任命したことは政権基盤を狭隘にし、譜代間に対立を醸成する要素となった。

総じて純忠時代の領国体制は、庶家一門の単独知行や分散知行及び在地領主・給人知行が、領国の全般にわたって張り巡らされ、蔵入地は極端に少なかった。こうした領国体制のもとでは、戦国大名権力を強化するための地方支配機構を整備することは不可能に近かった。また、純忠には他の戦国大名にみられたような領内の商品流通や市場統制といった商業政策が欠如していた。そのため、純忠の富国策・権力強化策は、ポルトガル貿易による政策路線しかなく、しかも、家臣団・領民統制を宗教（キリスト教）という次元で実施したところに、戦国大名としての最大の政策矛盾・錯誤があった。

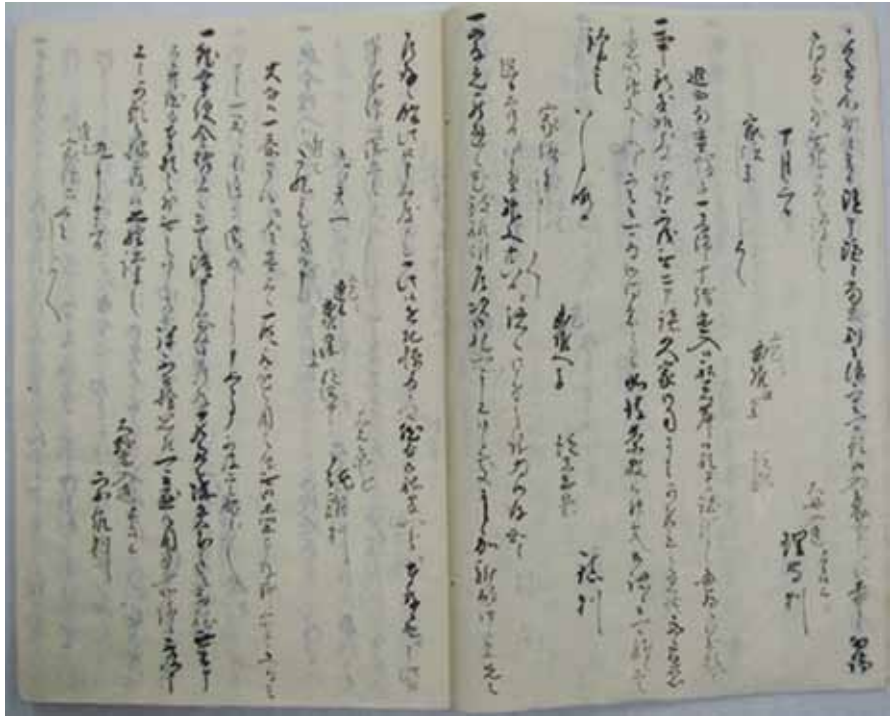


写真3-24 (武雄鍋島家資料A—2—3) 永野御書キ物抜書

(武雄鍋島家資料 武雄市蔵、大村市教育委員会写真提供)

後藤家信(龍造寺隆信三男)ゆかりの清涼庵に残されたと考えられる古文書。戦国時代の古文書が多数記録されており、現在原本が所在不明のものもあり貴重。この中には、純忠が家信に対して南蛮帽子などを送った手紙も記録されている。

「地方」は、後藤氏(武雄)や松浦氏(平戸)の進攻を受け、係争の場となったところであり、大村氏の領国の維持・経営にとって重要な位置を占めた。天正十二年四月十四日、その波佐見村の波佐見衆中・折敷瀬衆中・内海衆中が、後藤家信と大村純忠に対し、「毛頭無作法有間敷」旨の起請文を提出している⁶⁴。注目されるのは「衆」の構成メンバーである。波佐見衆中の場合は二十数名が参加し、いずれも在地小領主によって構成された。メンバーには大村因幡守・福田薩摩守・土橋甲斐守・永田但馬守・針尾五右衛門の名がみえるが、このことは、「衆」が異姓の小領主による地縁的な集団であったことを示している。

以上に対し、折敷瀬衆中・内海衆中の構成メンバーは不明であるが、

波佐見村のなかの小地域折敷瀬・内海に在地する地縁的な小集団によって構成された。折敷瀬は一門大村氏の知行地で、折敷瀬をもって氏名としたが、内海は在地領主内海氏の知行地で⑤、両衆中とも折敷瀬・内海両氏が中心メンバーの一人と考えられる。これらの「衆」が強力な外敵の進攻から領国を維持・防衛するための軍事力構成であり、しかも、純忠と家臣団との間には、封建的主従関係が未成立で、かつ軍役が「自分賄」(前述)のため、その軍事力構成は、極めて微弱なものであった。所領の拡大↓権力の強化という戦国大名相互の戦いのなかで、純忠が絶えず守勢に立たされ、みずから敵対する大名領国に進攻することがなかったことは、ここに由来する。

重要なことは、天正十二年(一五八四)の段階で、波佐見衆中・折敷瀬衆中・内海衆中が、武雄の後藤家信と大村純忠双方に対し起請文を提出していることである(前述)。強力な戦国大名の狭間にいる在地領主が双方に起請文を提出することは、彼等が生き延びる手段であり戦術であったが、大村氏の場合、みずからの権力基盤であり、かつ軍事力を構成した「衆中」が、二面作戦の戦術を採ったところに、純忠権力の決定的弱点があった。

(藤野 保)

註

(1) 「地方」を「じかん」と発音することは、御厨文一の教示による。御厨は明治七年(一八七四)、大村で旧大村藩士の家系に生まれ、旧制大村中学を卒業し、同校の書記として永年勤務。大村公園内桜田の堀にあった大村家の屋敷で宿守を兼ね執事を務め、その傍ら大村藩史料の研究を行い、戦後初代大村史談会長となった。昭和三十三年(一九五八)没。

(2) 「肥前国彼杵郡村々小地頭相知申覚書」(大村市立史料館寄託 大村家史料(請求番号)一〇一―二四「大村家記」巻四)。「彼杵一揆」の関係史料として、ほかに「福田文書」・「深掘家文書」・「大村鄉村記」・「新撰土系録」がある。なお、彼杵一揆については、大村市史編纂委員会編『大村市史』上巻(大村市役所 一九六二)、外山幹夫『中世九州社会史の研究』(吉川弘文館 一九八九)第四章参照。本書においては、第二章第二節において取り上げている。

(3) 鎌倉幕府は、彼杵庄に対し多数の御家人を派遣しており(長崎拾介)、それは幕府による西遷御家人政策の一環をなすもので

- ある(瀬野精一郎『鎮西御家人の研究』(吉川弘文館 一九七五)第三章第一節)。彼杵地方の在地領主にも該当者が存在する。彼杵地方には「彼杵一揆」のほか、「彼杵庄南方一揆」・「浦上一揆」がある(外山幹夫『中世九州社会史の研究』(吉川弘文館 一九八六)第四章第三節)。これは一揆の重層構造を示したものであるが、そのことは、在地領主にとって小規模の一揆(盟約)による結合が必要であったことを示している。この点、党(一揆)の重層性において松浦党と類似するが、松浦党の場合は、「党」二親一揆に参加した平戸党・宇久党などの「小党」二子一揆が、領主化の途を辿り、戦国大名から近世大名(松浦平戸藩・宇久五島藩)へと発展していったのに対し(藤野 保『新訂 幕藩体制史の研究』(吉川弘文館 一九七五)第三篇第二章「平戸藩」、彼杵地方の「彼杵庄南方一揆」・「浦上一揆」は、彼杵一揆の崩壊以降、小規模の一揆による地縁的結束を固めたものに過ぎず、そこから領主化の途を辿ることは不可能であった。
- (5) 大村市立史料館寄託 大村家史料(請求番号)五〇二―四四「新撰士系録」巻之九、藤野 保編『大村郷村記』第五卷(国書刊行会 一九八二) 三九二頁。七ツ釜村は多以良村の分村。藤野 保『近世における大名家臣団の展開過程』大村藩「新撰士系録」を中心として(史学会編『史学雑誌』第六五編第六号 山川出版社 一九五六)、藤野 保『新訂 幕藩体制史の研究』(吉川弘文館 一九七五)第三篇第三章「大村藩」
- (6) 大村市立史料館寄託 大村家史料(請求番号)五〇二―四一「新撰士系録」巻之八上、藤野 保『大村郷村記』第四卷(国書刊行会 一九八二) 一九二頁、「付録 福田文書」(外山幹夫『中世九州社会史の研究』 吉川弘文館 一九八六)
- (7) 「付録 福田文書」(外山幹夫『中世九州社会史の研究』(吉川弘文館 一九八六)、「肥前国彼杵郡村々小地頭相知申覚書」(大村市立史料館寄託 大村家史料(請求番号)一〇一―二四「大村家記」巻四)。ただし、後者は「彼杵一揆」の加盟者を七代八郎重純としている。
- (8) 「付録 福田文書」(外山幹夫『中世九州社会史の研究』 吉川弘文館 一九八六)、大村市立史料館寄託 大村家史料(請求番号)一〇一―二四「大村家記」巻四、大村史談会編『大村藩戸町村郷村記』(大村史談会 二〇一〇) 三頁
- (9) 公益財団法人 鍋島報効会 徴古館所蔵 佐賀県立図書館寄託「深堀系図証文記録」、公益財団法人 鍋島報効会 徴古館所蔵 佐賀県立図書館寄託(鍋島家文庫)「三浦深堀系図」(諸家系圖)、「深堀家文書」(佐賀県史編纂委員会編『佐賀県史料集成』古文書編 第四卷 佐賀県史料集成刊行会 一九五九)、「付録 福田文書」(外山幹夫『中世九州社会史の研究』 吉川弘文館 一九八六)、大村市立史料館寄託 大村家史料(請求番号)一〇一―二四「大村家記」巻四、後明栄次「領主制の形成過程―肥前国戸八浦地頭深堀氏の場合―」(九州大学国史学研究会編『九州史学』第七号 九州大学国史学研究会 一九五八)、外山幹夫『中世九州社会史の研究』(吉川弘文館 一九八六) 第二章第一―三節、平 幸治『肥前国深堀の歴史』(長崎新聞社 二〇〇二)

九七～一六二頁

前掲註(9)

⑩

「肥前国彼杵郡村々小地頭相知申覚書」(大村市立史料館寄託 大村家史料(請求番号)一〇一一二四「大村家記」卷四)、藤野 保編『大村郷村記』第六卷(国書刊行会 一九八二)「雪浦村」三五頁

⑪

藤野 保編『大村郷村記』第六卷(国書刊行会 一九八二)「神浦村」七二～七三頁

⑫

藤野 保編『大村郷村記』第五卷(国書刊行会 一九八二)「面高村」、「天久保村」二九八、三二七頁

⑬

藤野 保編『大村郷村記』第五卷(国書刊行会 一九八二)「八木原村」、「大田和村」、「三重村」一六四、三三二頁。藤野 保編『大村郷村記』第六卷(国書刊行会 一九八二) 一三五～三三六頁

⑭

前掲註(14)

⑮

表3—3は、戦国期から近世初期(慶長四年)までを対象に作成してある。大村領の形成過程において慶長四年は画期をなすが、その時作成された「慶長高帳」は、戦国末期における領国支配の在り方を反映している。

⑯

大村市立史料館寄託 大村家史料(請求番号)五〇二—三三二「新撰士系録」卷二、藤野 保編『大村郷村記』第三卷(国書刊行会 一九八二) 四四九頁、大村市立史料館寄託 大村家史料(請求番号)二〇一—三三「慶長高帳」

⑰

大村市立史料館寄託 大村家史料(請求番号)二〇一—二四「大村家記」卷四、藤野 保編『大村郷村記』第二卷(国書刊行会 一九八二) 二二九頁

⑱

藤野 保・清水紘一編『大村見聞集』(高科書店 一九九四) 一三七～三三八頁、大村市立史料館寄託 大村家史料(請求番号)二〇一—三三「慶長高帳」。「地方」地区においては、郡村・彼杵村・波佐見村に給人が集中配置されたが、「彼杵給人」というのは、それを示している。

⑲

藤野 保編『大村郷村記』第三卷(国書刊行会 一九八二) 五三頁

⑳

大村市立史料館寄託 大村家史料(請求番号)二〇一—三三「慶長高帳」

㉑

藤野 保・清水紘一編『大村見聞集』(高科書店 一九九四) 一三七～三三八頁、大村市立史料館寄託 大村家史料(請求番号)二〇一—三三「慶長高帳」

㉒

藤野 保編『大村郷村記』第二卷(国書刊行会 一九八二) 三〇八頁、大村市立史料館寄託 大村家史料(請求番号)二〇一—三三「慶長高帳」

㉓

藤野 保編『大村郷村記』第二卷(国書刊行会 一九八二) 三〇八頁、大村市立史料館寄託 大村家史料(請求番号)二〇一—三三「慶長高帳」

- 前掲註(24)
藤野 保編『大村郷村記』第二卷(国書刊行会 一九八二) 二三五頁
- 26 前掲註(26) 一二四頁、大村市立史料館寄託 大村家史料(請求番号)二〇一三「慶長高帳」
- 27 大村市立史料館寄託 大村家史料(請求番号)一〇一四「大村家記」卷四、藤野 保編『大村郷村記』第二卷(国書刊行会 一九八二)「上波佐見村」三〇六、三〇七頁、大村市史編纂委員会編『大村市史』上巻(大村市役所 一九六二) 四三、五六頁
- 28 大村市立史料館寄託 大村家史料(請求番号)一〇一四「大村家記」卷四、藤野 保編『大村郷村記』第四卷(国書刊行会 一九八二)「伊木力村」二五頁、大村市立史料館寄託 大村家史料(請求番号)二〇一三「慶長高帳」
- 29 藤野 保編『大村郷村記』第四卷(国書刊行会 一九八二)「佐瀬村」三八頁、大村市立史料館寄託 大村家史料(請求番号)二〇一三「慶長高帳」、藤野 保『大村藩と郷村記』(大村史談会編『大村史談』第十六号 大村史談会 一九七六)
- 30 藤野 保編『大村郷村記』第四卷(国書刊行会 一九八二)「長與村」八六頁、大村市立史料館寄託 大村家史料(請求番号)二〇一三「慶長高帳」
- 31 藤野 保編『大村郷村記』第二卷(国書刊行会 一九八二)「幸田村」九六、九七頁、大村市立史料館寄託 大村家史料(請求番号)二〇一三「慶長高帳」
- 32 大村市立史料館寄託 大村家史料(請求番号)一〇一四「大村家記」卷四、藤野 保編『大村郷村記』第四卷(国書刊行会 一九八二)「時津村」二五三頁、藤野 保編『大村郷村記』第六卷(国書刊行会 一九八二) 四三三頁、大村市立史料館寄託 大村家史料(請求番号)五〇二一三四「新撰土系録」卷之四、大村市立史料館寄託 大村家史料(請求番号)二〇一三「慶長高帳」
- 33 藤野 保編『大村郷村記』第四卷(国書刊行会 一九八二) 一六一頁、大村市立史料館寄託 大村家史料(請求番号)二〇一三「慶長高帳」
- 34 大村市立史料館寄託 大村家史料(請求番号)一〇一四「大村家記」卷四、藤野 保編『大村郷村記』第四卷(国書刊行会 一九八二)「浦上西村」、「浦上家野村」一九二、三三三頁、藤野 保編『大村郷村記』第六卷(国書刊行会 一九八二) 四三三頁、大村市立史料館寄託 大村家史料(請求番号)五〇二一三四「新撰土系録」卷之四
- 35 「大村記」(国書刊行会編『史籍雜纂』第一 続群書類従完成会 一九七四)、大村市立史料館寄託 大村家史料(請求番号)一〇一三「大村家覚書」巻一
- 36 「肥前国彼杵郡村々小地頭相知申覚書」(大村市立史料館寄託 大村家史料(請求番号)一〇一四「大村家記」巻四)
- 37 藤野 保編『大村郷村記』第四卷(国書刊行会 一九八二)「西海村」、「子々川村」二八八頁、三三二頁。「内海」地区は、日並村・
- 38

- 横瀬浦村を除いて分村が多いが、その成立過程については、藤野 保「大村藩と鄉村記」(大村史談会編『大村史談』第十六号 大村史談会 一九七六)
- ③⑨ 大村市立史料館寄託 大村家史料(請求番号)二〇一―三「慶長高帳」
- ④〇 藤野 保編『大村鄉村記』第四卷(国書刊行会 一九八二)「三町村記」三八頁、大村市立史料館寄託 大村家史料(請求番号)二〇一―三「慶長高帳」
- ④① 藤野 保編『大村鄉村記』第五卷(国書刊行会 一九八二)「八木原村」二六四頁
- ④② 藤野 保編『大村鄉村記』第五卷(国書刊行会 一九八二)「川内浦村」二二七頁、大村市立史料館寄託 大村家史料(請求番号)二〇一―三「慶長高帳」
- ④③ 大村市立史料館寄託 大村家史料(請求番号)一〇一―二四「大村家記」巻四、藤野 保編『大村鄉村記』第五卷(国書刊行会 一九八二)「横瀬浦村」二七一頁、松田毅一「大村純忠伝」(大村純忠公伝記刊行会 一九五五) 一七
- ④④ 大村市立史料館寄託 大村家史料(請求番号)一〇一―二四「大村家記」巻四、藤野 保編『大村鄉村記』第六卷(国書刊行会 一九八二)「式見村」一九五―一九六頁、大村市立史料館寄託 大村家史料(請求番号)五〇一―二四「新撰士系録」巻之八上。なお、この時長男伝助は長崎へ出奔している。
- ④⑤ 「付録 福田文書」(外山幹夫「中世九州社会史の研究」 吉川弘文館 一九八六)、藤野 保編『大村鄉村記』第六卷(国書刊行会 一九八二)「福田村」二二九頁
- ④⑥ 大村市立史料館寄託 大村家史料(請求番号)五〇一―五八「新撰士系録」巻之十、藤野 保編『大村鄉村記』第六卷(国書刊行会 一九八二)「神浦村」七二―七三頁
- ④⑦ 大村市立史料館寄託 大村家史料(請求番号)一〇一―二四「大村家記」巻四、大村市立史料館寄託 大村家史料(請求番号)五〇一―四四「新撰士系録」巻之九、藤野 保編『大村鄉村記』第五卷(国書刊行会 一九八二)「多以良村」三九六頁、大村市史編纂委員会編『大村市史』上巻(大村市役所 一九六二) 九五―一〇四頁、藤野 保「新訂 幕藩体制史の研究」(吉川弘文館 一九七五)第三編第三章「大村藩」
- ④⑧ 前掲註(47)
- ④⑨ 大村市立史料館寄託 大村家史料(請求番号)一〇一―二四「大村家記」巻四、藤野 保編『大村鄉村記』第五卷(国書刊行会 一九八二)「面高村」、「天久保村」二九八、三四七頁、大村市立史料館寄託 大村家史料(請求番号)二〇一―三「慶長高帳」。黒口村は、天久保村の分村。

- 50 大村市立史料館寄託 大村家史料(請求番号)一〇一一四「大村家記」巻四、藤野 保編「大村郷村記」第五卷(国書刊行会一九八二)「大田和村」三五二頁、大村市立史料館寄託 大村家史料(請求番号)二〇一一三「慶長高帳」
- 51 藤野 保編「大村郷村記」第六卷(国書刊行会 一九八二)「雪浦村」三五頁
- 52 藤野 保編「大村郷村記」第六卷(国書刊行会 一九八二)「黒崎村」九四頁、一六六頁、藤野 保「大村藩と郷村記」(大村史談会編「大村史談」第十六号 大村史談会 一九七六)。
- 53 なお、在地領主久松氏の所領三重村は、比較的早く久村氏が純忠の下に属することによって、蔵入地が設置され、その一部は小佐々氏に分給されたが、のち庶家一門の大村勝八郎のほか「小姓衆」・「外浦衆」に分給され、西彼杵半島では最高の相給知行村落となった(大村市立史料館寄託 大村家史料(請求番号)二〇一一三「慶長高帳」)。
- 54 この時、取潰された「外浦衆」は、天久保・太田和・瀬戸・神浦氏らである。藤野 保編「大村郷村記」第五卷(国書刊行会一九八二) 三一七頁、三五二頁、四五九頁。藤野 保編「大村郷村記」第六卷(国書刊行会 一九八二) 七三頁、藤野 保「新訂 幕藩体制史の研究」(吉川弘文館 一九七五)第三編第三章「大村藩」
- 55 隅崎 渡「戦国時代の武家法制」(国民社 一九四四)、勝俣鎮夫「戦国法成立史論」(東京大学出版会 一九七九)、「松浦隆信十一箇条」は公益財団法人 松浦史料博物館所蔵(藤野 保「新訂 幕藩体制史の研究」(吉川弘文館 一九七五)第三編第二章「平戸藩」)
- 56 外山幹夫「中世九州社会史の研究」(吉川弘文館 一九八六) 第二部第五章
- 57 藤野 保「家老」(国史大辞典編集委員会編「国史大辞典」第三卷 国史大辞典編集委員会 一九八二)
- 58 藤野 保「新訂 幕藩体制史の研究」(吉川弘文館 一九七五)第二編第三章「大村藩」
- 59 前掲註(55)
- 60 藤野 保編「大村郷村記」第五卷(国書刊行会 一九八二) 二五一頁
- 61 第三節第一項 註(14)
- 62 「龍造寺家文書」二二六号「理専大村純忠起請文」(佐賀県史編纂委員会編「佐賀県史料集成」古文書編 第三卷 佐賀県史料集成刊行会 一九五八)
- 九州文化史研究所 藤野 保「竜造寺領国の形成過程と国人領主の動向」(九州大学九州文化史研究所編「九州文化史研究所紀要」二二二号 九州大学九州文化史研究所 一九七七)、藤野 保編「佐賀藩の総合研究」(吉川弘文館 一九八二)前編第二章第一節第三項
- 「後藤」は、龍造寺隆信の三男後藤家信。後藤貴明の養嗣子となり、後藤家を相続した。鍋島佐賀藩の成立以降、武雄鍋島家となる。

〔63〕 武雄鍋島家資料 武威市蔵「後藤家戦功記」後藤家事跡、外山幹夫「中世九州社会史の研究」(吉川弘文館 一九八六) 第二部第

五章

〔64〕 藤野 保編「大村郷村記」第二卷(国書刊行会 一九八二)「上波佐見村」三〇九頁
〔65〕 前掲註(62)

参考文献

大村市立史料館寄託 大村家史料(請求番号)五〇二―一三二「新撰土系録」巻之一

第五節 龍造寺氏の台頭と大村氏

一 龍造寺氏の肥前支配と大村進攻

■ 一・少弐氏の滅亡と龍造寺氏の台頭

戦国時代における九州の政治情勢の特色は、島津・大友・龍造寺氏の三氏鼎立(ていりつ)にあった。ここでは、近世の統一権力を生み出した畿内とその近国と異なり、鎌倉時代の守護家に系譜を有する島津・大友・少弐氏が三竦(さんせき)みの形をとって、相互に対立・拮抗を繰り返すなかで、室町中期以降、急速に勢力を後退させた少弐氏に代わって麾下の龍造寺氏が台頭した。こうして、九州においては、戦国大名島津・大友・龍造寺三氏の鼎立時代を迎えた。

守護大名少弐氏の没落は、中世的な「職」(しやく)支配を中心とする所領構造の不安定性とともに、過重な対外貿易への依存にあったが、更に九州支配の中心である九州探題と対立・競合する立場にあったことが、探題今川了俊による少弐氏本宗冬資(はつそう)の誘殺となった。そのため、少弐一族は孤立・分散し、領主化への中心的機能を喪失した。特に室町中期以降、中国大内氏の北部九州進出と太宰府占拠によって、筑前を主な支配の基盤とする少弐氏の勢力は急速に衰え、肥前への後退を余儀なくされた⁽¹⁾。



写真3-25 龍造寺隆信像

(佐賀県立博物館所蔵)

享祿三年（一五三〇）、少弐資元・冬尚父子は、龍造寺一門や馬場頼周・江上元種・鍋島清久らの援を得て、肥前に進攻してきた大内軍を神埼郡田手に迎え討って、太宰府に敗走させたが②、ついに少弐氏は勢力を挽回するに至らず、逆にこの戦いを契機に、龍造寺氏の勢力はいっそう強化され、家臣の鍋島氏は戦況を有利に導いて、鍋島家興隆の基をつくった③。事実、天文三年（一五三四）には、龍造寺家兼・家門父子は、少弐氏追討の大内軍を神埼郡三津山に破って、大内、少弐両氏の和議を成立させたが、同五年、少弐資元は大内軍に多久（佐賀小城郡）に攻められて自害した④。

一方、少弐冬尚は、天文十二年（一五四三）、龍造寺家兼の援によって神埼の勢福寺城を回復したが、龍造寺氏の勢力拡大を阻止するため、馬場頼周と計って、佐賀地方の在地領主と対立させた⑤。冬尚の少弐氏の勢力挽回を意図する攪乱戦術である。同十四年、家兼は彼等の包囲にあつて、一時筑後に亡命した⑥が、ほどなく鍋島清久に迎えられて、佐賀の水ヶ江城に入城した⑦。翌十五年、家兼の死後、龍造寺家においては、家兼の曾孫圓月を還俗させて水ヶ江龍造寺家を相続させた⑧。これが胤信、のちの隆信である。

天文十六年、胤信は本宗村中龍造寺家の胤栄と協力して、少弐氏とその援軍を三根・神埼方面（佐賀地方東部）に討つて、冬尚を筑後に敗走させることに成功した⑨。この年、胤栄は大内義隆によって肥前代官に任命された⑩が、翌

十七年に死亡、同年胤信は、一族・重臣の興望を担って村中龍造寺家を相続し、同十九年には、義隆の編譚隆の一字を与えられて隆信に改名した¹¹。

しかるに、翌天文二十年、義隆が家臣の陶晴賢に討たれたことは、北九州の政治情勢に大きな変化を与えるとともに、隆信にとつて、強力な背景を喪失したことを意味した。事実、隆信の本家相続に反対した胤栄の旧臣土橋栄益は、豊後の大友氏に通ずる一方、神代・高木・小田・八戸・江上氏ら東部肥前の諸氏を招いて佐賀城を包囲した¹²。形勢の不利を悟った隆信は、これまた筑後に亡命したが、佐賀城の回復までに実に二カ年を要している(天文二十二年)。少弐氏の衰退後、肥前(東部)にあつては、龍造寺氏の勢力が強化されたとはいえ、大内・大友氏ら強力な守護大名の影響下にあつて、なお、在地領主相互の複雑な対立、抗争、離合・集散が繰り返されていたのである。

ところで、佐賀城を回復した隆信は、翌天文二十三年、陶晴賢によって擁立された大内義長(大友義鎮の弟)に通ずる一方、弘治・永禄(一五五五―一五七〇)年間にかけて、周辺の在地領主と激しい興亡戦を展開し、東部肥前の平定に乗り出した。この間、高木・小田・綾部・犬塚・馬場氏を降し、江上・神代・八戸氏らを敗走させ、千葉氏の内紛に应じて、少弐冬尚の実弟晴氣(小城郡)の千葉胤頼を攻め滅した。この時、冬尚は勢福寺城に逃れ自害した(永禄二年)¹³。ここに鎌倉以来、守護↓守護大名として三六四年にわたり君臨した少弐氏は九州の舞台から消滅し、代わって龍造寺氏が戦国大名として登場する。こうして三竦みの体制は、少弐・大友・島津氏から龍造寺・大友・島津氏と変わり、九州における覇権確立をめぐつて、最後の激しい抗争が展開する。

■二、龍造寺氏領国の形成過程

肥前における戦国争乱は、少弐―大友ラインと大内―毛利―龍造寺ラインの両極対立を基底に、両者の間を往復する群小在地領主の対立・抗争を機軸に展開された。豊後の大友義鎮(宗麟)は、少弐氏の再興を名目として、肥前の諸氏に呼びかける一方、永禄十二年(一五六九)、みずから筑後の高良山に出陣し、部将戸次鑑連(筑前立花城主、のち立花氏)らを肥前に進攻させた¹⁴。ここで、隆信の麾下に属した東部肥前の在地領主は、多く大友氏に内応し、



写真3-26 菅無田古戦場跡 (大村市教育委員会提供)



写真3-27 天正元年(1573)に後藤貴明が創建した
西溪山貴明寺(武雄市武雄町大字永島)
(大村市教育委員会提供)

佐賀は海陸から包囲されて危機を迎えたが、陶氏に代わって登場した中国の毛利氏が、北九州に進出し、部将吉川元春・小早川隆景らを筑前に進攻させたことから、いったん、大友・龍造寺両氏の間で和議が成立した¹⁵。ところが、元春・隆景らが帰国すると、翌元龜元年(一五七〇)、宗麟は隆信再征のため、再び高良山に出陣し、大友・龍造寺両氏の全面戦争となった。戦況は龍造寺方に不利に展開したが、八月十九日、鍋島直茂の夜襲攻撃によって(今山合戦)¹⁶、大友方は大敗し豊後に帰国した。宗麟の肥前征覇は不成功に終わったのである。

大友氏の肥前撤退は、これまで外部の守護―戦国大名に左右された肥前の戦国争乱、そこでの在地領主の動向に新しい局面を与えた。それは隆信の急速な肥前制覇に象徴されている。このことは、基本的には自己の要求を満足させる保障を与える強力な上級権力を求めて行動しようとする戦国期における領主制の運動法則の現われにほかならないが、外部のより強力な上級権力が後退した肥前においては、在地領主の上級権力への志向が龍造寺氏に求められたのである。

元龜元年の今山合戦―大友氏の肥前撤退ののち、龍造寺隆信は、まず大友氏の勢力圏に最も近い東部肥前の平定に乗り出し、大友氏の麾下に属した各地の在地領主を被官化する一方、弟長信・信周のぶちかを西部肥前に派遣し、長信をして多久(小城郡)の小田氏を攻撃せしめ、信周を杵島口の小田に配置して、平井・有馬氏の押えとし、更に一族家晴を蓮池(神埼郡)に配置して筑後口を固めさせた¹⁷。同

時四面作成をもって肥前の制覇に乗り出した。

この過程で隆信は、小田氏を降した長信を多久に配置して松浦地方に対する備えとし、次いで翌二年、鍋島直茂に城原（神埼郡）の江上氏を攻撃せしめ、のち二男家種を江上武種の養子とした。更に山内（脊振山麓地帯）神代氏と和議を結んだ¹⁸。次いで天正二年（一五七四）、隆信は大友氏の与党が多い北部肥前の松浦地方の平定に乗り出し、松浦党支流の在地領主を麾下に従えた¹⁹。

松浦地方に次いで、隆信が攻撃目標としたのは西部肥前である。その中心は須古（杵島郡）の平井氏と武雄の後藤氏である。隆信は後藤氏と和議を結ぶ一方、平井氏を攻略し、信周・直茂に杵島郡を支配させた。隆信は翌三年、須古城を普請し²⁰、ここを西部・南部肥前に対する戦略の拠点として、松浦・大村・西郷・有馬氏と対峙させた。

■三、隆信の西部・南部肥前進攻と在地情勢

隆信の大村に対する攻撃は天正三年（一五七五）から開始された。翌四年、大村純忠は隆信・政家父子に対して起請文を提出し²¹、龍造寺・後藤・大村三家で「謀書」をもって申すべき議があることを示し、「対隆信・鎮賢^{〔政治家〕}、理事^{〔地志〕}、聊不^レ可^レ構^二疎心^一」ことを誓約した。純忠はそこで大名領主としての独自の立場を堅持している。

ところが、隆信の大村攻撃は、後藤貴明との和議が成立し、三男家信が後藤家の養子となった天正五年以降いっそう激烈さを加えていく。この年、松浦地方を再征し、新たに伊万里・山代氏らの松浦党支流を麾下に収めた²²。隆信は、松浦氏に対して大村への出動を命じ、みずからは鍋島・納富^{〔のち〕}・小川・執行（江上衆）・神代（神埼衆）らの新旧家臣団をともなつて大村へ進攻した²³。このとき家信は貴明とともに後藤勢として出陣している。後藤勢は、これまでの貴明の単独大村攻撃から龍造寺軍としての攻撃に変化したのである。

大村家相統以降の諸矛盾のなかで、家臣団統制に苦慮した純忠にとつて、キリシタン改宗運動と外国貿易の独占は、みずからの独自性を保持し、かつ権力を強化するための必要な手段であったが、そのため却つて隣接諸大名との対立は激化した。とりわけ、キリスト教を嫌悪し、肥前征覇の野望をもつ隆信にとつて、外国貿易とそこから得る軍事的、

経済的利益は最大の魅力であり、そのための執拗な大村攻撃となった。それはやがて純忠の長崎・茂木のイエズス会寄進による自己防衛にまで発展する。しかし、隆信は純忠とイエズス会との関係、ポルトガル船誘致に対する配慮から、長崎そのものを支配・領有するに至らなかった。

この年(天正五年)、隆信は大村から南進して伊佐早の西郷純堯を攻撃したが、深堀純賢(深堀領主)の仲介によって、両者の和議が成立し、西郷一門二六名の起請文が提出された(24)。ところが、両者の間にはならん支配・服従の関係はなく、逆に龍造寺氏は西郷氏に対して起請文を提しており、家臣の秀島家周を人質として提出している(25)。対大村氏との相違は明らかであり、隆信の各領主に対する巧みな戦術をよみとることができる。

大村・伊佐早に進攻した隆信は、次いで七浦(藤津郡)に進んで、同地の有馬勢を掃討し、そこから有明海を縦断して一挙に有馬氏の本拠神代(南高来郡)に上陸し、有馬軍と交戦したが、この時、神代領主神代貴茂は、隆信の麾下に属して各地に奪戦した。佐賀と神代との関係は、ここに始まる(26)(↓のち佐賀藩の飛地となる)。翌六年、隆信は大軍を率いて南高来を再征したが、有馬氏配下の有力武将の内応によって、有馬晴信は交戦を断念し、龍造寺氏の麾下となった(27)。こうして、隆信の肥前制覇が完了し、直ちに隣接諸国に対する経略が開始された。

天正六年三月、島原より帰陣した隆信は、筑前・筑後に対する同時作戦を開始した。特に筑後に対しては、先陣鍋島直茂以下、一門・重臣・殿(隆信旗本)を従えて進攻し、大友氏麾下の有力な在地領主を麾下に従えた(28)。一方、筑前に進出して、戸次び筑後に進攻し、更に肥後に進んで、北肥後の有力な在地領主を麾下に従えた(29)。一方、筑前に進出して、戸次(立花)道雪が籠れる立花城(糟屋郡)の攻略を意図したが、筑紫広門(筑後山下城主)の仲介で、両者の和議が成立し、筑前一五郡のうち、東北六郡を大友領とし、西南九郡を龍造寺領とした(29)。更に隆信は弟信周を豊前に進攻させたが、この時、大友氏から離反した企振・田川・中津三郡の諸氏は、一戦も交えず龍造寺氏に帰順した(30)。ここに龍造寺氏は肥前・筑後・肥後・筑前・豊前の五カ国に杵岐・対馬二島を加え、文字どおり五州二島の太守となったのである。こうして、島津・大友・龍造寺三氏の鼎立で始まった九州の戦国争乱は、その末期、大友氏の勢力が後退するなか

で、南九州三カ国（薩摩・大隅・日向）を支配下に収め、更に肥後・筑後に進出し、九州における覇権を確立しようとする島津氏と、北九州五カ国を支配下に収めた五州二島の太守である龍造寺氏との全面対決となった。その結果は、秀吉の九州征伐（島津征伐）を誘発し、九州は新たな段階を迎えるのである（後述）。

二 龍造寺氏の支配体制と長崎・茂木の寄進

■ 一 龍造寺氏の支配体制と長崎をめぐる攻防

龍造寺氏が北九州五カ国を支配下に収め、五州二島の太守になったとはいえ、その支配体制は多くの矛盾を内包していた。これを支配方式からみると、おのずから二つの地域に分けることができる。一つは龍造寺氏が本拠とする肥前七郡（佐賀・神埼・三根・養父・小城・杵島・松浦〔下松浦郡の一部〕）であり、他は多良山脈以西・以南の肥前三郡（松浦〔下松浦〕・彼杵・高来）である。かつて有馬氏の支配に属し、天正四年以来龍造寺氏の領有に帰した藤津郡は前者の地域に属する。

このうち、前者の地域においては、藤津郡を含めて、龍造寺氏は有力な国人領主との養子縁組政策を通じ（江上・神代・後藤氏ら）、あるいは龍造寺・鍋島一門の要所配置を通じ（多久・蓮池・須古⇨龍造寺一門、鹿島⇨鍋島一門）、強力な支配体制を確立したのに対し、後者の地域においては、大名領主（松浦・大村・有馬）や国人領主（西郷〔伊佐早〕）から起請文を徴収し、あるいは人質を提出せしめたにとどまり、大名領主権の否定ないし各個別家臣の掌握による所領安堵・知行打渡しまで至らず、その支配の実態は極めて脆弱な基盤の上に立っており、それぞれ龍造寺氏との和議を通じて、一応その麾下に服したにすぎなかった。つまり、龍造寺氏とこれらの戦国大名・在地領主との間には、封建的主従関係は成立していなかったのである。

こうした支配体制のもとで、西部肥前においては、大名（大村氏）と在地領主（深堀氏）との間に、新たな抗争が展開された。それは貿易港長崎をめぐる攻防戦である。長崎港外の在地領主深堀純賢は、貿易の利を獲得すべく長崎

を攻撃してきたが（第三節第三項参照）、隆信の麾下に属したのちも、天正六・七年にかけて、盛んに長崎を攻撃した。これには隆信に起請文を提出し、人質をとった伊佐早の西郷純堯も一役買っている。

こうした深堀氏の再三にわたる長崎攻撃に対し、純忠麾下の長崎甚左衛門純景は、よく防いで撃退してきたが、天正八年の攻撃に際しては、純忠は田中・朝長・福田・神浦・東氏等、都合一四〇～五〇名の援兵を派遣し、純忠と呼応して、深堀勢を撃退することに成功している³¹。深堀勢の長崎攻撃で注目すべきことは、長崎勢が「フスタ船」という一種の軍船を利用し、大砲をもって深堀勢を撃退したことである³²。このような軍事力が、純忠のポルトガル貿易独占からくることは明らかであり³³、反面、それを嫉視する隣接諸大名の大村・長崎攻撃は激しさを加えたのである。したがって、長崎防衛とそこでの外国貿易独占は、純忠の緊急課題であり、隆信の勢力が増大し、純忠に対する圧力が加わるに伴って、その必要性を増していった。

■二・長崎・茂木の寄進

さて、長崎開港以来、ポルトガル船は年々長崎に入港したが、天正四年には、定期船ならぬジャンク船が、有馬氏の所領である島原半島南端の口ノ津港に入港した。しかるに同七年には、巡察師ヴァリニアニを乗せた司令官プリトの定期船が、初めて長崎港に入らず、口ノ津港に入港した³⁴。これは当時長崎が深堀氏に攻撃されていたため、入港が危険であったためと思われるが、純忠にとっては非常な衝撃であったに相違ない。ここにおいて純忠は、長崎防衛とそこでの外国貿易独占のため、遂に長崎及び茂木をイエズス会に寄進するに至った。

この間の事情について、ヴァリニアニは、次のように述べている。

予が当地に來り、大村の領主バルトロメオに会いたるときより、領主は予に對して、この長崎港を教會のため^{純忠}に受納せんことを切に要求せり。彼が言は次の如し。第一には、龍造寺（肥前國の領主にして異教徒なり）、この港を予に要求せんことを大に怖る。蓋し彼がその希望たるや強烈なればなり。若し予にして彼にこの港を与なば、ポルトガル船の予に支払いたる入港税を失うならん。そは予にとり予の維持費として必要なり。若し予彼にそれ

を拒絶せば、恐るべき戦の生ずるを憂慮するなり。これを教会に譲らば、予はその収益を保持し、且つ龍造寺も要求することあらざるべし。第二の理由としては、かくの如くにして、この港の教会の有に帰せんか、ポルトガル人は、決して入港することを罷めざるが故に、確定的に入港税を予に保証せらるべきを信ずるなり。第三の理由としては、予は如何なる場合に於ても、そこに安全なる避難所を見出すを以て、それに由りて予が一身と資財との確保をなし得るなりと。我等は屢々、且つ永き間この申し出に就いて協議したるに、下、豊後、及び都の我がパードレ等は、一二人を除きて皆これを承引する方有益にして必要なりと思慮せり。若しこの港にして龍造寺が手に落ちんか、そは龍造寺と戦いてある豊後王の災禍となり、更に悪しきはキリスト教の禍根たるべきことなり。又異教徒に諸領主より通告せらるる我がキリシタンを安住の処に置きて、背教を免るるの特みとするの地を失うこととならむ。またこの国の布教中に、我等自ら他日樹立せざるべからざる司教のためにも、安全なる本地を見出さざることとならむ。ドン・バルトロメオは、長崎より一レグア距る茂木の小領地をこの港に添えたり。この国の風習に従いて、領主の行う完全なる裁判をなすに就きては、我等は役人といわゆる頭役、又はカピタンにその実施を委すると雖も、ドン・バルトロメオは、彼等に遵守せしむるべき法律の厳酷さを緩めたり⁵⁵。右の「ヴァリニアニ書翰」は、純忠の長崎・茂木寄進についての見解を明白に述べている。すなわち、第一は龍造寺隆信の脅威にさらされ、長崎を領有される恐れがあること、第二はポルトガル船の長崎入港を定着させることによつて収益を保證することができること、第三は最悪の場合の避難所として、生命と財産を確保することができること、以上の三点である。

この点について、日本側の文献は若干異なっている。まず「大村家秘録」によると、

^(天正の誤り)
天文年中、純忠公龍造寺隆信に掠られ、親族等も別心し、四方に敵を受、勇猛智謀の純忠公も、軍用不足、自主の功成難きに依て、石火矢・鉄砲・玉薬・銀・米・錢乞請、城壁を経営し、軍器を設け、外敵防戦の為、一旦彼徒に与し、耶蘇の望を応諾し、銀百貫目借財す。長崎村・隣村山里村・淵村等の年貢を以年々返弁す

それによると、純忠が軍用金が不足したために銀一〇〇貫目を借受け、長崎外三カ村の年貢で返棄したことになる。

次に「長崎略縁起」には、

甚左衛門ハ、南蛮人ニ知行ヲ質トシ、銀ヲ借り、元龜元年ニ軍器ヲ拵ヘテ、兼テ隆信大村ヲ攻ラレシ時、合戦ニ立ヘシト用意致サレケルト也。終ニ大村ニ行シヨリ、本知行ニ不レ帰シテ、長崎ハ天正年中ニ切支丹奇観ノ知行ト成タル也。(中略)長崎田地既ニ切支丹奇観ノ知行トスルコト隠ナシ。甚左衛門知行処ヲ何ノ為ニ奇観ノ知行ニハイタサレヌルヤ。又其領地ヲ奪ハレ、何ノ謂レニ只有ヘキヤ、是田地ヲ質トシ銀ヲ借シ処ヲ以テ、如レ是退テ大村ニ行シ也。島原有馬修理大夫扱ヲ入、大村理専^(地)ト相談シテ、借銀ノ替リニ南蛮寺ノ知行ト被^レ致也。其比島原モ、大村モ、切支丹ヲ敬フユヘ、如レ期知行ニハ極ケル

とある。それによると、長崎甚左衛門純景が、純忠に軍器を調達するため、その軍資金として知行地を抵当にして借銀したことになる。しかも、借銀の代わりとして、長崎をキリシタンの知行地にしたとする。この点、「長崎志」も、前段ほぼ同じ説明をしたのち、「借銀ノ代リニ、長崎ノ地ヲ南蛮領ニ渡セリ」としている。また「肥前国彼杵郡長崎略記」は、借銀の金額を「大村家秘録」と同じく銀一〇〇貫目とし、「長崎村・浦上村の田畠は、銀の代に南蛮人奇観の知行処に証文改^レ之者也」としている。

以上の日本側の文献は、それぞれ内容を異にし、何れが事実か断定し難い。この点について古賀十二郎は、(一)銀一〇〇貫目借用説は大村側から出たものであること、(二)年貢返弃地として「大村家秘録」が挙げた長崎村・山里村・淵村のうち、大村領は長崎村のみで、山里村・淵村は有馬領であること、(三)長崎純景が自発的にイエズス会から借銀し、武器を大村に調達したという「長崎略縁起」・「長崎志」・「肥前国彼杵郡長崎略記」の記事は「余り出来過ぎた説」であること、(四)長崎純景が元龜元年に、長崎を去って大村に移ったという記事は、事実と反すること、(五)前掲の諸文献は、長崎のほか茂木を知行地として提供したことについて、言及していないこと、等の理由を挙げ、日本側の文献が、

後年かすかな記憶と語り伝えによって、揣摩・臆瀕し、作り挙げた伝説であるとして、これを否定し、「大村純忠は、自己の領土の保全及び自己の利益のために、進んで長崎を伴天連知行地として提供したもので、茂木が自領と有馬領との間に於ける天然的出入口であるため、自領と有馬領との安全を顧慮したものに外ならぬ」と結論している³⁶。

また松田毅一は、(一)当時の長崎の地子は、茂木を付して年に三〇〇クルサードに過ぎず、邦文献は六町各々年銀二〇〇〜三〇〇目、合わせて一二〇〇〜一八〇〇目とあり、大した金額ではないこと、(二)一方、イエズス会の資産は、ポルトガル国王・ローマ教皇等からの不確定な年金、長崎の碇泊税率一〇〇〇クルサード、茂木の三〇〇クルサード、右の長崎・茂木の地子三〇〇クルサード等をすべて合わせて、年収最高七五〇〇ドウカードであり、しかも一〇〇名を超える会員、セミナリオの生徒、下僕、おびただしい教舎を維持しなければならず、一年各人わずかに二〇ドウカードに過ぎなかったこと、したがって、このような財政難のイエズス会が、(三)金銀を散財することはありえないこと、(四)純忠がイエズス会から年々の軍資金を賄うほどの援助を受けたというのも事実ではないとし、「イエズス会の長崎領有の真相は譬え多少の偏見錯視なしとせずとも、当時のイエズス会士の報告が述べることに全く遠からぬことであつたに相違ない」と結論している。

以上のように、日本側の文献に誤謬があり、イエズス会の経済事情から、純忠に軍資金を多年にわたり援助することが困難であつたとすれば、「ヴァリニアニ書翰」に近いものであつたと思われる。重要なことは、領国の防衛、家臣団統制、領民統治を至上命令とする戦国大名のパターンからみると、自己自身の生命と財産を確保するための長崎・茂木の寄進は、戦国大名としての資質にかかわる問題である。純忠に残された途は一つしかなかった。

■三、スペイン・ポルトガルの世界戦略と大村氏

さて、大航海時代におけるヨーロッパ人のアジア進出の先頭にたったのは、スペインとポルトガルである。この両国は「デマルカシオン」(Demarcacion)の規定に基づき、世界の二分割征服を意図し³⁸、まず、イタリア人コロンブスは、一四九二年(明応元)、スペインのイサベル女王の援助によって大西洋を横断し、西インド諸島に到着した。一方、

ポルトガル人のヴァスコ・ダ・ガマは、一四九八年(明応七)、アフリカ南部の喜望峰を回って、インド西岸のカリカッタに到着し、また、ポルトガル人のマゼランは、一五二一年(大永元)、スペイン王の命を受け、南アメリカ南端(マゼラン海峡)を通過して太平洋を横断し、フィリピン諸島に到着した。やがてスペインは、南北アメリカ大陸に植民地を拡張、一六世紀半ばには、アジアに進出してフィリピン諸島を占領し、マニラを東洋貿易の根拠地とした。ポルトガルは、インド南岸のゴアを根拠地にして東進し、中国のマカオを占領して東洋貿易の拠点とした³⁹。こうして、ヨーロッパ人の日本来航となった。

天文十二年(一五四三)、ポルトガル人を乗せた中国船が、初めて九州南方の種子島に漂着し、鉄砲をもたらした⁴⁰。その後、ポルトガル人は毎年のように九州の諸港に來航し、日本との貿易を行った。またスペイン人も、天正十二年(一五八四)、肥前の平戸に來航し、日本との貿易を開始した。当時の日本人は彼等を南蛮人と呼び、その貿易を南蛮貿易と称した。

次いで天文十八年(一五四九)、イエズス会の宣教師フランシスコ・ザビエルが鹿児島に上陸し、初めてキリスト教を日本に伝えた。当時、ヨーロッパでは宗教改革によって、プロテスタントの動きが活発となったが、カトリック側も勢力の挽回を意図して、アジアでの布教に力を注いだ。重要なことは、これらカトリックの布教事業が、ポルトガル・スペイン王室の植民・貿易政策の一環として、武力征服事業として推進されたことである。日本もその例外でなかった⁴¹。

事実、ポルトガル人は盛んに大村領に來航し、その結果、横瀬浦↓福田浦↓長崎開港となった。その長崎と茂木をイエズス会に寄進したことは、大変な危険を孕むものであり、植民化の恐れがあった。純忠は他の戦国大名に比較して「キリシタン大名」として国際的視野をもちながら、ヨーロッパ商業資本の世界戦略を知らなかったとすれば、日本の封建領主(「戦国大名」として、大変な誤算といわなければならない)。

(藤野 保)

註

- (1) 川添昭二「鎌倉・南北朝時代における少弐氏の所領」(九州大学九州文化史研究所編「九州文化史研究所紀要」一一号 九州大学九州文化史研究所 一九六六)、外山幹夫「少弐氏の衰退過程と竜造寺氏」(藤野 保編「佐賀藩の総合研究」 吉川弘文館 一九八一)、藤野 保「竜造寺領国の形成過程と国人領主の動向」(九州大学九州文化史研究所編「九州文化史研究所紀要」二二二号 九州大学九州文化史研究所 一九七七)、藤野 保編「佐賀藩の総合研究」(吉川弘文館 一九八一)前編第二章第一節第三項
- (2) 「九州治乱記(北肥戦誌)」巻之九(千住武次郎編「肥前叢書」第二輯 肥前史談会 一九三九) 一〇九、一一一頁、公益財団法人 鍋島報効会徴古館所蔵 佐賀県立図書館寄託(鍋島家文庫)「藤龍家譜」二
- (3) 佐賀市役所編「佐賀市史」上巻(佐賀市役所 一九四五) 六四、六五頁
- (4) 「九州治乱記(北肥戦誌)」巻之一〇(千住武次郎編「肥前叢書」第二輯 肥前史談会 一九三九) 一一五、一一九頁、公益財団法人 鍋島報効会徴古館所蔵 佐賀県立図書館寄託(鍋島家文庫)「藤龍家譜」二、公益財団法人 鍋島報効会 徴古館所蔵 佐賀県立図書館寄託(鍋島家文庫)「隆信公御年譜」乾
- (5) 「武雄鍋島家文書」一四号「少弐冬尚書状」(佐賀県史編纂委員会編「佐賀県史料集成」古文書編 六巻 佐賀県史料集成刊行会 一九六二)、武雄市史編纂委員会編「武雄市史」上巻(武雄市 一九七二) 四五二、四五三頁、武雄市史編纂委員会編「武雄市史」下巻(武雄市 一九七二) 三七四、三七五頁
- (6) 公益財団法人 鍋島報効会 徴古館所蔵 佐賀県立図書館寄託(鍋島家文庫)「藤龍家譜」二、公益財団法人 鍋島報効会 徴古館所蔵 佐賀県立図書館寄託(鍋島家文庫)「隆信公御年譜」乾 武雄市史編纂委員会編「武雄市史」上巻(武雄市 一九七二) 六二七、六二八頁
- (7) 前掲註(6)
- (8) 「九州治乱記(北肥戦誌)」巻之二(千住武次郎編「肥前叢書」第二輯 肥前史談会 一九三九) 一三七、一三八頁、公益財団法人 鍋島報効会徴古館所蔵 佐賀県立図書館寄託(鍋島家文庫)「藤龍家譜」二、公益財団法人 鍋島報効会 徴古館所蔵 佐賀県立図書館寄託(鍋島家文庫)「隆信公御年譜」乾
- (9) 「九州治乱記(北肥戦誌)」巻之一(千住武次郎編「肥前叢書」第二輯 肥前史談会 一九三九) 一三八、一四〇頁、公益財団法人 鍋島報効会徴古館所蔵 佐賀県立図書館寄託(鍋島家文庫)「藤龍家譜」二
- (10) 「龍造寺家文書」一一三号「大内義隆書状」(佐賀県史編纂委員会編「佐賀県史料集成」古文書編 第三巻 佐賀県史料集成刊行会 一九五八)

- 〔11〕「龍造寺家文書」一一五号「大内義隆」一字書出(折紙)〔佐賀県史編纂委員会編〕「佐賀県史料集成」古文書編第三卷 佐賀県史料集成刊行会 一九五八)
- 〔12〕「九州治乱記(北肥戦誌)」卷之二(千住武次郎編)『肥前叢書』第二輯 肥前史談会 一九三九) 一五三～一五六頁
- 〔13〕「九州治乱記(北肥戦誌)」卷之三(千住武次郎編)『肥前叢書』第二輯 肥前史談会 一九三九) 公益財団法人 鍋島報効会 徴古館所蔵 佐賀県立図書館寄託(鍋島家文庫)「藤龍家譜」三、公益財団法人 鍋島報効会 徴古館所蔵 佐賀県立図書館寄託(鍋島家文庫)「隆信公御年譜」乾
- 〔14〕公益財団法人 鍋島報効会 徴古館所蔵 佐賀県立図書館寄託(鍋島家文庫)「藤龍家譜」三、公益財団法人 鍋島報効会 徴古館所蔵 佐賀県立図書館寄託(鍋島家文庫)「隆信公御年譜」乾、「九州治乱記(北肥戦誌)」卷之一七～一八(千住武次郎編)『肥前叢書』第二輯 肥前史談会 一九三九) 二二八～三三五頁
- 〔15〕公益財団法人 鍋島報効会 徴古館所蔵 佐賀県立図書館寄託(鍋島家文庫)「藤龍家譜」三、佐賀県史編纂委員会編「佐賀県史」上巻「原始編古代編中世編」(佐賀県史料刊行会 一九六八) 六三九～六四〇頁
- 〔16〕「直茂公譜」第一(佐賀県立図書館編)「佐賀県近世史料」第一編(佐賀本藩編)第一巻 佐賀藩祖鍋島直茂の年譜 佐賀県立図書館 一九九三)、「九州治乱記(北肥戦誌)」卷之一九(千住武次郎編)『肥前叢書』第二輯 肥前史談会 一九三九) 二四八～二五五頁
- 〔17〕公益財団法人 鍋島報効会 所蔵 佐賀県立図書館寄託(鍋島家文庫)「藤龍家譜」三、「九州治乱記(北肥戦誌)」卷之二〇(千住武次郎編)『肥前叢書』第二輯 肥前史談会 一九三九) 二六三頁
- 〔18〕公益財団法人 鍋島報効会 徴古館所蔵 佐賀県立図書館寄託(鍋島家文庫)「藤龍家譜」三、公益財団法人 鍋島報効会 徴古館所蔵 佐賀県立図書館寄託(鍋島家文庫)「隆信公御年譜」乾、「九州治乱記(北肥戦誌)」卷之二〇(千住武次郎編)『肥前叢書』第二輯 肥前史談会 一九三九) 二六八～二六九頁
- 〔19〕「九州治乱記(北肥戦誌)」卷之二〇(千住武次郎編)『肥前叢書』第二輯 肥前史談会 一九三九) 二七二～二七五頁
- 〔20〕公益財団法人 鍋島報効会 徴古館所蔵 佐賀県立図書館寄託(鍋島家文庫)「藤龍家譜」三、鹿島市史編纂委員会編「鹿島市史」上巻(鹿島市 一九七四) 四三八～四三九頁
- 〔21〕「龍造寺家文書」一二六「理専^{大村}純忠起請文」(佐賀県史編纂委員会編)「佐賀県史料集成」古文書編 第三巻 佐賀県史料集成刊行会 一九五八)。

龍造寺氏に対する大名・在地領主の起請文については、藤野 保編「佐賀藩の総合研究」(吉川弘文館 一九八二)「第四表 竜

造寺氏宛起請文の編年一覽」一三三～一七頁

22 「九州治乱記(北肥戦誌)」卷之二(千住武次郎編『肥前叢書』第二輯 肥前史談会 一九三九) 二九七頁、二九七～二九九頁、

公益財団法人 鍋島報効会 徴古館所蔵 佐賀県立図書館寄託(鍋島家文庫)「藤龍家譜」三、公益財団法人 鍋島報効会 徴古館所蔵 佐賀県立図書館寄託(鍋島家文庫)「隆信公御年譜」乾

前掲註(22)

24 公益財団法人 鍋島報効会 徴古館所蔵 佐賀県立図書館寄託(鍋島家文庫)「藤龍家譜」三、公益財団法人 鍋島報効会 徴古館所蔵 佐賀県立図書館寄託(鍋島家文庫)「隆信公御年譜」乾、「九州治乱記(北肥戦誌)」卷之二(千住武次郎編『肥前叢書』

第二輯 肥前史談会 一九三九) 三〇〇頁

前掲註(24)

25 藤野 保「佐賀藩における知行地の存在形態」(歴史学研究会編『歴史学研究』一九八号 青木書店 一九五六)、藤野 保編「佐賀藩の総合研究」(吉川弘文館 一九八〇)前編第二章第一節第二項

27 「九州治乱記(北肥戦誌)」卷之二(千住武次郎編『肥前叢書』第二輯 肥前史談会 一九三九) 三〇一～三〇二頁

28 「九州治乱記(北肥戦誌)」卷之二(千住武次郎編『肥前叢書』第二輯 肥前史談会 一九三九) 三三二頁

29 公益財団法人 鍋島報効会 徴古館所蔵 佐賀県立図書館寄託(鍋島家文庫)「藤龍家譜」四、公益財団法人 鍋島報効会 徴古館所蔵 佐賀県立図書館寄託(鍋島家文庫)「隆信公御年譜」乾、「九州治乱記(北肥戦誌)」卷之二(千住武次郎編『肥前叢書』

第二輯 肥前史談会 一九三九) 三四〇頁、三四一頁

前掲註(29)

30 大村市立史料館寄託 大村家史料(請求番号)一〇一―一三五「大村家寛書」卷三

31 長崎県歴史文化博物館所蔵 (渡辺文庫)(オリジナル番号)へ13651 「庫物長崎記抜粹」

32 フスタ船は長崎所有船とイエスズ会所有船の区別があったのではなく、両者が同じフスタ船を区別なく使用し、あるいは戦争に、あるいは旅行・運送に使用したものとされている(松田毅一「大村純忠伝」(大村純忠公伝記刊行会 一九五五) 一二七頁)

33 松田毅一「大村純忠伝」(大村純忠公伝記刊行会 一九五五) 一三三頁

34 一五八〇年(天正八年)八月二十五日付「ヴァリニア」二書翰

35 古賀十二郎『長崎開港史』(古賀十二郎翁遺稿刊行会 一九五五) 六五～六七頁。長崎寄進に関する諸文献掲載参照。

36 前掲註(34) 一三三～一三三頁

- (38) 高瀬弘一郎『キリシタン時代の研究』(岩波書店 一九七七) 第一部第一章
- (39) 川北 稔『ヨーロッパの商業的進出』(荒松 雄他編 岩波講座『世界歴史』16 近代3 近代世界の形成3) 岩波書店 一九七〇)
- (40) 清水紘二『日欧交渉の起源 鉄砲伝来とザビエルの日本開教』(岩波書店 二〇〇八) 第一部・第二部
- (41) 前掲註(38) 第三章、藤野 保『幕藩体制国家の成立と外交体制』(藤野 保編『近世国家の成立・展開と近代』 雄山閣出版 一九九八)

参考文献

「大村家秘録」(国書刊行会編『史籍雑纂』第一 続群書類従完成会 一九七四)
 長崎歴史文化博物館所蔵「長崎略縁起」

第六節 領主権の喪失と回復

◆ 龍造寺氏に臣従

■ 一・喜前人質となる

天正八年(一五八〇)、龍造寺隆信の脅威が日増しに加わるなかで、大村純忠は、長崎・茂木をイエズス会に寄進し、みずからの生命と財産の確保に努めたが、同十年、隆信から人質の提出を求められ、嫡子喜前よしあきを人質として佐賀に送った。次いで純忠は隆信の要求に応じ、重臣の朝長大学・宮原常陸らを佐賀に遣わした。更に隆信は、純忠の二男右石衛門純宣と三男善次郎純直も人質として拘留したうえ、純忠に対し大村三城城からの退去を命じた¹⁾。ここにおいて、純忠は一時完全に領主権を喪失した。もはや純忠には隆信に対し成すべき手段はなかった。これは戦国大名として最大の屈辱であり敗北であった。

注目されるのは、人質中の喜前の姿勢と態度である。「喜前は佐賀において、数回キリシタン信仰を棄てるよう勸

誘されたが、断固としてこれを拒否した。喜前は毎日一定の時間に、デウスに祈ったので、大村から遣わされたキリシタン武士たちは、聖堂のある大村にいるよりも深く信仰生活ができたという。喜前はデウスの教とカトリック教会の戒律を守り、異教徒らも、何日が金曜日、また土曜日であるか、あるいは断食の日であるかを知っていた⁽²⁾。

戦国時代における人質の慣習と異なり、喜前の場合、大名領主権を喪失し、居城三城城から追放された大名の嫡子でありながら、しかも、厳しい棄教の要求のなかで、よくクリスチャンとしての信念を貫いた。このことは、逆に隆信にとって脅威であったに違いない。ところが、隆信は二年後喜前を大村に帰還させた。そこに隆信の大村領に対する巧妙な策略があった。隆信は喜前を傀儡^{かたがひ}として、みずからの家臣を随伴させ、表面は宣教師らを好遇するよう見せ掛けながら、随伴した隆信の家臣は、キリシタンを殺害し、あるいは家財や妻子を奪取した。なかには金銭を払って助かり、あるいは裸体のままで、奇跡的に助かった者もいた⁽³⁾。

こうした龍造寺家臣の暴挙にかかわらず、隆信が長崎を占拠しなかつた理由は何か。それは純忠とイエズス会との関係、長崎・茂木の寄進による親密化、ポルトガル誘致に対する配慮、そこから得られる経済的利益を考慮したためと思われる。その点、長崎・茂木寄進に際しての純忠の意図は、ある程度実現されたとみられよう。

■二・天正遣欧少年使節の派遣

この間、大村領においては、日欧交渉史上重要な行事が行われた。いうまでもなく、天正十年(一五八二)の天正遣欧少年使節の派遣である。詳細は「第四章 対外関係」に譲るとして、ここでは使節派遣前後の純忠のおかれた環境が先に述べたところにあり、使節派遣の華やかさにかかわらず、実情は純忠自身困難な立場に立たされていた。言い換えれば、使節を派遣するような環境になかったことを指摘するに留める。この点、大友・有馬両大名も、同じ政治的環境にあった。

純忠が使節に託した書状は、(一)ローマ教皇宛、(二)ポルトガル国王宛、(三)ポルトガル枢機卿ドンエンリケ宛、(四)イエズス会総長宛、(五)枢機卿ファルネーゼ宛の五通が判明している⁽⁴⁾が、その目的は何であったのか、それは日本布教

に対する絶大な後援とその効果を期するところにあった。

ところが、四名の少年使節（正使伊東マンシヨ・千々石ミゲル、副使中浦ジュリアン・原マルチノ）を、「日本の王公」ともてはやし、教皇から謁見を賜り、公の枢機卿会において、またフェリペ二世のもとで公式の歓待を受けたということは、正に「虚構」である、というラモンの書翰から、松田毅一は「天正使節が、ヴァリニアーニの独断で企てられ、その使節の素性や三侯の書翰には意図的に虚構や誇張が織り交えられている」⁽⁵⁾と述べている。

少年使節を派遣した「三侯」（大村・有馬・大友氏）の政治的環境、少年使節の素性と拙速な選抜、ヴァリニアーニの独断行為と意図的な虚構と誇張からみて、いわゆる天正遣欧少年使節の歴史的意義は、再検討を要する。しかも、ヴァリニアーニ自身、ローマのイエズス会総長からインド管区長として留まることを命ぜられ、ローマに行けなくなった。そこで彼に代わって、少年使節をローマに誘導したのはヌーノ・ロドリゲスである⁽⁶⁾。

では、何故領主権を喪失した純忠が、この期に至ってローマに少年使節を派遣したのか。そこには長崎・茂木の寄進によって、みずからの生命と財産を確保しようとした、その姿勢と態度に共通するものがある。それはローマ教皇の権威を後盾にみずからが政治姿勢とする領内キリシタンの興隆を意図したのである。

戦国大名が相互に熾烈な闘争を通じて、統一政権・国家を建設しようとする動きのなかで、ローマ教皇の権威を後盾に、領内キリシタンの興隆を意図したことは、「キリシタン国」の建設に向かっていたの、純忠の最後の手段であり夢であった。しかし、その夢は木端微塵に打ち砕かれた。天正十四年四月、使節はリスボンから帰路についた。ところが、一行がインドのゴアに到着する前、純忠は使節の帰国を待ちわびながら、天正十五年五月十八日、この世を去った⁽⁷⁾。既に「三侯」の一人大友宗麟は生涯を終え、次いで秀吉の「バテレン追放令」⁽⁸⁾が発布されて、我が国におけるキリシタン宗門は急変化を遂げるのである。

表3-4 龍造寺氏の肥後陣立(天正8年)

構成	出陣部将名
先陣	鍋島 直茂
2陣	龍造寺信周・龍造寺信純・龍造寺家就・龍造寺鎮家・高木盛房 内田卜菴・倉町信俊・馬場鑑周・
3陣	馬場鎮周・出雲信忠・姉川信安・姉川信秀・横岳家実・横岳頼統・崎崎盛能・重松頼幸・本告
4陣	信景・犬塚家広・鹿江信明・堀江・鴨打・徳島・安住・江副・馬渡・石井・福口
その他	江上家種・後藤家信・龍造寺長信・神代弾正忠
	松浦衆(松浦盛の陣代・山代虎王丸の陣代・松浦鎮信の陣代)
	藤津衆 鍋島信房・犬塚家・徳島信盛・上滝盛員・原・吉田・永田・辻・久間・嬉野 彼杵衆 大村純忠の陣代・西郷刑部大輔・西郷右衛門大夫・宇良上野介・伊戸岐・多良・森山・遠岳
	高来衆 有馬晴信の陣代・島原純豊・神代貴茂・安富純泰・安德純俊
筑後衆	浦池家恒・田尻鑑種・草野鑑員・黒木家永・西牟田鎮豊・河崎鎮堯・三池鎮実・安武家教・高良山麟圭・高良山良寛・祝部安実
	肥後衆 小代親伝・隈部親永・大津山河内守・辺春親運
計	5万余騎

※藤野 保『佐賀藩』日本歴史叢書 新装版(吉川弘文館 2010年)P.25 表1から転載
 (「九州治乱記(北肥戦誌)」巻二十五 千住武次郎編『肥前叢書』第二輯 肥前史談会 1939年 P.335—336参照。)

二 沖田騷の戦いと龍造寺氏からの解放

■ 一・龍造寺氏支配体制の矛盾と沖田騷の戦い

龍造寺氏が北部九州五カ国を支配下に収める。五州二島の太守^ウになったとはいえ、その支配体制は多くの矛盾を内包していた。その矛盾は、本拠地肥前七郡以外の支配体制が、麾下に属した被支配者(大名領主・国人領主)との間に、封建的主従関係が成立しておらず、極めて脆弱な基盤の上に立っていたことである(第五節第二項参照)。そのため、被支配地における在地領主の反抗を発生させた。それはまた、隆信が長崎を占拠しえなかつた今一つの理由でもある。

そうした分国支配のなかで、在地領主の反抗を象徴的に示したのが筑後である。まず、筑後の在地領主蒲池鎮竝^{かまぢしげなみ}が、天正八年二月居城柳河城に立籠って龍造寺氏に反抗した。龍造寺政家(隆信嫡子)は、直ちに出勤して柳河城を包囲する一方、島津氏の肥後進入に先手を打って鍋島直茂らを肥後に派遣した。この時、動員された諸氏は、龍造寺氏の一門・譜代をはじめ、松浦衆・藤津衆・彼杵衆・高来衆・筑後衆・肥後衆など、極めて広範囲に及んでおり、その数着到五万余騎といわれている⁹。そのなかには、大村氏も「彼杵衆」の一員として大村純忠の陣代が出兵している(表3-4参照)。



写真3-28 沖田畷古戦場跡 龍造寺隆信戦死の地(隆信供養塔と祠)(島原市北門町)
(島原市教育委員会提供)



写真3-29 沖田畷古戦場跡 龍造寺隆信を祀る二本木神社(島原市北門町)
(島原市教育委員会提供)

こうした情勢のなかで、柳河城に立籠った蒲池鎮立は、いったん龍造寺氏と和議を結んだが、翌九年、再び離反して島津氏に内通した⑩。隆信は鎮竝の度重なる離反を咎めて、これを佐賀にて誘殺したが⑪、隆信は国人領主への連鎖反応を警戒して、筑後とその周辺の在地領主から広範囲にわたって起請文を徴収した⑫。

次いで翌十年になると、同じ筑後の在地領主田尻鑑種(鷹尾城主)が島津氏に内通し、龍造寺氏に「儀純」の意志を表明した⑬。ところが、肥後八代まで進出した島津軍が、いったん撤退したため、龍造寺政家⑭は直ちに肥後に討ち入った。形成の不利を悟った鑑種は、龍造寺氏に和議を申し入れたが⑮、翌十一年、再び反旗を翻したため、肥後より帰陣した政家は、鷹尾城を包囲攻撃し、田尻氏の一門から起請文を徴収して⑯、内部崩壊させたあと、鑑種の嫡子長松を佐賀に移して二〇〇町を与えるとともに、田尻氏の一門・被官をことごとく佐賀(古勢)に所替えした⑰。一方、龍造寺氏が筑後経略に主力を注いでいる間に、肥前高来郡においては、有馬晴信が島津氏に内通して攻撃を

開始した。天正十二年二月、島津義久は有馬氏救援のため島津軍を高来に派遣したため、龍造寺・島津両軍は肥前島原において全面対決することとなった。三月下旬、隆信は大軍を率いて高来に南下し、三月二十四日、有馬・島津の連合軍と島原において合戦したが(沖田畷の戦い)、隆信は鍋島直茂の献策・戦術を無視し、みずから中央突破を試みた

ところ、有馬・島津の連合軍に一斉射撃を受けて戦死した⁽¹⁸⁾。

龍造寺軍を撃破した島津氏は、九州経略の戦術をめぐって、筑前平定と豊後討伐を評議したが、その結果、後者を優先させることとし⁽¹⁹⁾、義弘は肥後境から、家久は日向境から大友氏の本拠豊後に突入した。既に大友氏が豊臣秀吉に救援を求めていたためである⁽²⁰⁾。このことは、龍造寺氏の領国維持に有利な条件を与えたが、動揺する分国を回復するに至らなかつた。政家・直茂は、島津軍の豊後突入後、筑後に討ち入って、島津方の三池^{みいけしげざね}鎮実(筑後三池城主)を攻撃し、更に肥後に進んだが⁽²¹⁾、新たな国人領主を獲得するに至らなかつたからである。この時、政家・直茂は、秀吉から島津征伐の意向を伝えられ⁽²²⁾、佐賀に帰陣した。

こうして、龍造寺・大友・島津氏の三氏鼎立を機軸に激しく動揺した九州の戦国争乱は、島津氏の大友攻撃―豊後突入によって、秀吉の島津征伐を誘発し、それぞれ新たな分国の回復・獲得をみないまま終わりを告げたのである。

■二、領主権の回復と喜前の出陣

沖田騷の戦いにおける龍造寺軍の敗北・隆信の戦死により、純忠はようやく龍造寺氏の支配から解放され、領主権を回復することができた。しかし、平戸松浦領との隣接地帯である早岐・折宇瀬・針尾・日宇・佐世保五カ村の在地給人が農民とともに蜂起し⁽²³⁾、また「向地」地区長与村の長与純一も純忠に反抗する⁽²⁴⁾など(第四節第一項参照)、なお不安定な情況にあつた。また、長崎は島津氏の支配下にあり、ポルトガル船も平戸に入港する有様であつた。

これらの事実は、龍造寺氏の支配から解放され、領主権を回復することに成功したものの、大名領主としての純忠の権力は、未だ弱く、かつ領内に対する支配権は、十分浸透していなかつたことを示している。大村氏と平戸松浦氏の領域協定が、最



写真3-30 大村純忠終焉の地 坂口館跡発掘風景
(大村市教育委員会提供)

最終的に決定されたのは天正十四年である。その結果、早岐・折宇瀬・針尾・日宇・佐世保の五カ村は平戸松浦氏の所領となった²⁵⁾。

天正十五年(一五八七)、秀吉はみずから九州に出陣し、島津氏征伐の指揮に当たった。純忠は秀吉の下知に服し、直ちに嫡子喜前に出陣せしめた²⁶⁾。純忠は喜前の出陣中、天正十五年五月十八日、波瀾に富んだその生涯に終止符を打った。享年五五歳。

(藤野 保)

註

- (1) 大村市立史料館寄託 大村家史料(請求番号)一〇一―三三三「大村家寛書」巻三、大村市立史料館寄託 大村家史料(請求番号)一〇一―三三三「大村家記」巻二、一五八三年(天正十)度「イエスス会年報」
- (2) 松田毅一「大村純忠伝」(大村純忠公伝記刊行会 一九五五) 一六二頁
- (3) 一五八四年(天正十二年)八月三十一日付「フロイス書翰」
- (4) 前掲註(2) 一四九頁
- (5) 前掲註(2) 一四八頁
- (6) 外山幹夫「大村純忠」(静山社 一九八二) 一八五頁
- (7) 高柳光寿・岡山泰四・齋木一馬編「新訂 寛政重修諸家譜第十二(統群書類従完成会 一九六五)一九九頁 大村
- (8) 「松浦家文書」四九号「豊臣秀吉切支丹禁制」(京都大学文学部国史研究室編 小葉田淳監修「平戸松浦家資料」 京都大学文学部国史研究室 一九五一)
- (9) 「九州治乱記(北肥戦誌)」卷之三(千住武次郎編「肥前叢書」第二輯 肥前史談会 一九三九) 三三五―三三六頁、「直茂公譜」第三(佐賀県立図書館編「佐賀県近世史料」第一編(佐賀本藩編) 第一卷 佐賀藩祖鍋島直茂の年譜 佐賀県立図書館 一九九三)、公益財団法人 鍋島報効会 徴古館所蔵 佐賀県立図書館寄託(鍋島家文庫「隆信公御年譜」 坤。藤野 保「龍造寺家臣団の構成とその特質」(一)(九州大学九州文化史研究所編「九州文化史研究所紀要」二三号 九州大学九州文化史研究所 一九七八)、藤野 保「龍造寺家臣団の構成とその特質」(二)(九州大学史学会「史淵」一一五輯 九州大学文学部 一九七八)

- ⑩ 公益財団法人 鍋島報効会 徴古館所蔵 佐賀県立図書館寄託(鍋島家文庫)「藤龍家譜」四、公益財団法人 鍋島報効会 徴古館所蔵(佐賀県立図書館寄託(鍋島家文庫)「隆信公御年譜」坤、「九州治乱記(北肥戦誌)」卷之二六(千住武次郎編)「肥前叢書」第二輯 肥前史談会 一九三九) 三四四頁、三四四～三四八頁
前掲註(10)
- ⑪ 藤野 保編『佐賀藩の総合研究』(吉川弘文館 一九八二)「第四表 竜造寺氏宛起請文の編年一覽」一一三～一一七頁
- ⑫ 「田尻家文書二〇二号」伊集院忠棟起請文(佐賀県史編纂委員会編)『佐賀県史料集成』古文書編 七卷 佐賀県史料集成刊行会 一九六三
- ⑬ 龍造寺隆信は、天正八年、家督を政家に譲り須古に隠退した(公益財団法人 鍋島報効会 徴古館所蔵 佐賀県立図書館寄託(鍋島家文庫)「藤龍家譜」三、公益財団法人 鍋島報効会 徴古館所蔵 佐賀県立図書館寄託(鍋島家文庫)「隆信公御年譜」)。
「龍造寺家文書」一五九号「田尻鑑種起請文」(佐賀県史編纂委員会編)『佐賀県史料集成』古文書編 三卷 佐賀県史料集成刊行会 一九五八
- ⑭ 「龍造寺家文書」一六〇号「田尻鎮直外八名連署起請文」(佐賀県史編纂委員会編)『佐賀県史料集成』古文書編 三卷 佐賀県史料集成刊行会 一九五八
- ⑮ 「九州治乱記(北肥戦誌)」卷之二七(千住武次郎編)「肥前叢書」第二輯 肥前史談会 一九三九) 三七一頁
林 銃吉「島原半嶋史」上巻(国書刊行会 一九七九 第六章第二、藤野 保「佐賀藩」日本歴史叢書 新装版 通巻六六(吉川弘文館 二〇一〇) 二六～二七頁
- ⑯ 「九州治乱記(北肥戦誌)」卷之三〇(千住武次郎編)「肥前叢書」第二輯 肥前史談会 一九三九) 四一七頁、鹿児島県史編纂委員会編『鹿児島県史』第一巻(近藤出版社 鹿児島県 一九八〇 第三次復刻)
- ⑰ 三四八号「豊臣秀吉書状」(田北 学編)増補訂正 大友史料」26 併大分県古文書全集 自天正九年十一月至天正十二年十二月 田北ユキ(私家版) 一九六七
- ⑱ 「九州治乱記(北肥戦誌)」卷之三二(千住武次郎編)「肥前叢書」第二輯 肥前史談会 一九三九) 四二二頁
「直茂公譜考補」五巻「天正十四年十月四日豊臣秀吉書状」(佐賀県立図書館編)『佐賀県近世史料』第一編(佐賀本藩編)第一巻 佐賀藩祖鍋島直茂の年譜 佐賀県立図書館 一九九三
- ⑲ 大村市立史料館寄託 大村家史料(請求番号)一〇一―三三五「大村家寛書」巻三、藤野 保編「大村郷村記」第四巻(国書刊行会 一九八二)「長與村」八六頁

(24) 前掲註(23)

(25) 大村市史編纂委員会編『大村市史』上巻(大村市役所 一九六二) 三三三〜三四頁、藤野 保編『大村郷村記』第六巻(国書刊行会 一九八二) 四二二頁

(26) 大村市立史料館寄託 大村家史料(請求番号)一〇一―一三六「大村家覚書」巻四

第七節 豊臣秀吉の九州平定と大村氏

一 秀吉の知行割と九州の諸大名

秀吉の九州平定によって、九州は豊臣権力を中心とする新しい支配体制のなかに組み込まれ、九州の戦国大名は、ここで一挙に近世大名(藩)に推転し、いわゆる大名領国制が全面開始されることになった。

秀吉は九州平定後、九州の諸大名に対し知行割を実施した(表3-5参照)。まず、龍造寺・大友・島津の三氏には、それぞれ侵略前の旧領を安堵し、龍造寺氏には東部肥前七郡(佐賀)、大友氏には豊後(府内)、島津氏には薩摩・大隅と日向のうち諸県一郡を与えた(鹿児島)。以上に対して、三勢力の係争の地盤となった中九州のうち、肥後には越中から織田系豊臣大名の佐々成政を転封・配置し(熊本)、筑後には久留米に小早川隆景の養子毛利秀包を、柳河には大友氏の旧家臣立花宗茂を、江浦には同じく高橋鎮種(紹運)の子直次を、山下に在地領主から取り立てた筑紫広門を配置した。このうち、佐々成政の肥後配置が注目され、それによって、戦国期の三氏鼎立に楔が打ち込まれた。

九州平定の段階で、対外問題に対する特別の考慮から、「九州之儀者五畿内同前」(↓)と意識した秀吉は、特に北九州に注意を払い、筑前は西国大名で最も信頼を深めつつある毛利氏の一族小早川隆景に与え(外肥前・筑後各二郡)、伊予から同国名島に転封した。毛利秀包の久留米配置は、これに対応して行われたものである。このように、筑前・肥後には有力大名を外都から新しく配置しておいて、北九州の要衝豊前には、大友領に接する中津に播磨山崎から豊

臣大名の黒田孝高を、小倉に同じく毛利勝信を配置して固めさせた。

以上によって、九州における知行割り大名配置の大筋が決定し、他はほとんど九州の諸大名に旧領安堵された。肥前の松浦鎮信(平戸)・大村喜前(大村)・有馬晴信(日野江)・宇久純玄(福江)、対馬の宗義調(府中)・厳原、肥後の相良長每(入吉)、日向の伊東祐兵(飫肥)、島津家久の子豊久(佐土原)天正十六年)がそれである。ほかに日向では、筑前の在地領主秋月種実の子種長、及び種長の弟で高橋鑑種(大友氏の旧家臣)の養子となった元種(豊前)が近世大名に取り立てられ、それぞれ種長は財部(高鍋)、元種は県(延岡)に配置された²⁾。

こうして、豊臣政権における近世大名の第一次配置関係が確定したが、そこにみられる支配体制の特色は、(一)豊臣大名(佐々・黒田・毛利「勝信」)を新たに入封し、北・中九州の要衝に配置することによって、秀吉の意志に戦術を貫徹すること、(二)大藩を新たに創設し(小早川・佐々)、いわゆる三勢力の緩衝地帯に配置することによって、勢力均衡を図り、かつその間に中小藩を介在させて、九州の和平を維持することにあつた。しかし、九州においては、鎌倉初期以来の守護に系譜を有する島津・大友氏をはじめ、松浦・大村・有馬・宇久・宗・相良・伊東・島津(豊久)及び龍造寺氏など、古い伝統を持つ旧族大名が旧領安堵された場合が多く、また、戦国大名の有力家臣や有力在地領主で近世大名に取り立てられた者もかなりみられ(立花・両高橋「直次・元種」・筑紫・秋月)、そこに統一政権下に組み込まれる際の九州における特質が存在する。大村藩もそうした特質のなかに位置付けなければならない。

慶長4年における動向	慶長5年(関ヶ原の役前)における配置		
	大名	石高	関ヶ原の役後の処置
<秀秋(慶長3年-4年)越前北庄へ減転>	小早川秀秋	357,450石	加 転
→	毛利秀包	130,000	没
→	筑紫広門	18,000	没
→	立花宗茂	132,200	没後減転
移す> →	高橋直次	18,000	没
→	*毛利勝信	60,000	没
→	*黒田長政	180,000	加 転
(10,000石) →	*竹中重利	10,000	加 転
(20,000) (慶長4・改易)			
(15,000) (慶長4・改易)			
(17,000) (慶長4・府内に加転)			
(17,000) (慶長2・杵築に転封)			
(120,000) (慶長4・改易)			
(20,000) →	*早川長政	20,000	没
(20,000) →	*毛利高政	20,000	転
(65,000) (慶長4・改易)			
(70,440) →	*中川秀成	70,440	旧
(309,902) →	鍋島直茂	309,902	旧
(63,000) →	*寺沢広高	83,000	加
→	松浦鎮信	63,200	旧
→	大村喜前	21,427	旧
→	有馬晴信	40,000	旧
> →	五島玄雅	15,530	旧
(194,916) →	*加藤清正	250,000	加
(146,300) →	*小西行長	200,000	没
→	相良長每	22,100	旧
→	高橋元種	50,000	旧
→	秋月種長	30,000	旧
(979(町)⇒28,600) →	島津豊久	28,600	没後旧
→	伊東祐兵	57,086	旧
増(文禄4・559,533石)			
↑	島津家久	609,533	旧
石加増) <慶長4・肥前内と替知>	宗 義智	対馬一円・肥前内 10,037	旧

表 豊臣期における九州大名の配置 (藤野 保編『九州と豊臣政権』九州近世史研究叢書 第一巻 国書刊行会 1984年) から

(藤野 保『近世国家史の研究』幕藩制と鎖国体制 吉川弘文館 2002年 P. 584—646 参照)。

表3-5 秀吉の知行割による九州大名の配置

国名	居 城	天 正 15 年 に お け る 配 置			天正16年
		大 名 名	石 高	処 置	
筑前	名 島	小早川隆景	筑前一国、肥前・ 筑後各2郡	入 封	(天正19・307,300石) (文禄2・50,150石加増)
筑後	久留米 山下 柳河 江浦	毛利秀包 筑紫広門 立花宗茂 高橋直次	130,000石 18,000 132,200 18,000	新 封 新封(現地取立) 新封(現地取立) 新封(現地取立)	_____ _____ _____ <文禄4・居城を内山に
豊前	小 倉 中 津	*毛利勝信 *黒田孝高	60,000 180,000	新 封 入 封	_____ _____
豊後	高 田 富 来 安 岐 杵 築 府 内 隈 白 杵 岡	大友 吉統	豊後一国 (天正19・234,792)	旧(文禄2・没) (文禄3・378,592)	(文禄3) *竹中重利 (文禄3) *垣見一直 (文禄3) *熊谷直陳 (慶長2) 早川長政 (文禄3) *早川長政 (慶長2) *福原直高 (慶長4) 早川長政 (文禄2) *毛利高政 (文禄2) *太田一吉 (文禄3) *中川秀成
肥前	佐 賀 唐 津 平 戸 大 村 日野江 福 江	龍造寺政家 (波多信時 松浦鎮信 大村喜前 有馬晴信 宇久純玄)	肥前7郡 750(町)) 63,200 21,427 40,000 15,530	旧(天正18・隠居) 旧(文禄2・没) 旧 旧 旧	(天正18) 鍋島直茂 (文禄2) *寺沢広高 _____ _____ <文禄元・五島氏に改姓
肥後	熊 本 宇 土 人 吉	*佐々成政 相良長每	肥後一国(天草・球 摩郡除く) 22,100	入封(天正16・没) 旧	(天正16) *加藤清正 (天正16) *小西行長 _____
日向	延 岡 高 鍋 佐土原 鉄 肥	高橋元種 秋月種長 伊東祐兵 島津久保	50,000 30,000 28,000 諸県一郡	新封(現地取立) 新封(現地取立) 旧 旧	_____ _____ (天正16) 島津豊久 _____
大隅	(栗原)	島津義弘	大隅一国(肘付郡 除く)	旧	} (天正16・日向諸県郡加 _____
薩摩	鹿兒島	島津義久	薩摩一国	旧	
対馬	府 中	宗 義 調	対馬一円	旧	(文禄4・薩摩内10,000)

(註) *は豊臣大名。※藤野 保「九州における幕藩領主支配の特質(一)―統一権力の九州支配と対応―」P.14―15第1転載

二 バテレン追放令と長崎の収容

■一、バテレン追放令と貿易問題

天正十五年六月十九日、九州を平定し博多にあつた秀吉は、突如従来の方針を一変し、「バテレン追放令」を發布した^③。次に「松浦文書」に収める全文を掲載する。

- 一、日本ハ神国たる処、きりしたん国より邪法を授候儀、太以不_レ可_レ然候事
 - 一、其国郡之者を近付、門徒になし、神社・仏閣を打破之由、前代未聞候、国郡在所知行等給人に被_レ下候儀者、当座之事候、天下よりの御法度を相守、諸事可_レ得_二其意_一処、下々として猥義曲事事
 - 一、伴天連其知恵之法を以、心さし次第第二檀家を持候と、被_レ思召_一候へハ、如_レ右日域之仏法を相破事曲事候条、伴天連儀、日本之地ニハおかせられ間敷候間、今日より廿日之間ニ用意仕可_二帰国_一候、其中ニ下々伴天連に不_レ謂族申懸もの_レ在_レ之ハ、曲事たるへき事
 - 一、黒船之儀者商売之事候間、各別候之条、年月を経諸事売買いたすへき事
 - 一、自今以後、仏法のさまたけを不_レ成輩ハ、商人之儀ハ不_レ及_レ申、いつれにてもきりしたん国より往還くるしからず候条、可_レ成_二其意_一事
- 以上

天正十五年六月十九日

秀吉が九州平定後、「バテレン追放令」を出した理由は何か。それは秀吉が我が国を「神国」と意識したうえで、かねて彼等の神社破壊を不快に思っていた秀吉が、イエズス会に領土的野心ありと認識し、かつみずからの統一事業と九州の和平維持に障害になると考えたことによる。それが天正十五年六月十九日という日に、突如発布されたのは、ポルトガル船の廻航拒否、施薬院の奸言などが直接の刺激になったものと考えられる。ともあれ、「追放令」の歴史的意義は、統一権力である秀吉が、国家権力の意志として、初めてキリスト教の禁止を天下に表明したところにある。

ところが、秀吉は同追放令第四条に「黒船之儀者商売之事候間、各別」として、布教と貿易を分離し、布教を禁止しながら貿易は従来どおり認めた。このことは、秀吉が外国貿易の利に着目していたことを示すものであるが、反面、布教と貿易を一体とするポルトガルの政策からいえば、明らかに矛盾撞着するものであり、秀吉自身も第五条において、「仏法のさまたけを不_レ成輩ハ、商人之儀ハ不_レ及_レ申、いつれにてもきりしたん国より往還くるしからす候」というように曖昧な態度に終始した。

事実、この「追放令」は現実には余り実行されなかった模様で、日本司教のコエリヨは即時退去が不可能であることを理由に、六ヵ月間の猶予を乞い、各地の宣教師を平戸に招集して協議した結果、翌年二月出帆の船で、一部の宣教師を退去することとしたが、しかし現実に退去した宣教師はわずか三名に過ぎず、しかも彼等はマカオへ宗務で赴く予定者であった(4)。

以上のように、天正十五年の「バテレン追放令」は、現実には余り実行されず、これを契機として、大部分の宣教師は九州各地に潜在し、非公式に一般農民を対象に布教に従事することとなった。しかし、同「追放令」のもつ意義は極めて重要で、日本キリシタンの禁制はここに始まるのであり、各大名もこれにならって領内の取締りを強化した。秀吉は同「追放令」の発布後、まず代表的なキリシタン大名である高山右近(摂津高槻城主、のち播磨明石に転封)に対し、棄教を要求し、右近が拒否するや、直ちに改易・追放した(5)。大村・有馬・大友氏らのキリシタン大名も、同じ脅威にあったといえよう。特に大村・有馬両氏は、イエズス会に対して、長崎・茂木及び浦上(有馬氏は天正十二年寄進)を寄進している現状に鑑み、秀吉は藤堂高虎(伊予宇和島城主)を派遣して、長崎・茂木・浦上を没収し、教会を破壊して、長崎の住民に多額の罰銀を支払うよう命じた(6)。

■二、長崎の収公と大村藩

長崎の住民に対する罰銀について、フロイスは「長崎のキリシタンに、八千クルサード(銀二千二百貫目に当たる)を超えたる多額の罰金の納入を命じ」、また「但し、関白殿が長崎の住民に課したる罰金の取立に付いては、憐なる

住民は、大いに苦しみ、所持の少許の財物を質に入れ、売却するに至れり」と記している⁷⁾。次に「長崎拾芥」は、

長崎之儀、右之通、切支丹寺領に定まり、伴天連とも我意を働候由、被_レ聞召_二及候故、御公領になし、其上過料として、長崎中男女老人より銀六匁宛上納被_レ仰付_一候、少分の事たりといへとも、其比迄ハ才覚成かたく、漸く半分差上へきのよし、色々なけきの訴訟仕により、被_レ聞召_{一分}、願の通り半分ニ而御赦免被_レ成候

とあり、また「長崎鑑」には、

其後、長崎ハ寺領之由、太閤様御聞被_レ成テヨリ長崎公領ニ成申候、此時町中の者共ニ為_三科料_一、銀一人前二六匁ツ、上納可_レ仕旨被_レ仰付_一候へ共、其比銀子不足ニ御座候旨、御訴訟申入候、其半分御赦免被_レ成候由申伝候とある。

罰銀の額は、男女一人につき六匁というわずかな額であるが、長崎の住民は全額払うことができず、訴訟により半額赦免されたとしている。ただし、多額の罰金の支払いについては、長崎定住のポルトガル人が住民負担を肩代わりして、その大部分を支弁したという⁸⁾。長崎開港以来のポルトガル人と長崎及び住民との深い関係がみられる。

ところで、秀吉の長崎収公に關し「フロイス書翰」⁹⁾には、

今我等に對し、この迫害起るや、関白殿は直ちにこの三ヶ所を占領する為め人を遣せり。有馬及び大村の領主は、この財産を没収せんがために来りたる人々に対し、この地は我が世襲財産なり、其領内に居住せる伴天連等に使用権を讓与したるは事実なるも、関白殿彼を放逐したる今日に於ては、領主権及び使用権は我等の有なりと主張せしかば、役人等は当時稍制限ある命令を受け居たるが故に、この理由に服せしこと、昨年報告せしが如しとある。

フロイスは、永禄六年（一五六三）、横瀬浦において日本に第一歩を印して以来、長年日本の各地において布教に従事したため、日本の事情に精通し、数多くの通信をヨーロッパに送付し続けたので、通信（書翰）の内容は信憑性に富んでいる、そのフロイスが、大村純忠・有馬晴信のイエズス会に対する長崎・茂木・浦上の寄進を「使用権の讓

与」と認識し、バテレン追放後の今日においては、その「領主権及び使用権は我等に有り」と指摘していることは、「寄進」に対する実態概念の相違を示すものとして興味深い。ともあれ、藤堂高虎一行が「制限ある命令を受けていた」という指摘は、彼等が長崎の住民及び神父に対して寛大で、教会には少しも害を加えなかった事実⑩と符合する。更に長崎・茂木・浦上の領主権・使用権が大村・有馬両氏に認められたとすれば、長崎・茂木は一時的に大村氏の有に復帰したものと思われる。

しかるに秀吉は、翌天正十六年四月二日、鍋島直茂を長崎代官に任じ⑪、五月十八日、次のような「定」を制定した⑫。

一、当所御料所ニ被_レ仰付_二上は、非分之儀有_レ之間敷事

一、有様之御公物納所申上まで、横役不_レ可_レ有_レ之事

附、地子は得_二上意_一可_レ免也

一、当所之儀、此兩人ニ被_二仰付_一候間、為_二代官_一鍋島飛騨守ニ預置候間、何も可_レ得_二其意_一事

一、黒船之儀、前々のことくたるへきの間、地下人令_二馳走_一、当所_江可_二相付_一候事

一、自然_二下々として、不_レ謂儀申懸候者有_レ之候共、一切承引仕間敷事

右之旨相背輩於_レ有_レ之者、急度兩人方_江可_二申越_一候、堅可_二申付_一者也、仍如_レ件

天正十六年五月十八日

戸田民部少輔勝隆

浅野弾正少弼長吉

右の史料のうち、第一条に「当所御料所ニ被_二仰付_一候」とあるように、秀吉はこの「定」をもって長崎を直轄地とした。更に同年閏五月十五日、左のような朱印状⑬を交付して、長崎の総町方に対し地子を免除する措置をとった。

長崎_江黒船如_二先々_一相着之、可_レ致_二商売_一、並当津地子之事、被_二御免除_一畢、猶浅野弾正少弼、戸田民部少輔、

可_レ申者也

天正十六年閏五月十五日

(秀吉朱印)

長崎惣中

では、秀吉が大村氏から長崎を没収し、直轄地にした理由は何か。それは「バテレン追放令」と対をなすものであり、個別大名(大村氏)の外国貿易権を豊臣政権のもとに収斂することによって、みずからの権力基盤を強化すると同時に、貿易利潤を独占することによって経済的利益を獲得するところにあった。そのため秀吉は、布教(キリスト教)は禁止しながら、「黒船」は各別として、再三にわたり貿易の続行を表明した。それは布教と貿易を一体とするカトリックの戦略・戦術と真向から対立するもので、それはやがて江戸幕府による「鎖国令」の公布へと発展する。

一方、長崎を直轄地とし貿易を独占するためには、長崎の発展と総町方に対して優遇措置を講じなければならぬ。長崎の総町方に地子を免除したのは、そのためであり、こうして、長崎の都市化と窮乏した住民の救済が推進されていく。

■三、長崎の直轄地化と大村領

秀吉は長崎(内町六町)を直轄地に編入した際、「外海」の黒崎・陌苅・雪浦(一部)村も同時に直轄地とした(これを「外目村」という)。天領長崎の経済的基盤を強化したのである。更に長崎領主長崎純景の知行地の一部を「向地」の時津村に移し、ここで純景の知行地は、長崎村・長崎新町・時津村・三重村(「外海」)の四カ所にまたがる分散知行の形態となった¹⁴。ところが、慶長十年(一六〇五)、徳川家康が長崎村・同新町(外町)を直轄地に編入すると、「外目村」は大村氏に返還された¹⁵。

こうして大村藩領は、旧領四八カ村のうち、一四カ村が佐賀藩領・平戸藩領に続いて天領となったため、かなり縮小した形として発足した。そこで、小村を分割し旧制に準じて四八カ村とした¹⁶。次いで慶長十七年(一六一二)の

表3-6 大村藩48ヵ村の村高

地区名	村名	村高	地区名	村名	村高
地 方	大郡	才石 3,144.71700	内 海	長浦村	才石 346.40000
	菅瀨村	4,062.57330		形上村	108.93332
	菅瀨村	316.96000		大串村	577.70000
	鈴田村	1,060.28330		八木原村	136.91330
	江浦村	854.92660		川内浦村	241.88660
	千串村	396.87000	横瀬浦村	95.63333	
	綿村	720.21000	外 海	面高村	43.38550
	彼杵村	2,238.15540		天久保村	163.10000
	川棚村	1,526.04000		大田和村	153.96666
	波佐見村	2,484.58500		中浦村	90.66666
宮村	744.90330	多以良村		218.51533	
向 地	伊木力村	230.67900		戸村	180.72574
	佐瀨村	139.79000		雪浦村	106.49490
	長与村	1,229.01412		神浦村	249.84897
	高田村	467.90350		黒崎村	123.41400
	高津村	1,348.40382		三重村	317.69053
	滑石村	370.48751	三陌村	135.24336	
	浦上西村	287.82200	式見村	300.00000	
	浦上北村	592.82300	福田村	502.46926	
内海	浦上家野村	300.62400	計	大島村	19.95116
	浦上古場村	428.71800		嘉喜浦村	18.38000
戸町村	379.86693	江島村		51.64940	
日並村	111.43330	江島村		66.52000	
西海村	273.93330	平島村		12.66666	
			48ヵ村	27,973.87700	

※藤野 保「大村藩 第一章 大村藩の成立と展開 第四節 藩権力強化の方式」P47. 第5表 元和3年の各村高(長崎県史編集委員会編「長崎県史」藩政編 長崎県 吉川弘文館 1973年)から転載 (「大村家記」巻二による)

総検地によって二万七九七三石となり⑬、これが朱印高となって幕末まで継承された。なお、御朱印村を更に分割して六八ヵ村(幕府非公認村)とし、石高はその後の検地・増石により、幕末における内検総高(実高)は五万九〇六〇石となった⑭。これが幕末・維新期における大村藩の活動の経済的基盤である。

(藤野 保)

註

(1)

「松浦家文書」四九号「豊臣秀吉切支丹禁制」(京都大學文學部國史研究室編・小葉田淳監修「平戸松浦家資料」京都大學文學部國史研究室 一九五二)

(2)

藤野 保「九州における幕府領主支配の特質」(九州大学九州文化史研究所編「九州文化史研究所紀要」一六号 九州大学九州文化史研究所 一九七二)、藤野 保「九州における幕藩体制の特質」(福岡ユニエスコ協会編「九州文化論集」三 明治維新と九州) 平凡社 一九七三)、藤野 保「近世国家史の研究」―幕藩制と領国体制―(吉川弘文館 二〇〇二) 第一章「8 九州」

大村藩の場合、「旧領安堵」といっても、旧領四八カ村のうち、一四カ村が佐賀藩領・平戸藩領及び天領となつたため、安堵されたのは三四カ村。大村藩成立以降、小村を分割して旧制に準じ、新たに大村領四八カ村とした。のち二カ村分割されて六八カ村となつた(藤野 保「大村藩と鄉村記」『大村史談会編』『大村史談』第十六号 大村史談会 一九七六)。

- ③ なお、大村藩の石高は二万二四二七石。慶長十七年の第二回総検地により二万七九七三石となり、これが朱印高となつて幕末まで継承された(藤野 保「大村藩」(長崎県史編纂委員会編『長崎県史』藩政編 長崎県 吉川弘文館 一九七三)前掲註(1))

右の追放令とは別に、伊勢神宮文庫蔵「御朱印師職古格」に、一日先立つ六月十八日付の禁制条文が掲載されている。

- ④ 筋内健次「長崎」日本歴史新書(至文堂 一九五九) 二二〇～二四頁

- ⑤ 海老沢有道「高山右近」人物叢書(吉川弘文館 一九五八)

- ⑥ 古賀十二郎「長崎開港史」(古賀十二郎翁遺稿刊行会 一九五五) 二二二頁

- ⑦ 長崎市編「長崎市史」通交貿易編西洋諸国部 (長崎市 一九三五) 二二九～二四二頁、二四七～二四九頁、二四八～二四九頁

- ⑧ 前掲註(6) 一二七～二二八頁

- ⑨ 一五八九年(天正十七年)二月二十四日付「フロイス書翰」

- ⑩ 前掲註(6) 一三三頁

- ⑪ 「鍋島家文書」一七号「豊臣秀吉朱印状」(佐賀県史編纂委員会編「佐賀県史料集成」古文書編 三巻 佐賀県史料集成刊行会 一九五八)

- ⑫ 「長崎根元記」一(新村 出編「海表叢書」第四巻 更生閣書店 一九二八)、金井俊行編「増補長崎略史」上巻(長崎市役所編「長崎叢書」下巻(明治百年史叢書)原書房 一九七三 復刻)

- ⑬ 金井俊行編「増補長崎略史」上巻(長崎市役所編「長崎叢書」下巻(明治百年史叢書)原書房 一九七三 復刻)

- ⑭ 大村市立史料館寄託 大村家史料(請求番号)二〇一一三「慶長高帳」、長崎純景は、慶長十年長崎の収公とともに同地を去り、久留米藩主田中氏に伺候したため、長崎氏の養子となつた松浦党成員に系譜をひく松浦頼直が、純景に代わつて、新たに四八〇石を宛行われ、のち二代藩主純頼から三〇〇石を加増され、大村姓を与えられて、藩主との同族的紐帯を保持し、一躍大村藩の重臣となつた(大村市立史料館寄託 大村家史料(請求番号)五〇二一三四「新撰土系録」巻之四)。

- ⑮ 藤野 保編「大村鄉村記」第六巻(国書刊行会 一九八二) 四二二頁

〔16〕 前掲註(15)

〔17〕 大村市史編纂委員会編「大村市史」上巻(大村市役所 一九六二) 八二〜八六頁

〔18〕 藤野 保編「大村郷村記」第一巻(国書刊行会 一九八二) 二四頁

第八節 三城城下町の形成

一 「大村館小路割之図」に見る中世の館町

■ 一・残っていた大村館の町絵

戦国大名たちは自分の領土を守るために、城を築きその周辺には家臣団を住まわせ、それに伴い生活に必要な店が立ち並び、いわゆる城下町が造られていった。早い例では鎌倉幕府が置かれた鎌倉がそうであり、上杉謙信の春日山城の城下町、朝倉氏の一乗谷、九州では大友氏の府内などが有名である。

この大村地方では戦国期に郡川河口右岸の好武城、福重の今富城等が築城されるが、その周囲に果たして城下町が形成されたのか、未だ明らかにされていない。この地域で領主居館周辺に町が形成された早い例は、大村館を中心とした館町であった。

大村館は大上戸川中流域の乾馬場町一帯にあった大村氏の居館であるが、創建時期は不明である。ただ「大村記」〔1〕には初めて大村純治が大村館に居住したとあり、そうすれば一四〇〇年代の後半期には存在したとも思われる。その周辺に町が造られるのは、「大村記」に大村純前の時代に「大村川端家造り仕、小路町室を立て、親類中軒をならへ住居也」とあり、この頃には大村館を中心とした町が形成されていた。しかし同記録によると、天文三年(一五三四)九月四日に館からの出火により焼失したという。

実はこの大村館町の様子を描いた「大村館小路割之図」〔2〕(以下「館町絵」と略称)という町絵が存在する。その大

村館の部分には「純伊公 純前公 純忠公此所ニ御座候」と記され、ここには大村館を大村純伊に始まる居館として
いる。第五章「中世の社寺と信仰」で触れているが、十四世紀後半期にはこの一帯に中世寺院の存在が確認され、宗
教活動を展開しているので、「大村記」が記すように大村館は大村純治の時代まで遡る可能性は考えられる。

この「館町絵」に基づいて中世の町、そこでの人々の暮らしぶりを復元してみたい。

■二・描かれている時代

大村館は天文三年に焼失したとされるが、「館町絵」の円長寺境内に「純前公逆修アリ」との書込みがある。大村館の主であつ
た時代を推測させるものとして、「館町絵」の円長寺境内に「純前公逆修アリ」との書込みがある。大村館の主であつ

た大村純前が生前に死後の成仏を祈り逆修供養をした碑が、円長寺境内
に存在したことが分かる。幸いにこの逆修碑は大村市立史料館に現存し
(三〇六頁写真3-3)、その表面には逆修碑建立の年月が「天文十□□月
十五日」と記される。摩耗まうによって数文字が判読不明であるが、天文十年
代(一五四一〜一五五〇)に建てられた逆修碑がこの地にあったことは確
実である。加えて「館町絵」の左側部に「純前様川端御館ニ御坐候時」とあつ
て、大村純前の時代の町絵であることを示している。

とすればこの「館町絵」に純前の逆修碑の存在が記されることから、碑
が建てられた天文十年代以降、純前の時代が終わる天文二十年(一五五二)
までの間に描かれたことになる。そうするとおよそ天文十年代(一五四〇
年代)の館町の様子を描いたものと推測される。

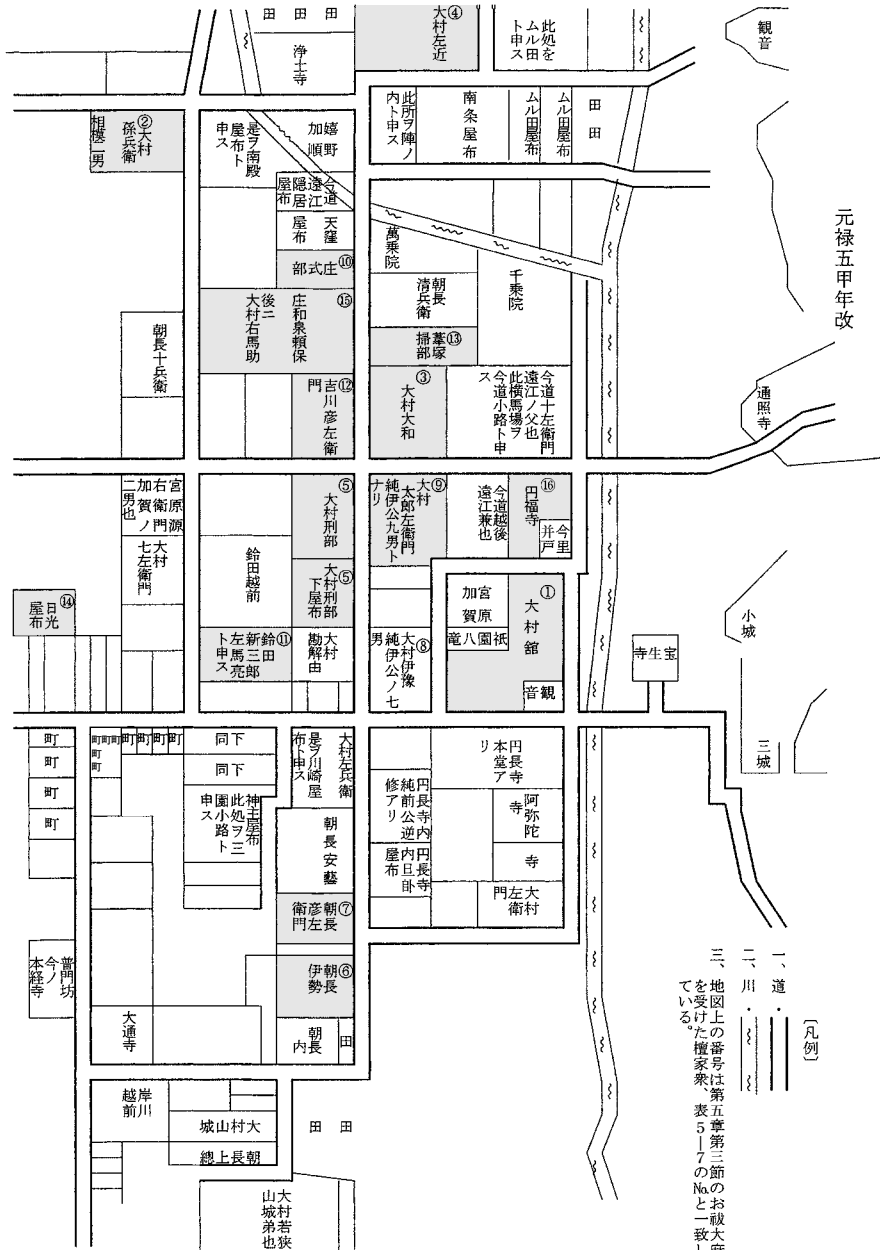
大村館は天文三年に焼失したことを前述した。この「館町絵」が天文十
年代の様子を描いているとすれば、焼けた大村館は天文三年後の程ない時



写真3-31 大村館小路割之図

(大村市立史料館所蔵)

元禄五甲年改



一、道
二、川
三、地図上の番号は第五章第三節のお祓大し
て受けた権家衆、表517のNoと一致し
ている。

図3-12 「大村館小路割之図」模式図

期に再建されたことになる。その再建後の町の様子を伝えてくれる。

ただ現存する「館町絵」は絵図下部左側に記されるように元禄五年（一六九二）改訂図の十九世紀前半の写しであり、その際に大村館部分には大村純忠後に住した家臣名や純忠の居城三城城、あるいは江戸初期に建立された本経寺などの追記が見られる。

■三、家臣団の屋敷割りと町屋の発生

大村館町は大上戸川の右岸沿いに展開する。南には後に大村純忠が居城を構える三城城の丘が位置し、北西側は江戸期には放虎原といわれた原野が広がっていたと思われる。西方下手には大村湾が位置し、館の端を流れる大上戸川はこの大村湾へと注ぐ。大上戸川は一定規模の船ならば大村湾から逆行できる川幅を当時から保有していたと思われる。

町の規模は南北約六〇〇^①、東西一三〇〇^②である。中心をなす大村館は間口一六〇^③、奥行九〇^④、約四四〇〇坪の広大な敷地であった^⑤。

大村館西下手の南北に走る道がこの館町の幹道・大路であり、館町のほぼ中央部で東西に走る道と交差させるなど道を整然と走らせ、その道沿いに三六の家臣団の屋敷割りを行っている。屋敷数としてはさほど多くない。

その家臣団を分類すると大村氏が一三家、朝長氏六家、今道氏三家、宮原氏二家、鈴木氏二家、庄氏二家、それに天窪・葦塚・吉川・今里・嬉野・南・南條・岸川の八家である。

館町絵の中に大村領主純前に「劣ラザル衆ハ」として、川崎殿（大村左兵衛）・伊豫殿（大村伊豫^③ | ¹² | No.⑧）・刑部殿兄弟（大村刑部^③ | ¹² | No.⑤）・大村大和（^③ | ¹² | No.③）・大村左近（^③ | ¹² | No.④）の名前が挙げられ、この五名は領主大村純前に劣らぬほどの勢力を有していた。

そのほか、宮原氏は有馬氏家臣で森岳城主であったが、純前に嫁した有馬純鑑の娘に随って大村氏に臣従した。大村館内に屋敷を構えている。庄頼保は中岳合戦で活躍した重臣の一人で、この坂口の庄屋敷が後に大村純忠の坂口館

となった。葦塚氏は有馬氏家臣で千々石城主であったが、純伊の代に大村氏に臣従した。鈴田氏は鈴田地方の在地領主で、娘は純前の側室となっている。このように館町に屋敷を構えたのは、大村氏の重臣たちであった。

この館町絵には、当時町娘たちの間で流行っていた言葉が、次のように書き込まれている。

とても奉公めすならば 御たち 川崎はすとの それについては陣の内(4)

屋敷奉公をしたい憧れの君が流行り言葉となって、町娘たちの間でささやかれていた。あるいは一定の節を付けて歌われていたのかもしれない。

その憧れの君とは、「御たち」すなわち大村館の殿を筆頭に、川崎はす殿、大路と横道が交差する川崎屋敷の大村左兵衛、陣の内に屋敷を構えた南条殿、この三人が町娘たちの憧れであった。当時の娘たちの思いがひしひしと感じられる稀有な記録である。

大村館町にどれほどの人々が暮らしたのか推測の域を出ないが、三六屋敷と一一寺院の数からすると五〇〇人を超す規模の営みがあったのではないか。ある程度の人口の集中があったことを物語るのは、大村館大路の北隅に「町」との書込みがあり町屋(店)が発生していた。大路に沿って七軒、交差する横道左右に六軒、計一三軒の町屋が軒を並べていた。

どういった店が並んだかは不明ながら、それまでは定期・不定期に開かれる市が商品流通の場であったのが、人口の集中に伴い常設の店舗の必要性から町屋が発生したものと思われる。今知り得る限り大村地方での町屋発生初の例である。

■四、館町の信仰

大上戸川の右岸に九寺院、左岸に二寺院の存在も知られる。特に大上戸川を挟み大村館の南方に位置する宝生寺は、南北朝期の永和元年(二三七五)には大和西大寺の末寺として登場する(5)。宝生寺の本寺西大寺は、かつて東の東大寺と肩を並べるほどの大寺院であった。一時衰退したものの鎌倉中期に叡尊の入寺以来、寺勢を復興し全国に多くの

末寺と寺領を開拓した。肥前国ではこのほかに佐賀県神埼郡吉野ヶ里町田手の東妙寺、法泉寺（所在不明）が末寺となっている。

その西大寺の末寺・宝生寺の存在によって、この大村地方にどのような仏教的な影響が生じたか不明であるが、西大寺の僧侶集団はそれまで官寺が禁忌とした仏教での葬送を積極的に営み、宗教勢力を伸ばしてきた一面が明らかになってきた(6)。

仏教による葬送が定着するのは江戸時代の寺請制度によるもので、それ以前の中世の時期には京の都でさえ川原に遺体が放置される等、庶民の間では遺体は遺棄され、自然にまかせる風葬の場合が多かったという。そういうなかで仏教による葬送儀礼を積極的に進めたのが、この西大寺の僧侶たちであった。とすれば宝生寺の西大寺末寺化によって、当地方にも仏教による葬送が芽生えたとも考えられる。

大村館東隣に位置する円福寺は、唐津市相知町所蔵の大般若経の奥書にその寺院名が見え、正平二十四年（一二六九）にこの大般若経の一七五巻目を当寺で写経したことが分かる(7)。その時点では存在した寺院であった。

宝生寺、円福寺共に一三六〇～七〇年代にはこの館町界隈に存在していた。館町絵が描かれた一五四〇年代からすると約一七〇年を遡る時期であり、この当時から館町の素地がすでにできていたと思われる。とすれば冒頭に触れた「大村記」や館町絵の書込みに大村純伊の時代に始まるとの記録は、大村館町開始の時期を伝えているのではないか。

仏教施設に関わるものとして、大村館西方に位置し大村純前逆修碑があった円長寺の境内には、「旦卧屋布」と記される。旦卧とは旦過、旦過寮ともいわれ、曹洞宗系禅宗の修行道場のことである。僧侶たちの修行の場がこの館町に構えられていた。この円長寺沿いの道を「郷村記」は「集會通」と記している。恐らく僧侶たちが修行に集まって来る道という意味であろう。その道は「郷村記」が編纂された江戸期まで意識され、それを伝えたものと思われる。中世の時期には大村領に禅宗寺院が多かったからこそ、その僧侶たちの修行の場として旦過寮が存在したのでであろう。とすればこの地には禅宗の信仰が深く浸透していたものと思われる。

大村館西北に「神主屋布 此処ヲ三園小路ト申ス」と書き込まれた屋敷と小路がある。神主屋敷の存在は近くに神社の鎮座を想起させるが、この付近には神社は見当たらない。しいて言うなら富松神社であるが、それにしても距離がありすぎる。

ここに見える三園みそので想起されるのは、伊勢神宮が所有した所領を御厨、小規模のものを御園みそのと称したことである。それを補うように三重県松阪市の野田家文書によって、天文十六年（一五四七）には伊勢御師おしの宮後三頭大夫がこの大村地方に入り、伊勢大麻（神符）を配っていたことが分かってきた⑧。伊勢御師とは伊勢神宮に付属して伊勢神宮の神符を配る業を専門とした神主であった。その伊勢から下ってくる御師の屋敷を「神主屋布」といったのではないのか。館町の領主大村純前が伊勢御師に与えた神主屋敷がそこにあり、伊勢神宮に関わる屋敷という意味からその一帯を御園と呼び、それが三園と転じたものと思われる。

御師が伊勢大麻を配る現地で土地の恵与を受けた例として、宮後三頭大夫が永禄十二年（一五六九）に諫早において「こん左衛門」と「北三郎兵衛」の両名から土地・屋敷を貰っている⑨。この諫早の例からしても、伊勢御師が大村館町に屋敷を貰い、そこを伊勢大麻配布の際の常宿にしていたことは十分に考えられる。

館町には且過寮に修行に赴く僧侶の姿があり、年末になると伊勢から御師が下って来て、三園の神主屋敷を宿として、館町衆に伊勢神宮のお札を配って廻る姿も見られたのである。

■五. 乾馬場と犬追物

大村館一帯の地名は乾馬場と言われてきた。現在でもその地名は生きている。大村藩が編纂した「郷村記」三城城古城蹟の項では、三城城の乾ぬかいの方向（北西）に位置したから、こう呼ばれたと説明する。その一方で一八〇〇年前後に描かれたと思われる「大村藩領絵図」では、この一帯を「犬之馬場」と記している。この地域は今日でも「いんの馬場」とも発音され、当地方の方言で「犬」を「いん」と発音するから、藩領絵図に見える犬之馬場が「いんの馬場」と転化したとも思われる。

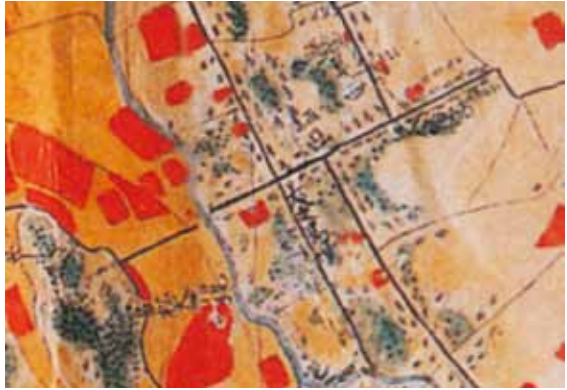


写真3-32 「犬之馬場」と記された絵図

(大村管内絵図 地方部分：長崎歴史文化博物館所蔵)

この犬之馬場と中世領主の居館が対となって存在することに注目したのは、服部英雄である¹⁰。藤津郡鹿島の浜、小城郡北浦、菊池郡隈府などにその例が見られ、菊池郡隈府の記録に犬の馬場を「犬追物ノ跡」と記すことから、犬の馬場は中世武士たちの武芸の訓練としてよく行われた犬追物を行う馬場であった。

大村館東側に隣接する犬之馬場は、まさに服部の指摘どおり大村館隣に立地する。この一画でも方形の馬場に犬を放ち、馬上から弓矢を射懸ける犬追物が館町の家臣団によって行われていたことはまず間違いない。時代は異なるが、江戸期に武神として崇められた大村城下武部の八幡神社（東本町）には、大村藩御用絵師の和田探誠が描いた犬追物の大絵馬が奉納されている。江戸期にはこの武芸は衰退しほとんど行われることはないが、大村館の犬之馬場で行われていた往時の記憶が活きているのかもしれない。

室町幕府の政所代を務めた蟻川親俊の「親俊日記」には、大村館町の主・大村純前が天文七年（一五三八）の秋前から翌八年の七月二十三日まで上洛し、時の將軍足利義晴への謁見をはじめ、親俊など幕府要人と交流している。その在京期間は約一年に及んだ。

当時の国人層は、室町幕府の將軍邸や儀礼を自領に取り込み、中央との政治的紐帯を誇示するいわゆる「花の御所体制」で地方を支配したとの小島道裕の指摘がある¹¹。在京一年に及んだ大村純前は都の構え・儀礼を持ち帰り、自らの館町に反映したとも考えられる。

犬追物、そして館町絵を描き残したこと自体が「花の御所体制」とは考えられまいか。



写真3-33 犬追物絵馬

(大村市東本町 八幡神社所蔵)

二 館町から城下町へ

平時には大村館に住した大村純前が天文二十年（一五五二）に亡くなる。その跡を継いだのは大村純忠であった。純忠は先代の今富城に加えて、大村館南方の丘を選定し永祿七年（一五六四）に三城を築き、ここを主城としていく。その時点であつた大村館は、三城の城下町として変容していく。

館町絵の大村館の部分には、「純忠公三城城御移り後ハ 大村伯耆二被下罷在候 伯耆ハ村部ノ祖也」と後世の書込みが見られるが、ここにも大村純忠は大村館から三城城へ居所を移したことを伝えている。

■一・「肥前日記」に見る三城城下町

大村館町が機能していた時代から三城城が築城されたその過渡期に、前項でも触れたようにこの町には伊勢御師という伊勢神宮付属の神主が入り、伊勢の神符（伊勢大麻）を配るといふ活動を行っていた。その御師宮後三頭大夫は、この館町で伊勢大麻を受けた者たち（旦那）の名前を書き留めた「肥前日記」という名簿を残している。永祿四年（一五六一）・同十年・十一年の三冊である¹²⁾。

この「肥前日記」は永祿七年の三城城築城を挟んで、館町時代そして三城城下町が始まった頃の双方の時代を記録している。この記録を通して草創期の三城城下町を読み解いてみたい。

「館町絵」は一五四〇年代の館町の様子を描いていた。「肥前日記」は永祿四、十、十一年（一五六一～六八）の記録であるから、「館町絵」の時代から最大に見ても二八年後のほぼ同時代の記録である。

「館町絵」に描かれた館町時代の三六人の家臣団のうち、三冊の「肥前日記」に伊勢大麻を受けた旦那として一三名が登場する。両記録に重複する家臣屋敷には、[図3-12](#)に薄墨を掛けて明らかにした。

「館町絵」東部(上部)から大村左近・大村孫兵衛・庄式部・葦塚掃部・大村大和・吉川彦左衛門・大村太郎左衛門・大村刑部・大村刑部下屋敷・大村伊豫・鈴田新三郎左馬亮・朝長彦左衛門・朝長伊勢、少なくともこの一三名は、大村純前の館町時代から三城城築城前後までそれぞれの家の惣領として二つの時代を生き抜いた者たちである。

「肥前日記」は伊勢御師の宮後三頭大夫が伊勢大麻を配りながら、その場で記録した同時代史料として信憑性は極めて高い。その記録と照合してかなりの頻度で家臣名が一致する。「大村館小路割之図」は、十九世紀の写しとはいえず信頼度の高い町絵といえる。

■二・「肥前日記」に見える城下人の暮らし

「肥前日記」には三城城下に暮らす人々の暮らしが垣間見える。伊勢大麻を受けた旦那衆たちは御師に初穂、いわばお札の代金を納めている。なかには品物で納める場合もあった。

伊勢大麻の代として納められた品物には、南京木綿・唐木綿・綿・紙・毛皮・沈香・布・絹緞・金襴・茶碗・針などが登場する。日頃の生活用品や嗜好品を納めたと思われる、城下町で使われていた日用品が分かる。中でも絹緞・金襴・南京木綿・唐木綿・沈香などは国産品ではなく、唐船による舶来の品が町には出回っていた。殊に絹緞・金襴・沈香などは高価な品であり、領主の大村純忠、主席家老朝長伊勢守、大村純伊の三男大村孫兵衛等、それらの品に相応しい地位にある者たちによって納められている。

編集上の都合により掲載できません

写真3-34 永禄十年「肥前日記」に見える銀と南蛮綿

(神宮文庫所蔵)

特に注目すべきは、永祿十年（一五六七）に大村刑部入道から南蛮綿一斤が納められている点である。大村領では永祿五年（一五六二）に横瀬浦でポルトガルとの南蛮貿易が始まり、その地での貿易は一年で終わるものの、永祿八年（一五六五）からは大村領福田港で再開される。刑部入道が納めた南蛮綿は、この南蛮貿易からの渡来品に違いない。南蛮の名が付く品として、永祿十一年（一五六八）には島原有馬の金藏寺も南蛮木綿を御師に納めている¹³。こういった事例から三城城下や有馬では、横瀬浦・福田・口之津などでの南蛮貿易を経て、その舶来品が市井に巡回していたことを物語っている。

永祿十一年（一五六八）に金欄を納めた主席家老の朝長伊勢守は、永祿四年の奉納物には「神馬替」と記される。馬は神の乗り物として珍重され、神前に捧げる馬を神馬しんまと称した。その例をここに見ることができ、が、「替」の字を伴うことから神馬に相当する銭に替えて納めたものと思われる。

伊勢大麻の初穂は貨幣でも納められた。その貨幣の使用には永祿十年を境にしてある変化が見られる。永祿四年（一五六一）までは銭であったが、永祿十年には大村純忠は銀二〇目（匁）を納め、朝長伊勢守は銀一〇匁、翌十一年には大村孫兵衛右京亮の銀三〇匁などの例が見られ、永祿十年以降は銀が使われている。

銀が貨幣として使われるのはそれほど古くはなく、大永六年（一五二六）の石見銀山の発見以来銀の産出が増大し、中島圭一の研究によって永祿五、六年頃から京都で銀が貨幣として使われ始めたことが明らかになった¹⁴。その四、五年後の永祿十年には大村領三城城下町で銀が貨幣として使われているのである。

銀の貨幣化が始まった京都と大村の間で、地理的に中間地に位置する周防国（山口県）では永祿七年（一五六四）に銀が使用されている（「永祿七年中国九州御被賦帳」）。この年次からすると貨幣としての銀の使用が、京都から次第に周辺部に広がっていく過程が読みとれる。永祿十年の三城城下での銀使用は、今知り得る限り九州地方での最も早い例である。

三城城下での銀の使用は、伊勢参宮を行った路銀としても登場する。この町には伊勢御師の宮後三頭大夫が入り、

伊勢大麻を配ったことは前述した。その際に御師は伊勢参宮をしきりに勧誘し、その伊勢までの旅を軽便にできるように路銀を為替で送金する便法を提供した。その際に替本という為替取扱所をこの城下内に置いていた。その替本を館町絵の中にも見える宝生寺と円福寺が務めた。

この替本の両寺院が発行した為替切手によって、元龜三年（一五七二）には僧侶六人、翌四年には無姓者四人が為替を用いて伊勢参宮を行っている。為替に組んだ額は僧侶一人宛銀三匁、無姓者は一人宛銀二匁であった。ここには従来の錢に代わって、銀の使用が市井の庶民にも及んでいたことを読みとれる。

永禄・元龜年間の銀の錢との交換相場は、銀一匁（三・七五^{ツラ}）に対して精錢四〇文、質の悪い鑿錢では八〇文ほどであった。銀二匁で精錢八〇文（枚）、鑿錢では約一六〇文、三匁で精錢一二〇文・鑿錢で約二四〇文¹⁵と、銀の方が少量ではるかに価値があったから、旅などの携帯には軽くて便利であった。銀の使用が進んでいくのは当然のことであった。

このように大村純忠の三城城下町は、銀の使用が早い時期から始まった町として注目される。

永禄四年「肥前日記」に伊勢大麻を受けた者として、「まち別当市野尉」という人物が登場する。「まち」とは「町」を意味し、館町絵に見えた館町北隅の町屋に該当する。その町屋に別当市野尉という人物の存在が知られる。ほぼ時を同じくして、日本でキリスト教の布教に当たっていた宣教師ルイス・フロイスは、鳥原、諫早に別当という町を取り仕切る町役人がいたことを記している¹⁶。とすればこの市野尉もそういった意味での別当であり、館町北隅に発生していた町は市野尉という町役人によって取り仕切られていたのであろう。

この年の「肥前日記」には町場の住民として日光坊、五郎衛門、四郎衛門の存在が知られる。日光坊は館町絵の町屋西方にその所在が確認され、坊の呼称から小規模寺院と思われる。

■三、クリスタンの町となる

大村純前時代の館町は、その後の大村純忠の時代には純忠が築いた三城城の城下町として変容していく。更には大



写真3-35 三城城下町から出土した花十字紋瓦
(大村市教育委員会所蔵)

村純忠が永禄六年（一五六三）にキリスト教に入信したことに伴い、この町はキリスト教の雰囲気が漂う町へと変わっていった。その物証となるのが、平成十八年（二〇〇六）に館町絵の今道小路に面した吉川彦左衛門屋敷から出土した花十字紋瓦である¹⁷。

一六一〇年頃の土坑から出土し、長崎市万才町遺跡出土の瓦と同型品と報告される。教会に葺かれていた瓦と推測され、転用後に三城城下町に残ったキリシタンによって信仰の対象となった信仰具として使われていた可能性が高い。この瓦の出土は三城城下町がキリシタンの町であったことを物語っている。

そういう性格をもつ三城城下にはキリシタン施設が建てられた。その初例となるのが、イェズ会士日本通信に登場する永禄十一年（一五六八）十二月に完成した「御やどりの教会」（無原罪の聖母教会）である。聖母受胎の日に献堂式が行われたのでこう呼ばれた。また一五七〇年十月十五日付のルイス・デ・アルメイダの書簡によって、三城城内にも教会があったことが分かる。永禄七年（一五六四）の築城間もなく城内にも教会が建てられていたのである。

しかし御やどりの教会は、元龜三年七月に後藤氏（武雄）、西郷氏（伊佐早）、松浦氏（平戸）の連合軍が三城城を攻撃した際に、西郷氏によって焼かれている。ルイス・フロイスは『日本史』のなかに、大村純忠はその教会が炎上するのを三城城から見ていたと記すから、その立地場所は三城城からさほど遠くない所であった。教会に火をかけた西郷氏家臣尾和谷氏は三城城下町の大路に面した川崎屋敷を占拠布陣した。御やどりの教会はこの川崎屋敷付近に建てていたために、尾和谷氏の攻撃を受けたのであろう。まさに城下町の真ん真ん中に建っていた。

更に大上戸川左岸にあった宝生寺は、前述のように永和元年（一三七五）から大和西大寺の末寺としての伝統を重ねてきた。しかし天正二年（一五七四）には大村純忠の指示により領内の社寺焼打ち、破壊が始まる。宝生寺はその構えが立派であったためか破壊は免れたものの、内部が改造され宣教師の住院、彼等が日本語を学ぶ語学校となっている。そして大村駐在の宣教師アフォンソ・デールセナは、その敷地内に領内最大の教会が建てられたとも記す¹⁸。従来、大村領最初の教会「御やどりの教会」と宝生寺の敷地内の教会を混同して、同一の教会とする見解があったが¹⁹、「御やどりの教会」はこれ以前に焼失しており、それぞれ別個の教会である²⁰。

天正二年から始まった社寺焼打ち・破壊は、館町絵に描かれた宝生寺以外の九寺院すべてに及び、その姿を消した。天正二年以降の三城城下町の様相は、寺院の姿は消えてその替わりに宝生寺敷地内には領内最大の教会、そして三城城内にも教会が建ち、城下に住む家臣、庶民もキリスト教に入信してキシタンの町へと変容していった。その片鱗を伝えるのが、吉川彦左衛門屋敷から出土した花十字紋瓦であった。

■四・今に残る館町・城下町の名残

大村館町、三城城下町の範囲は、現在の諏訪一丁目・乾馬場町・水田町・古町・杭出津二丁目に及んでいた。この地域では現在でも「大村館小路割之図」に描かれた道が、その道幅もさほど変わることもなく生活道路として使われている。特に乾馬場町・水田町一帯の沿道には、野面石を積み上げた石垣が残り往時を偲ばせている。中でも神主屋敷があった三園小路は絵図のままに道が中ほどで鍵型に曲がり、当時の形状をよく残している。



写真3-36 三園小路



写真3-37 大正時代の大村館跡一帯

また地名も犬之馬場から転じた乾馬場^{いぬまば}、陣の内、古町の地名が残る。古町は江戸期の玖島城下から見て大村館町及び三城城下町の古くからの町という意味から起こったのであろう。

大上戸川に沿って大村館東隣に円福寺という寺院が存在した。昭和三十二年（一九五七）の大水害以前までは旧円福寺沿いに大上戸川の深い淵があった。その淵はエフクジ淵と呼ばれていた。寺院名の円福寺が訛ったものである。

また大村館町に面した大上戸川の一部を今に本堂川と呼ぶ。『大村郷村記』は大上戸川上流の山田の滝から二〇町（約二二〇〇^坪）ほど下った所を本堂川というと記す。更にその河川名の由来を円長寺の本堂があったからとする。確かに「館町絵」によると円長寺は大上戸川に面している。ただ川に面したのは円長寺だけではなく、その西隣の阿弥陀寺、上流の円福寺、千乗院も川沿いに位置した。むしろ四寺院が川沿いに本堂を構えたから、この川名が生まれたと考えた方がよいであろう。いずれにしても大上戸川の一部を本堂川と呼ぶのも、大村館町時代の名残を留めている。

（久田松和則）

註

- (1) 「大村記」(国書刊行会編『史籍雜編纂』第一 続群書類従完成会 一九七四)
- (2) この「大村館小路割之図」は現在四枚の写が確認される。土屋家・江頭家・富松神社に伝蔵されたものに、最近になって大村小学校の記録中にも発見された。史料として信頼性が高いのは土屋家に伝わったものである。
- (3) 大野安生「肥前大村の成立過程」(別府大学文化財研究所・九州考古学会・大分県考古学会編『キリシタン大名の考古学』別府大学文化財研究所企画シリーズ 2 思文閣出版 二〇〇九)
- (4) この流行り言葉を富松神社所蔵図によって、「とても奉公めすならば 御堂上は川崎七郎との それについては陣の内」と読むできたが、土屋氏所蔵図で本文中の文言に訂正した。
- (5) 「明德二年西大寺諸国末寺帳」(松尾剛次「勤進と破戒の中世」吉川弘文館 一九九五)
- (6) 松尾剛次「葬式仏教の誕生—中世の仏教革命」(平凡社 二〇一一)
- (7) 久田松和則「キリシタン伝来地の神社と信仰」(富松神社再興四百年事業委員会 二〇一一)

- (8) 久田松和則『伊勢御師と旦那―伊勢信仰の開拓者たち』(弘文堂 二〇〇四)
- (9) 神宮文庫所蔵「宮後三頭大夫文書」『肥前国藤津郡彼杵郡高来郡御旦那證文』
- (10) 服部英雄『犬道物を演出した河原ノ者たち』(公益財団法人史学会編『史学雑誌』第一二編第九号 山川出版社 二〇〇二)
- (11) 小島道裕『戦国・織豊期の都市と地域』(青史出版 二〇〇五)
- (12) 神宮文庫所蔵「宮後三頭大夫文書」永禄四年・永禄十年・永禄十一年「肥前日記」前掲註(8)
- (13) 中島圭一「京都における銀貨の成立」(国立歴史民俗博物館編『国立歴史民俗博物館研究報告』第一二三集 国立歴史民俗博物館 二〇〇四)
- (14) 千枝大志「中近世伊勢神宮地域の貨幣と商業組織」(岩田書院 二〇一一)
- (15) 松田毅一・川崎桃太訳『フロイス 日本史』9西九州篇(中央公論社 一九七九) 一六一頁、三七七頁
- (16) 大村市教育委員会編『三城跡跡範囲確認調査報告書』(大村市教育委員会 二〇〇五)
- (17) ヨゼフ・フランツ・シュツェ編、佐久間正・出崎澄男『大村キリシタン史料―アフオンソ・デルセナの回想録』キリシタン文化研究シリーズ12 (キリシタン文化研究会 一九七五)
- (18) 長崎新聞社編『長崎県大百科事典』(長崎新聞社 一九八四) 七七七頁
- (19) 久田松和則「仏教寺院のキリシタン施設転用の一例―大村純忠埋葬地・宝生寺の場合」(キリシタン文化研究会編『キリシタン研究』第二十五輯 吉川弘文館 一九八五)

参考文献

「親俊日記」(竹内理三編『増補 續史料大成』第十二卷(臨川書店 一九九四))

総括と展望―中世から近世へ―

大村氏は、古代的在地領主がそのまま中世期を通じて土着した伝統的系譜を有する豪族で、庶家一門は彼杵地方に

限らず、佐賀地方の杵島・藤津両郡にわたって分散・割拠していた。加えて彼杵地方は、西彼杵半島の基底部「向地」から、同半島の東部「内海」から西部「外海」にかけて、多くの在地領主が存在・割拠していた。これが戦国時代における肥前半島中部の政治的環境・在地の情勢である。

こうした環境のなかで、天文十九年（一五五〇）、大村純忠は大村家の家督を相続したが、純忠は肥前守護有馬晴純（高来郡日野江城主）の二男で、大村家の当主純前は、実子貴明がいたにもかかわらず、貴明を武雄（杵島郡）の後藤純明の養嗣子とし、あえて純忠を養嗣子に迎えて大村家を相続させた。こうした相続の事情から、後藤・大村両氏の間に不和が醸成され、一門家臣は両派に分裂して、純忠は当初から家臣国の統制と領国政治に苦慮し、権力の確立・維持に困難をきたした。

加えて、純忠が大村家を相続した頃の蔵入地は、東彼杵郡の大村・郡村周辺と、西彼杵半島「内海」の大串・日並・形上村など、極めて限られた範囲にとどまっていた。その理由は、それまでの大村氏の権力構造に由来するが、最大の理由は庶家一門及び在地領主が多くの所領を有し割拠していたことにある。こうしたなかで、純忠が庶家一門・在地領主に、更には大村領の奪回を意図する武雄の後藤氏や彼杵周辺の松浦氏（平戸）・西郷氏（伊佐早）の大村進攻に、いかなる戦術・戦略をもって対処するかに、領国形成の課題と特色があった。

純忠は、襲封以前から分家・独立した「旧庶家」に対し、二男（純宣）・三男（純直）を「新庶家」として創出し権力の強化を図る一方、蔵入地の拡大を通じて経済基盤の強化に努めたが、圧倒的優位を占める庶家一門の知行地が全域にわたって存在し、かつ在地領主に對しては旧領安堵の方針で臨んだため、蔵入地の拡大策は余り進展しなかった。そのため、庶家一門の単独知行村は存在しても、全村蔵入地の村は存在しなかった。蔵入地拡大策の失敗は、領主財政の窮乏化を促進する。

こうしたなかで、永祿五年（一五六二）、ポルトガル船が横瀬浦に入港し貿易を求めた。純忠は直ちに貿易を認めて、横瀬浦港をイエズス会に譲渡し、キリシタンの街を建設する一方、ポルトガル商人に宿所を提供し、免税措置を講じ

るなど、可能な限り便宜を図った。更に純忠は翌六年受洗し、バルトロメオの教名を授かり、熱心に布教に従事する一方、重臣にも受洗させた。横瀬浦には九州各地からキリシタンが移住し、急激に信徒が増加した。

純忠は、経済的基盤が弱く、かつ一門家臣団が分裂し、相統当初から家臣団統制に苦慮しているなかにあつて、外国貿易から得る軍事的・経済的利益に着目し、それによつて、みずからの権力の強化に資せしめるとともに、キリスト教による思想統一によつて、一門家臣団の分裂を阻止し、彼等に対する統制を強化して、戦国大名としての独自性を保持し、かつ強化しようとしたのである。こうして、純忠のキリスト教熱は、神社・仏閣の破壊から、路傍の祠・石の地藏尊にまで発展し、養父純前の位牌を焼却させるなど、異常な行動に打つて出た。こうした純忠の行動が反キリスト教の一門家臣や僧侶に衝撃を与え、遂に領内に不穏な空気を漂わせた。

かねて大村領の奪回を意図する武雄の後藤貴明は、こうした大村領内の情勢をみて、巧妙な策を弄し、反純忠派の一門家臣と呼応して、一挙に純忠を攻撃した。純忠は多良岳に逃亡したが、反逆者達は武装して大村館に侵入し、手当たり次第略奪し、破壊し、放火して、すべてを烏有に帰せしめた。一方、横瀬浦は混乱状態に陥り、豊後商人らによつて、貿易品は略奪され、町や教会はことごとく焼き払われた。横瀬浦は開港一年にして、これまたすべて烏有に帰したのである。

ポルトガルは、なおも貿易継続を意図してキリシタン大名である大村領内を物色し、その結果、福田開港となり、次いで長崎開港へと発展する。純忠にとつて、ポルトガルとの貿易継続こそが、みずからの権力を強化し領国体制を維持する方法であり手段であつた。

一方、大村館を追われ多良岳に逃亡した純忠は、間もなく大村を奪回し、新しく大規模な三城城を構築し外敵の侵入に備えた。この三城城の構築は、後藤(武雄)・松浦(平戸)・西郷(伊佐早)氏らの三城城攻撃を死守する効果を發揮したが(元龜三年、三城七騎籠)、長崎開港は、新たに長崎港外の深堀氏の攻撃を受けることとなり、その結果、長崎の町々は焼き払われ、長崎最初の教会トードス・オス・サントスが焼失した。深堀氏はその後も天正年間にか

て、執拗に長崎攻撃を繰り返した。

純忠領国体制の危機は、こうした外敵の再三にわたる攻撃のほか、領内そのもののなかにあった。それは庶家一門や在地領主・給人の反抗である。それはまさに、内憂外患とも称すべき政治的環境である。ここに至って純忠は、遂に天正二年（一五七四）、キリスト教による思想統一を志向し、寺社を破壊して、全領民をキリシタン信徒たらしめようとする一大改宗運動を展開した。それはかつての横瀬浦方式を、全領規模で実施したものとといってよい。一方、イエズス会は大村領にキリスト教を普及する好機と捉え、領内に改宗運動を展開し、仏教信仰を根絶するよう勧告している。

そうしたなかで、純忠は新たな外患に直面した。それは龍造寺隆信の大村攻撃である。守護大名少弐氏に代わって戦国大名として台頭した隆信は、東部肥前を平定したのち、西部肥前の制圧に乗り出し、その一環として大村攻撃を開始した（天正三年）。翌天正四年、純忠は隆信・政家父子に対し起請文を提出したが、ここでは大名領主としての独自の立場を堅持している。

ところが、隆信の三男家信が後藤家の養子となった天正五年以降、隆信の大村攻撃は熾烈を加えた。この年、松浦地方を再征し、新たに松浦党支流を麾下に収めた隆信は、みずから鍋島氏以下の新旧家臣団を伴って大村へ進攻した。次いで南進して伊佐早の西郷氏を攻撃し、更に七浦（藤津郡）に進攻して、同地の有馬勢を掃討し、そこから有明海を縦断して、一挙に有馬氏の本拠神代（南高来郡）に上陸し、有馬氏と交戦したが、この時、神代領主神代貴茂は、隆信の麾下に属して各地で奪戦した。翌六年、隆信は大軍を率いて南高来を再征したが、有馬氏配下の有力武将の内応によって、有馬晴信は交戦を断念し、龍造寺氏の麾下となった。こうして、隆信の肥前制覇が完了し、直ちに隣接諸国に対する経略を開始し、天正八年までに、肥前・筑後・肥後・筑前・豊前の五カ国に壱岐・対馬二島を加え、五州二島の太守となった。

一方、長崎開港以来、ポルトガル船は年々長崎に入港したが、天正四年（一五七六）、定期船ならぬジャンク船が、

有馬氏の所領である島原半島南端の口ノ津港に入港した。次いで同七年、巡察視ヴァリニアニーを乗せた司令官ブリトの定期船が、初めて長崎港に入らず、口ノ津港に入港した。純忠にとつては非常な衝撃であつたに相違ない。ここにおいて純忠は、長崎防衛とそこでの外国貿易独占のため、遂に長崎及び茂木をイエズス会に寄進するに至つた。そこには、隆信の長崎領有を恐れて、最悪の場合の避難所として、みずからの生命と財産を確保しようとする狙いがあつた。

さて、日本の戦国時代は、いわゆる「大航海時代」に相当する。新大陸が発見され新航路が開拓されて、ヨーロッパを中心に世界が一元化する傾向に向かつた。その先頭に立つたのがスペインとポルトガルである。この両国は「デマルカシオン」の規定に基づき、世界の二分制征服を意図し、世界戦略に乗り出した。その戦略は、まず宣教師を派遣して改宗運動を展開し、次いで貿易を開始して富を収奪・蓄積し、最後に軍隊を派遣して植民地化するという三位一体の戦略である。

純忠が受洗してキリシタン大名となり、寺社を破壊して、住民のオールキリシタン化を志向したのは、彼の戦略の第一段階に相当する。次いで貿易によって、利益を追求し、富の蓄積を求めたのは、その第二段階に当たり、最後に長崎・茂木を寄進したことは植民地化へ第一歩を踏み出したものである。一方、内政においては、みずからの権力を強化するための「新庶家」(二男純宣・三男純直)の創出は、膨大な知行地を分散・支給することによって、蔵入地の減少をきたし、当該知行村の相給知行を促進して、複雑な知行村を形成し、更には純忠自身の相対化を招来した。それでもなおかつ、ローマ教皇の權威を後盾に、「キリシタン国」創設の夢を追い続けた。これがいわゆる天正遣欧少年使節の派遣である。

これより先、天正八年(一五八〇)、純忠は隆信から人質の提出を求められ、嫡子喜前を人質として佐賀に送つた。次いで隆信は、大村家最高の家臣(純忠の二男純宣・三男純直)を人質として拘留しておいて、純忠に対し大村三城城からの退去を命じた。ここにおいて、純忠は一時完全に大名領主権を喪失した。これは戦国大名としての最大の屈

辱であり敗北であった。ところが、隆信は二年後喜前を大村に帰還させ、喜前を傀儡として、みずからの家臣を随伴させた。こうして表面は宣教師らを好遇するよう見せ掛けながら、随伴した隆信の家臣は、キリシタンを殺害し、あるいは財産や妻子を奪取した。

ところで、龍造寺氏は、北部九州五カ国を支配下に収める、五州二島の太守^①になったとはいえ、その支配は不安定な基盤のうえに立っていた。それは麾下に属した在地領主の反乱であり、大友氏（豊後）との係争地である筑後の在地領主に特にみられた。それは全九州を制圧しようとする島津氏の北上、中九州への進攻と深く連動している。

一方、龍造寺氏が反乱を起こした筑後の在地領主の鎮撫に主力を注いでいる間に、肥前高来郡においては、有馬晴信が島津氏に内通して攻撃を開始した。天正十二年（一五八四）二月、島津義久は有馬氏救援のため島津軍を高来に派遣したため、龍造寺・島津両軍は肥前島原において全面対決した。三月下旬、隆信は大軍を率いて高来に南下し、同二十四日、有馬・島津の連合軍と島原において合戦したが（沖田畷の戦い）、隆信は鍋島直茂の献策・戦術を無視し、みずから中央突破を試みたところ、有馬・島津の連合軍に一斉射撃を受けて戦死した。

沖田畷の戦いにおける龍造寺軍の敗北・隆信の戦死により、純忠はようやく龍造寺氏の支配から解放され、大名領主権を回復することができた。しかし、平戸松浦領との隣接地帯である早岐・折宇瀬・針尾・日宇・佐世保五カ村の在地給人が農民とともに蜂起し、また「向地」の長与村の長与純一も純忠に反抗するなど、純忠の領国支配はなお不安定な状況にあった。また、長崎は島津氏の支配下にあり、ポルトガル船も平戸に入港する有様であった。

これらの事実、龍造寺氏の支配から解放され、領主権を回復することに成功したものの、大名領主としての純忠の権力は未だ脆弱であり、かつ領内に対する支配権は、十分浸透していなかったことを示している。大村氏と平戸松浦氏の領域協定が最終的に決定するのは天正十四年（一五八六）であり、その結果、先の五カ村は平戸松浦氏の所領となった。

天正十五年（一五八七）、秀吉はみずから九州に出陣し、島津征伐の指揮に当たった。純忠は秀吉の下知に服し、

直ちに嫡子喜前に出陣せしめた。純忠は喜前の出陣中、戦国大名として多くの課題をかかえながら、天正十五年五月十八日、波瀾に富んだ生涯に終止符を打った。

天正十五年、秀吉の九州平定によって、九州は豊臣権力を中心とする新しい支配体制のなかに組み込まれ、九州の戦国大名は、ここで一挙に近世大名(藩)に推転し、いわゆる大名領国制が全面開始された。近世大村藩が成立したのは、実質この時であり、まもなく、大村喜前が初代藩主となる。

秀吉は九州平定後の同年六月十五日、突如従来の方針を一変し、「バテレン追放令」を發布すると同時に、長崎を大村氏から没収して直轄領(天領)に編入した。秀吉は我が国を「神国」と意識したうえで、イエズス会に領土的野心ありと認識し「バテレン追放令」を發布したが、注目すべきことは、統一権力である秀吉が、国家権力の意志として、初めてキリスト教の禁止を天下に表明したことである。

ところが、秀吉は同追放令において、布教と貿易を分離し、布教を禁止しながら、貿易はこれを認め、仏法の妨げをしない商人は、たとえキリシタン国であろうと歓迎する意志を表明し、貿易の継続と振興を図った。秀吉は外国貿易の利に着目し、みずからの権力の強化に資したのである。

一方、秀吉は大村・有馬両氏が長崎・茂木・浦上をイエズス会に寄進している現状に鑑み、藤堂高虎を派遣して、長崎・茂木・浦上を没収し、教会を破壊して、長崎の住民に多額の罰銀を支払うよう命じた。次いで翌天正十六年四月二日、鍋島直茂を長崎代官に任じ、「定」を制定して、長崎を直轄領とした。秀吉は当時最大の貿易港として発展していた長崎を大村氏から没収し、直轄支配することによって、貿易独占を企てたのである。

ここにおいて、大村氏は秀吉によって近世大名として領主権を確認されながら、それとほぼ期を同じくして發布された「バテレン追放令」を前に、純忠時代における諸政策の根本的転換を要求されると同時に、何よりも長崎の収公によって、これまで確保してきた貿易利潤を完全に喪失することとなり、藩財政は成立当初から極度の困窮に陥り、早晩庶家一門をはじめ、麾下家臣団に対し、何らかの形で強力な手を打つ必要に迫られた。

文禄元年（一五九二）、文禄・慶長の役の勃発により、初代藩主喜前は朝鮮出兵を命じられた。そのため、長崎の収公^レ貿易利潤の喪失により極度に窮乏した藩財政を再建するための諸政策は、即座に実現しなかった。しかし、逆に朝鮮出兵は、統一権力である秀吉権力を背景に、軍役関係への包摂を通じて、庶家一門をはじめとする麾下家臣団に対して、強力な統制を加える契機となった。

例えば、中世以来の在地領主の系譜を有する「外海」福田村の福田氏は、文禄元年、喜前に属して朝鮮の役に出兵し、慶長三年（一五九八）、帰国ののち、正式に大村氏と君臣関係を結び、伝来の所領福田村を離れ、城下大村に移居した（↓家臣団の城下集中）。

次に、「外海」最大の在地領主小佐々氏は、朝鮮の役に積極的功績を示さなかったため、以降の小佐々氏を不利なものとし、弾正の子市右衛門のとき幼少の理由によって統制を受け、本貫地「外海」多以良村以外の所領はことごとく没収された。そのほか神浦・太田和・天久保・瀬戸氏など、「外海」の在地領主に系譜を有する家臣団は、朝鮮の役を契機に取り潰された。

重要なことは、朝鮮出兵に際しての「軍陣」（軍役負担）が、個々の家臣団の「自分賄」（^{じぶんまわい}）であったことである。そのため財政不如意の家臣団は出陣することができなかった。このことは純忠時代はおろか喜前時代においても、領主と家臣団との間に、未だ^レ御恩と奉公^レに基づく封建的主従関係が成立していなかったことを示しており、ここに戦国大名純忠の決定的弱点があった。長崎・大村領をめぐる内憂外患^レの政治的環境のなかで、他の戦国大名・在地領主の進攻に対し守勢に立たされ、あるいは一門・家臣団の反抗にあったのは、実はこうした封建的主従関係の未成熟にあったのである。軍勢力・経済力を強化するためのポルトガル貿易独占は、純忠権力の強化に機能せず、キリスト教による思想統一を目指した寺社破壊は、逆に領国支配の混乱に拍車をかけた。そこに戦国大名純忠の根本的弱点と政策矛盾があったが、なおも純忠は封建的主従関係の未成熟ななかで、ポルトガル貿易独占による政策路線を推進したのである。

そこで喜前は、朝鮮の役を契機として、麾下の家臣団に対し、統一権力をバックに強力な統制排除ないし臣従登用を促進し、しかも帰国ののち、兵農分離を促進する一方、在地領主に系譜を有する一部家臣団を取り潰し、その領地没収による蔵入地編入策を推進して、みずからの権力を強化しながら、朝鮮の役において軍功のあった家臣団に対して恩賞として再分配するなど、藩主と家臣団の封建的主従制を強化しながら、領内の全家臣団を近世大名家臣団として大村藩体制下に位置づけたのである。ここに純忠との決定的相違が存在するが、それは大村領における中世から近世への推移・転換を示すものであった。

一方、これに呼応して、慶長三年（一五九八）、新しく玖島城を構築し始め、庶家一門以下大身の家臣団に対して、屋敷を与えて家作せしめ、「外海」の家臣団も城下に集中し、城下町を整備した。次いで翌四年、初めて領内総検地を実施し、その結果、高二万一四二七石を打ち出した。ここに大村領は幕藩体制下の藩としてみずからの体制を整備し、その後の藩政を推進していく。

しかし、長崎の収公による貿易利潤の喪失により、初期藩財政は極度に困窮しており、かつ中世以来の庶家一門は圧倒的優位を占め、それを支える膨大な知行地の存在によって、藩主の絶対権の確立は阻止されていた。そこで断行されたのが、慶長十二年（一六〇七）のいわゆる「御一門払い」の政策である。

「御一門払い」の断行により、庶家一門二〇名のうち、最高の家臣である両家（藩主喜前の実弟、純忠二男の大村何右衛門純宣と三男善次郎純直）の知行は半減されたほか、一三名の庶家一門の知行地はことごとく没収され、他に追放された。その没収総高は六六七四石に達し、これは大村藩総石高の実に三六割に当たっている。また、知行を半減された両家は、その後世嗣断絶及び子の乱心によって絶家となったため、実際の没収総高は八一三八石余となり、これは庶家一門の知行高の実に九四割に当たっている。

「御一門払い」による庶家一門の凋落は、いまや明らかである。それは家臣団構成における中世的体制から近世的体制への移行を示している。しかも、「御一門払い」によって藩主権力は著しく強化され、没収地の蔵入化によって経

済的基盤も強固となり、成立期の財政窮乏はひとまず克服された。それと同時に、全家臣団の編成替えが行われ、在地領主層に系譜を有する家臣が上級家臣に登用されて、譜代とともに藩政を担当するなど、これまでの諸氏の序列は、ここで大きく変化した。こうして、大村藩においては、藩主独裁権の確立のもと、封建的主従制が強化され、その後の藩政が展開されることとなった。

ここで、「御一門払い」後の新しい知行制の展開の過程で、ひとまずそれを清算し、領内に対する生産力の再把握を意図して、慶長十七年、第二回の総検地を実施した。その結果、六五四七石の打ち出しが可能となった。こうして、大村藩の石高は二万七九七三石となり、これが大村藩の朱印高となって、幕末まで継承されたのである。

(藤野 保)

◆コラム◆

後藤貴明の肖像

大村の歴史に関心がある方なら、後藤貴明（一五三四〜八三三）のことはご存じであろう。貴明は大村純前の実子でありながら、有馬晴純の子（純忠）が大村の家督を継ぐことになる。貴明は、戦国武将の肖像は、絵画で残されている。戦国武将の肖像は、彫刻は極めて珍しいが、近親者のみを知る生前の姿や雰囲気をも十分に再現しているにちがいない。きりりと引き締まった顔立ち、戦に明けくれた武将に似つかわしいもので、背筋ののびた姿勢も力強い。腰にたばさむ刀は、朱塗りの鞘と長い柄が目立つ派手なつくりだが、この頃の流行である。

武雄市の貴明寺きみょうじに伝わる後藤貴明像は、没後まもない天正十六年（一五八八）に造られたこと、妻の宗雪や息子の家均が関わっていることなどが背中などに墨書されている。戦国武将の肖像は、絵画で残される

ことが多く、彫刻は極めて珍しいが、近親者のみを知る生前の姿や雰囲気をも十分に再現しているにちがいない。きりりと引き

締まった顔立ち、戦に明けくれた武将に似つかわ

しいもので、背筋ののびた姿勢も力強い。腰にたばさむ刀は、

朱塗りの鞘と長い柄が目立つ派手なつくりだが、この頃の流行である。

後藤貴明像を制作した感定軒は、筑前博多の仏師である。前年の天正十五年（一五八七）には、伊万里・円通寺の観音像を造っているが、これは貴明の孫娘の



写真3-38 後藤貴明像

（武雄市 貴明寺所蔵）

菩提を弔うためのものといわれ、後藤家との縁を感じさせる。感定軒の事績はほかに天正十年（一五八二）に巻岐・妙泉寺の地藏菩薩像にかかわる記録が分かる程度であり、多くは知られない。後藤貴明像は、九州らしく、クスを材とした寄木造りで、目には水晶をはめている。戦国武将らしい気迫をそなえた力作である。

《背面墨書》

龔奉刻彫御影之事

後藤伯著守藤原貴明公尊像也

令安置於芦原之村光明寺者也

任持一傳叟佛師感定軒 敬白

天正十六戊子

霜月吉日孝子藤原家均

并後室宗雪

本願次郎左衛門尉



写真3-39 後藤貴明像墨書
(武雄市 貴明寺所蔵)

（竹下正博）